

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月25日
【事業年度】	第64期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	株式会社オリエントコーポレーション
【英訳名】	Orient Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯盛 徹夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤田 智道
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町5丁目2番地1
【電話番号】	(03)5877-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤田 智道
【縦覧に供する場所】	株式会社オリエントコーポレーションさいたま支店 (さいたま市浦和高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月		2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益	(百万円)	243,135	229,793	229,806	227,693	229,054
経常利益	(百万円)	24,439	22,553	28,994	23,070	16,118
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	20,654	19,695	19,476	19,035	12,571
包括利益	(百万円)	15,965	33,136	15,106	18,242	18,127
純資産	(百万円)	251,569	228,464	216,837	229,775	245,683
総資産	(百万円)	5,584,777	2,505,831	2,472,174	2,413,949	3,147,643
1株当たり純資産額	(円)	125.39	119.90	1,249.79	1,324.44	1,388.79
1株当たり当期純利益	(円)					
普通株式に係る1株当たり 当期純利益		10.85	10.54	105.54	110.92	73.30
第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益		45.73	54.35	108.45	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	10.85	10.54	105.54	110.92	73.29
自己資本比率	(%)	4.5	9.0	8.7	9.4	7.6
自己資本利益率	(%)	8.1	8.9	8.8	8.6	5.4
株価収益率	(倍)	11.15	16.45	11.75	9.94	14.64
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	66,772	54,580	81,757	32,201	43,465
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,236	14,002	19,013	20,332	44,483
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	55,830	44,174	40,150	80,676	221,627
現金及び現金同等物の期末 残高	(百万円)	300,279	385,176	408,187	339,844	479,360
従業員数	(人)	4,652	4,966	6,084	6,098	6,729
[外、平均臨時従業員数]		[4,133]	[4,108]	[2,419]	[2,423]	[2,473]

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を親会社株主に帰属する当期純利益から控除し算出しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(1株当たり情報)」に記載のとおりであります。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。
- PT Orico Balimor Financeとの企業結合について第61期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第62期に確定しております。第61期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

5. 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者（無期転換従業員）を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。
6. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 当社は、債権の回収を行う保証については業界の実務慣行として保証残高を信用保証割賦売掛金と信用保証買掛金として連結貸借対照表に計上していましたが、当連結会計年度から連結貸借対照表に計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。第61期から第63期についても遡及適用後の総資産及び自己資本比率となっております。なお、会計方針の変更に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況
1 連結財務諸表等 注記事項（会計方針の変更）」をご覧ください。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第60期	第61期	第62期	第63期	第64期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	225,667	208,939	199,418	190,894	187,891
経常利益 (百万円)	26,269	18,999	20,097	13,620	16,530
当期純利益 (百万円)	23,976	16,165	14,797	13,418	11,364
資本金 (百万円)	150,051	150,067	150,069	150,075	150,075
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	1,718,494	1,718,727	1,718,747	171,882	171,882
優先株式	35,000	20,000	-	-	-
純資産 (百万円)	235,443	193,878	181,790	189,901	193,606
総資産 (百万円)	5,492,852	2,404,224	2,347,118	2,239,545	2,522,357
1株当たり純資産額 (円)	116.12	100.96	1,058.98	1,107.12	1,128.71
1株当たり配当額 (円)					
普通株式 (うち1株当たり中間配当額)	3.00 (-)	3.00 (-)	3.00 (-)	40.00 (-)	40.00 (-)
第一回種優先株式 (うち1株当たり中間配当額)	28.76 (-)	28.81 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)					
普通株式に係る1株当たり 当期純利益	12.78	8.48	78.28	78.19	66.25
第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益	45.73	54.35	108.45	-	-
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	12.78	8.48	78.27	78.19	66.25
自己資本比率 (%)	4.3	8.1	7.7	8.5	7.7
自己資本利益率 (%)	10.2	8.2	7.9	7.2	5.9
株価収益率 (倍)	9.47	20.88	15.84	14.11	16.20
配当性向 (%)	23.5	40.7	38.3	51.2	60.4
従業員数 (人)	3,432	3,333	4,247	4,133	4,045
[外、平均臨時従業員数]	[3,203]	[3,080]	[1,785]	[1,686]	[1,540]
株主総利回り (%)	109.7	141.6	117.7	109.1	110.0
(比較指標：日経平均株価) (%)	(89.2)	(137.6)	(131.2)	(132.2)	(190.4)
最高株価 (円)	183	168	173	1,236 (139)	1,211
最低株価 (円)	100	101	113	1,098 (110)	1,031

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を当期純利益から控除し算出しております。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。

4. 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者（無期転換従業員）を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。
5. 最高・最低株価は、第62期までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、第63期からは東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
6. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第63期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
8. 当社は、債権の回収を行う保証については業界の実務慣行として保証残高を信用保証割賦売掛金と信用保証買掛金として貸借対照表に計上していましたが、当事業年度から貸借対照表に計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。第61期から第63期についても遡及適用後の総資産及び自己資本比率となっております。なお、会計方針の変更に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 注記事項（会計方針の変更）」をご覧ください。

2【沿革】

1950年代 ~ 1970年代	1954年12月 1961年 8月 1967年 5月 1972年12月 1974年 4月 1974年10月 1977年10月 1978年 6月 1979年 9月	協同組合広島クーポンを設立 広島信用販売株式会社を設立 協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始 広島信販株式会社に商号変更 本社の新社屋を広島市中区幟町14番 8号に建設移転 株式会社オリエントファイナンスと合併 広島証券取引所に上場 東京証券取引所市場第二部に上場 本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転 東京証券取引所市場第一部に上場
1980年代 ~ 2000年代	1985年12月 1989年10月 1999年 1月 2000年 9月 2004年 3月 2004年 7月 2005年 2月 2007年 3月 2007年 8月 2008年 3月	現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズを設立 株式会社オリエントコーポレーションに商号変更 日本債権回収株式会社を設立 本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1(現所在地)に建設移転 オリファササービス債権回収株式会社を設立 株式会社みずほ銀行と業務提携 伊藤忠商事株式会社と業務提携 株式会社C A L 信用保証を設立 伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し、伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に商号変更 東京証券取引所市場第二部へ指定替え 株式会社オリコオートリースを設立
2010年代	2010年 9月 2011年 3月 2015年 4月 2015年 5月 2017年10月 2019年 9月	株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる 東京証券取引所市場第一部に復帰 株式会社オリコビジネスリースを設立 タイでOrico Auto Leasing(Thailand)Ltd.を設立 家賃保証会社を買収し株式会社オリコフォレントインシュアへ商号変更 フィリピンでOrico Auto Finance Philippines Inc.を設立
2020年代 ~	2021年 3月 2022年 4月 2022年 6月 2023年 9月 2024年 3月	インドネシアのオートローン会社を買収しPT Orico Balimor Financeへ商号変更 東京証券取引所の新市場区分「プライム市場」に移行 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行 株式会社オリコオートリースを連結子会社化 株式会社オリコビジネスリースを連結子会社化 個品割賦事業会社を買収し株式会社オリコプロダクトファイナンスへ商号変更

(注) 当社(オリエントコーポレーション)の設立年月日は1951年3月15日ですが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更(500円から50円に変更)のため、1974年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革より記載しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用会社3社にて構成され、主な事業活動は以下のとおりとなります。

(1) 個品割賦事業

お客さまが当社の加盟店から商品の購入やサービスの提供を受け、分割払い等を希望する場合、当社がお客さまの信用調査を行い、承認したお客さまに代わり加盟店へ利用代金を立替払いし、お客さまは当社に分割払い等にて支払います。

主要な商品は「オートローン」「オートリース」「ショッピングクレジット」となります。

(2) カード・融資事業

お客さまからクレジットカード申込を受け、当社が信用調査を行い、承認したお客さまに対してクレジットカードを発行します。

お客さまはクレジットカードにて、1回払い又は分割払い・リボルビング払いで商品やサービスの提供を受け、当社がお客さまに代わり加盟店へ利用代金を立替払いし、お客さまは当社に約定に基づいて支払います。

クレジットカードには、当社の「プロパーカード」、加盟店と提携して発行する「提携カード」、法人代表者や個人事業主向けの「ビジネスカード」があり、ショッピング機能のほかにキャッシング機能が付帯されております。また、別に融資専用の「ローンカード」の発行や目的ローン等の無担保融資等を行っております。

(3) 銀行保証事業

お客さまが提携金融機関に借入を申し込むにあたり、当社が信用調査を行い、承認したお客さまの債務を保証するものであります。

(4) 決済・保証事業

家賃決済保証

お客さまが入居を希望するアパート・マンション等の毎月の賃料を、グループ会社が信用調査を行い、承認したお客さまの債務を保証するものであります。

売掛金決済保証

企業間取引における売掛金を、当社が信用調査のうえ承認した法人より集金し、加盟店へ支払い及び保証を行っております。

集金代行

加盟店からの依頼に基づきお客さまから各種費用の徴収・収納代行を行っております。

小口リース保証

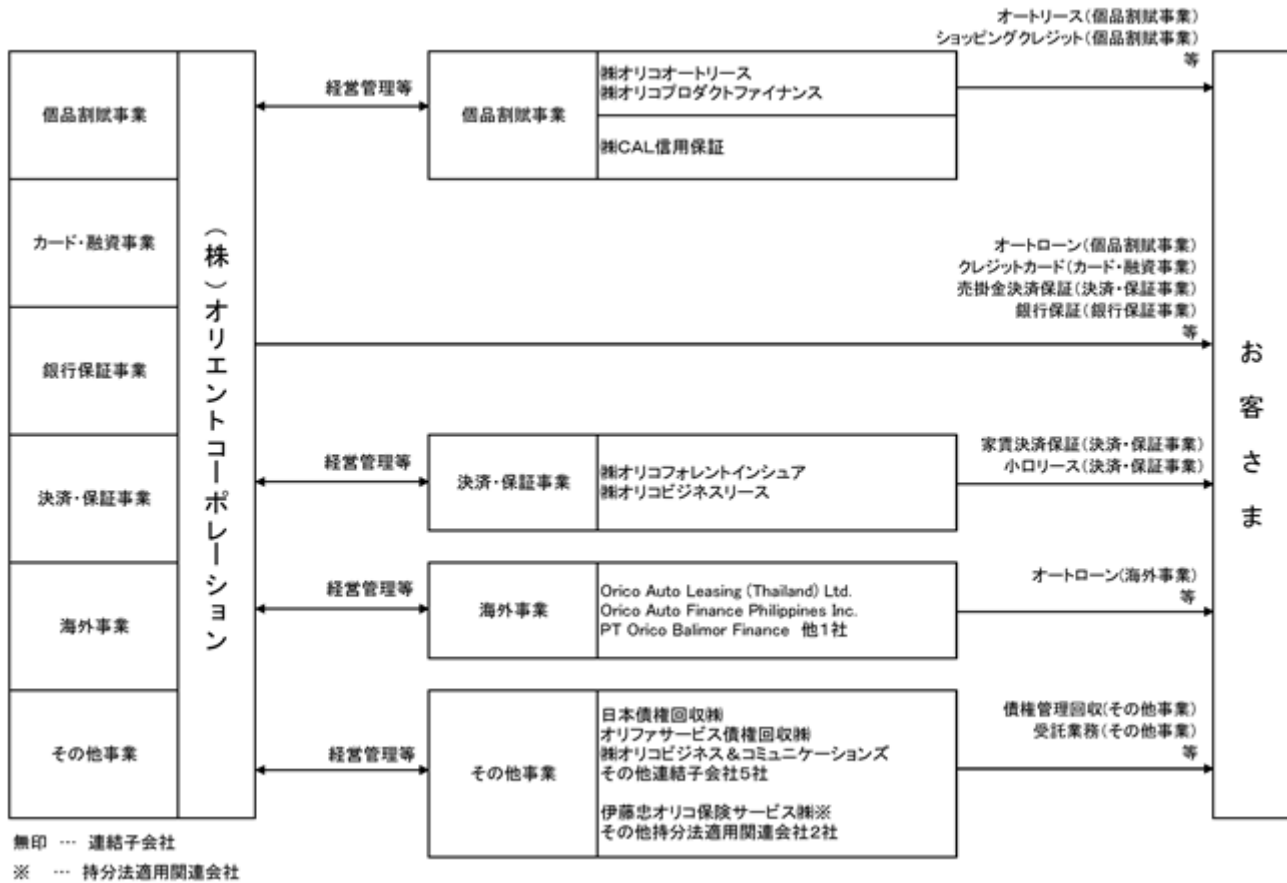
法人や個人事業主のお客さまからの提携リース会社に対するリース申込に際し、当社が信用調査を行い、承認したお客さまの保証を行います。また、お客さまとのリース契約は提携リース会社が行っております。

(5) 海外事業

タイ、フィリピン及びインドネシアにおけるオートローン及びこれに関連する事業を行っております。

[事業系統図]

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。(2024年3月31日現在)



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合(%)	関係内容
(連結子会社 17社)				(所有)	
(株)CAL信用保証	東京都 千代田区	50	オートローン	100.0	業務提携等 役員の兼務等
(株)オリコプロダクトファイナ ンス	東京都 千代田区	3,910	ショッピングクレ ジット オートローン	100.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
(株)オリコオートリース	東京都 台東区	240	オートリース	65.9	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd.	タイ バンコク	937百万 タイバーツ	オートローン	100.0 (90.0)	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
Orico Auto Finance Philippines Inc.	フィリピン マニラ	600百万 フィリピン ペソ	オートローン	100.0	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
PT Orico Balimor Finance	インドネシア ジャカルタ	149,165百万 インドネシア ルピア	オートローン	51.0	借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等
(株)オリコフォレント インシュア	東京都 港区	391	家賃決済保証	100.0	資金の供給 業務提携等 役員の兼務等
(株)オリコビジネスリース	東京都 台東区	240	小口リース	80.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
(株)オリコビジネス& コミュニケーションズ	東京都 千代田区	100	商事物販・広告宣伝	100.0	業務委託等 役員の兼務等
日本債権回収(株)	東京都 千代田区	700	債権管理回収	100.0	資金の供給 業務提携 役員の兼務等
オリファサービス債権回収(株)	東京都 新宿区	500	債権管理回収	100.0	業務委託 役員の兼務等
その他 6社					
(持分法適用関連会社 3社)					
伊藤忠オリコ保険サービス(株)	東京都 港区	200	保険代理店業務	35.0 (35.0)	業務提携等 役員の兼務等
その他 2社					
(その他の関係会社)				(被所有)	
(株)みずほフィナンシャル グループ (注) 2	東京都 千代田区	2,256,767	金融持株会社	49.1 (49.1)	-
(株)みずほ銀行 (注) 2	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	48.8	資金の借入 業務提携等
伊藤忠商事(株) (注) 2	東京都 港区	253,448	総合商社	16.5	業務提携等

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	臨時従業員数(人)
主要事業	5,952	2,034
その他の事業	777	439
計	6,729	2,473

- (注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、主要事業とその他の事業に区分して記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は有期労働契約従業員であります。
 3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が631人増加しておりますが、主として株式会社オリコプロダクトファイナンスを連結子会社化したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	臨時従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,045	1,540	42.5	16.9	6,127,568

- (注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は有期労働契約従業員であります。
 3. 平均年齢・平均勤続年数・平均年間給与は当社への出向者及び無期転換従業員を除いております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 従業員数の内訳は、男性1,620人、女性2,425人であります。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数1,744人)があり、上部団体には加入しておりません。また、一部の国内連結子会社において労働組合があります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

2024年3月31日現在

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1, 2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)3	労働者の男女の賃金差異(%) (注)1, 4		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
27.6	108	44.7	48.9	50.0

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 管理職の範囲は、4段階の職階のうち上から2番目のマネジメント職階以上と位置付けており、課長職に匹敵する役割を担う課長代理までの職位を含めております。営業店課長と課長代理は同じ等級としている他、各部室店における経理責任者の任命基準など複数業務で課長と同等の権限を付与しております。課長補佐は1つ下の職階に位置付けられた非管理職につき含めておらず、係長の職位は存在しません。なお、課長代理を除いた場合の管理職に占める女性労働者の割合は22.4%となります。
 3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

4. 労働者における男女の賃金差異は、パートタイマーの人数比率が大きく影響するものであります。なお、パートタイマーを除いた場合の率は下記のとおりであります。

- 1) 全労働者 : 62.6%
 2) うち正規雇用労働者 : 61.0%
 3) うち有期労働者 : 80.3%

男女の賃金差異につきましては、現在新たな人事制度として段階的に進めている、自律的キャリア形成支援や年齢に捉われない登用、転居転勤義務の有無を含めたキャリア形成のあり方によって区分してきたコース別管理制度の廃止、また、インクルージョン&ダイバーシティの取組みによる女性管理職比率の向上等、多様性を受け入れ社員一人ひとりが自分らしく活躍できる組織風土の実現を通じて、縮小をはかってまいります。

連結子会社

女性活躍推進法に基づく管理職に占める女性労働者の割合等の公表対象となる連結子会社は以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2,3	労働者の男女の賃金差異(%) (注)1		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
従業員301名以上					
(株)オリコプロダクトファイナンス	7.2	64	67.3	73.0	89.8
(株)オリコフォレントインシュア	23.6	100	67.5	66.0	96.5
日本債権回収(株)	18.9	100	52.3	47.8	40.3
(株)ビジネスオリコ	27.3	-	55.9	22.9	50.2
従業員101名以上					
(株)オリコオートリース	0.0	-	-	-	-

- (注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 「男性労働者の育児休業取得率(%)」のうち、対象者がいない連結子会社については、「-」表示としています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの理念、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 理念等

当社グループは、2024年4月からステークホルダーに果たすべきパーパスや全従業員が共有すべきバリューから成る「理念」をすべての企業活動の基盤として位置付けました。

また、理念の制定を受け、当該理念とサステナビリティ経営との整合性を担保すべく、めざすサステナビリティ経営像を明確にするため、「サステナビリティ基本方針」を「オリコがめざすサステナビリティ」に改正いたしました。

〔パーパス〕

その夢の、一歩先へ
Open the Future with You

〔バリュー〕

正しさを求める 信頼を育む
未来を想う 挑戦を楽しむ

〔オリコがめざすサステナビリティ〕

わたしたちは、「その夢の、一歩先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするというわたしたちの想いが込められています。

わたしたちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、わたしたちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

(2) 経営戦略

当社は、長期目線で社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸として、10年後のめざす社会・めざす姿を定め、そこからバックキャストし、2023年3月期を初年度とする3ヵ年の中期経営計画をスタートさせております。中期経営計画のスローガンとして「Transformation Now! “お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”」を掲げ、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタルグリーンオープンイノベーションを切り口に、新時代の金融サービスグループへの変革(＝トランスフォーメーション)を通じて、社会への貢献と企業価値の向上を実現してまいります。

上記をめざし、以下の重点戦略を実践してまいります。

〔事業戦略〕

リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営の遂行

- ・重点市場(決済・保証事業、海外事業)深耕と新規事業の探索
- ・顧客ニーズを起点としたマーケットイン型営業の確立
- ・異業種・先端企業との協働による新商品・サービスの創出
- ・プロセスイノベーションの深掘

〔経営基盤・資本政策〕

- ・多様性に富んだ人材集団づくり、新時代のための人事の基盤づくり
- ・プライム市場に適合した体制構築等ガバナンス強化
- ・財務健全性・資本効率・株主還元の最適なバランス実現、安定的・継続的な配当実施

事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を
上位概念として経営の中核に据えた事業運営

3年後の到達点(2030年からバックキャスト)	
<input checked="" type="checkbox"/> 従来型の信販モデルから発展的に脱却し、デジタル、グリーン、オープンイノベーションを切り口に、お客さま起点で価値を創造し、社会への貢献と企業価値向上を実現	
マテリアリティ(重要課題)	
安全・安心で利便性の高いキャッシュレス社会実現への貢献	持続可能な地域づくりへの貢献
金融ノウハウの活用を通じた新たな顧客体験価値の創造	人材の多様性と育成及び働き方改革
脱炭素・循環型社会実現への貢献	ガバナンスの強化



重点戦略

事業戦略

リスクリターン、コストリターンをベースとした事業ポートフォリオ運営の下、以下の戦略を遂行

1. 重点市場の深耕と新規事業の探索

- ・決済保証事業／海外事業を重点領域と位置づけ深耕
- ・B2B等、次の柱となり得る新たな事業分野を開拓

2. マーケットイン型営業の確立

- ・真に顧客ニーズを起点として、既存の領域に捉われない付加価値の高い商品・サービスやソリューションを提供

3. 異業種・先端企業との協働による新商品・サービス創出

- ・デジタルマーケティングとオープンイノベーションを礎に、新たな商品・サービスを創出

4. プロセスイノベーションの深堀

- ・先端技術も活用しつつ、顧客利便性と環境負荷軽減に資する業務プロセス改革

経営基盤

財務規律・資本政策

ガバナンス

新たな人材戦略

健全性と収益性の両立
I 種優先株式償還後の新たな資本政策

資本政策の基本方針

財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現

財務健全性

安定的かつ効率的な資金調達体制を構築

株主還元

配当性向30%を目処

資本効率

リスク・コスト/リターンに基づく
事業ポートフォリオ運営

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行し行動制限の緩和やインバウンド需要の回復などにより、経済活動及び社会活動の正常化が進みました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東での紛争の深刻化など地政学リスクは世界経済にも大きな影響を与えております。とりわけ、物価高騰への対応として米国をはじめ各国は政策金利を引き上げ、わが国においても17年振りの政策金利の引き上げを行うなど、「金利のある世界」への復帰に向けた大きな節目を迎えております。

こうしたなか、中期経営計画2年目である2024年3月期の当社業績は大変厳しいものとなりました。とりわけ、海外事業、特にタイ子会社においては、中国経済減速の影響を受けたタイ経済の低迷もあり、延滞債権の急増とともに貸倒関係費が大幅に増加しました。国内においても重点取組事項と位置付けた個品割賦事業の構造改革の成果刈り取りが次年度以降に持ち越されるなど、海外事業でのマイナス要素を打ち返すことができず、業績の下方修正を余儀なくされる結果となりました。

このような状況に加え、今後、市場金利の上昇による金融費用の増加等の影響も勘案し、中期経営計画の経営目標として掲げた最終年度(2025年3月期)の経常利益計画400億円等の達成は極めて困難な状況となったことを踏まえ、経営目標を以下のとおり修正いたしました。

	2025年3月期 経営目標	
	修正前	修正後
経常利益	400億円以上	200億円
ROE	10%以上	8.5%
営業収益一般経費率	60%未満	60.7%

一方、中期経営計画で掲げたグリーン・デジタル・オープンイノベーションを切り口とした成長戦略として、ビジネスカードと請求書カード払いサービスを起点とした中小企業DX支援や、eオリコサービスの刷新とデジタルカードを契機とした新たな顧客体験の提供などに加え、イオンフィナンシャルサービス株式会社との業務提携、株式会社オリコオートリース、株式会社オリコビジネスリースの連結子会社化や株式会社オリコプロダクトファイナンスの完全子会社化など、次の成長ステージに向けて着実に布石を打っております。

今後は、リスクリターン、コストリターンに基づく事業ポートフォリオ運営の更なる高度化を図りつつ、海外事業の早期立て直しを進めるとともに、金利上昇など環境が変化するなかでも持続的な成長軌道を確認するための強固な収益基盤の構築が重要だと認識しております。これらの取組を迅速かつ着実に実践することにより、企業価値の更なる向上を実現してまいります。

《重点戦略への取組》

事業戦略

重点戦略分野の一つであるタイ・フィリピン・インドネシアのオートローン事業は、中国経済の減速による影響で経済活動が低迷し、特にタイ子会社においては、経済環境の悪化に加え債権管理の不十分さも想定以上に延滞債権が急増しました。なお、延滞債権への対応として回収体制の強化や与信の厳格化による債権良質化に努めたことにより、足元の債権パフォーマンスには良化傾向が見られております。今後も不安定な市場環境を考慮しながら営業戦略の再構築を図るとともに、ガバナンス体制・リスク管理をより一層強化し、早期立て直しを進めてまいります。

国内事業においては、増収増益に転じた銀行保証等の一部事業を除き各事業ポートフォリオの動きが想定どおりに進まず、とりわけ今年度の重点取組事項とした個品割賦事業の構造改革については分析・可視化が進むも具体的な成果にまでは至らず、次年度での確実な刈り取りに向けて取組を加速しております。

このような環境下ではありますが、当社の強みを活かしながらグリーン・デジタル・オープンイノベーションを切り口に新たな商品を開発し、社会価値と企業価値向上の両立に向けた取組は着実に進めております。

具体的には、ビジネスカードを利用した事業者間取引の請求書カード払いサービス「OBS (Orico Business payment for SME)」において、会計ソフト連携機能も搭載するなど、中小企業のキャッシュレス化やDX推進支援に取り組んでおります。

さらに、社会課題となりつつある空き家問題の解決に向けた取組として、「アキカツローン」を通じて自治体や地方金融機関のネットワークを活用し、持続可能な地域づくりの実現をめざしております。なお、この取組は日本経済新聞社が毎年1回、特に優れた新製品・新サービスを表彰する「2023年日経優秀製品・サービス賞 日経ヴェリタス賞」を受賞しました。

また、インオーガニックの取組として、2023年9月に株式会社オリコオートリース・株式会社オリコビジネスリースを連結子会社化した他、2024年3月にイオンフィナンシャルサービス株式会社との業務提携の一環として、イオンプロダクトファイナンス株式会社（現、株式会社オリコプロダクトファイナンス）を完全子会社化いたしました。いずれも当社の事業基盤を強化し競争優位性を高めることに繋がるものではありませんが、とりわけ株式会社オリコプロダクトファイナンスについては、同社の基盤を活用し現在取組中の個品割賦事業構造改革をさらにスケールアップしていきたいと考えております。

なお、イオンフィナンシャルサービス株式会社との業務提携においては、双方の関係会社を含めた協働を通じステークホルダーに新たな価値を提供することを目的に、会員向け・カード事業、企業間決済保証事業、ローン・ファイナンス事業、個品割賦事業、海外事業、不動産関連事業、サステナビリティに資する取組等、幅広い事業領域に関して業務提携の検討の具体化を進め、他事業とのシナジー追求等を通じ当社グループ全体の収益基盤の更なる強化を図ってまいります。

経営基盤

当社は、プライム市場上場企業としてステークホルダーにとって更に信頼性の高いガバナンス体制の整備を目的として監査等委員会設置会社を採用しております。取締役会は戦略策定と監督機能を重視する一方、業務執行権限を最大限取締役社長に委任し経営の機動性とガバナンスの堅確性の両立を図っております。

当社は今中期経営計画において、サステナビリティを経営の上位概念に位置付けて取組を強化しております。その一環として、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に基づき気候変動に関するリスク・機会を把握するとともに、GHGプロトコルに則ったScope 1 / 2 / 3 の排出量を把握し2030年削減目標ならびに2050年ネットゼロを掲げました。この脱炭素に向けた取組とその開示が評価され、企業の環境や気候変動対策への取組を評価する国際的なNGOであるCDPから、業界でもトップクラスとなる「B」スコアを獲得しました。

また、マテリアリティの一つに「持続可能な地域づくりへの貢献」を掲げ、2024年3月に船橋市と包括連携協定を締結いたしました。今後も地方自治体との連携を通じて様々な社会課題に対して適切なソリューションを提供してまいります。

今中期経営計画の重点事項である人財戦略においては、2024年3月期の2年目も着実に進展させており、人事制度改定等を含む施策により、持続的な成長を支えるための人財戦略は進捗しております。

具体的には、2023年3月期からイノベーション企業やスタートアップ企業等への社外トレーニーや社外副業、社内公募制度などの施策を拡充させるとともに、研修や面談などを通じて社員が自身のキャリアに向き合う機会を提供し始めました。その結果、社員が自立的なキャリア形成を実践し、そのために挑戦する風土が醸成されつつあります。2024年3月期末までに226名が挑戦する機会を活用し、3年間で累計200名に新たな経験を付与するという目標を1年前倒しで達成しております。

資本政策

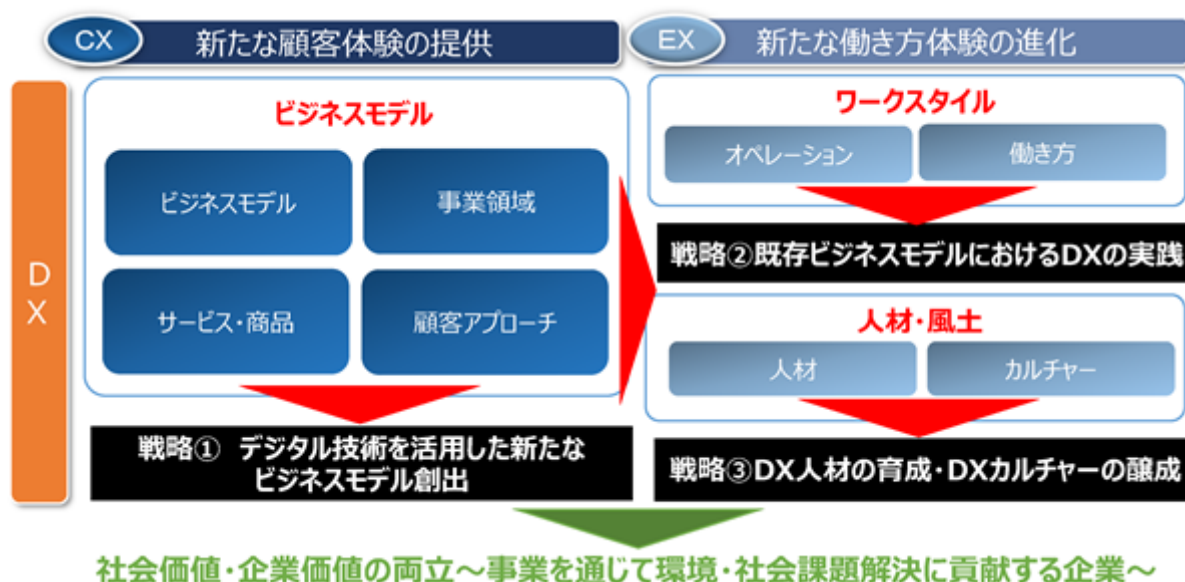
「財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」することといたします。

DX戦略（AIの活用）

当社は、中期経営計画を達成するための重要な戦略の一つとして、2022年4月に「デジタル技術を用いて、常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、様々な社会課題解決に貢献し続けるイノベティブな先進テック企業を目指す」というDX Visionと、これに基づいた「DX戦略」を策定しております。

このDX VisionとDX戦略の策定、推進体制の構築、及びその後のDX推進への取組み等が評価され、当社は2023年3月に経済産業省が定める「DX認定制度」に基づく「DX認定事業者」の認定を取得しました。

当社のDX戦略は、「デジタル技術を活用した新たなビジネスモデル創出」「既存ビジネスモデルにおけるDXの実践」「DX人材の育成・DXカルチャーの醸成」の3つの戦略軸で構成しており、各戦略軸に従い、様々な取組みを展開しております。



戦略 デジタル技術を活用した新たなビジネスモデル創出

当社では、デジタル技術とデータを有効に活用し、マーケットインの発想でお客さまの課題解決に繋がる商品・サービスを生み出すことで、新たな顧客体験の提供をし続ける企業をめざしております。具体的には当社の持つ金融サービスのノウハウ・知見と、スタートアップ・ベンチャーをはじめとする他の企業が有するデジタル技術を掛け合わせ、新しい商品・サービスの創出に取り組んでおります。このような協業案件を数多く実現していくために、出資機能として「オリコデジタルファンド（ODF）」を設定し、スタートアップ・ベンチャー企業との協業がスムーズに進む環境を整備しております。

また当社は、決済・与信をはじめとする豊富なデータを基盤とし、データエコノミーを創造することにチャレンジしております。匿名加工した当社固有データとオープンデータを掛け合わせAIを活用した分析を通じ、パートナー企業の営業戦略やプロモーションをサポートするアドバイザリーサービスを提供しており、2024年3月現在で累計提供社数は147社となりました。社内においてもデータ利活用を推進するとともに、データに基づいてビジネスを企画・推進できる人材を増やすべく、社内トレーニーや研修制度の拡充に取り組んでおります。

戦略 既存ビジネスモデルにおけるDXの実践

当社はビジネスプロセスの構造改革を実現するため、デジタルを活用した業務の効率化・スピードアップに取り組んでおります。特に、お客さまの当社へのお申込み手続きから、取引契約、業務オペレーションが完結するまでの「エンドトゥエンド」のプロセスを俯瞰して、全体最適の観点からBPRを進める取組みを推進しております。また、2,000を超える本社定型業務のうち、自動化が可能な業務を選定し、優先順位をつけて自動化に取り組む、着実に進めております。また、従来からRPAを開発できる人材の育成を進めてきましたが、2024年3月期はRPA開発人材の育成を内製化するべく、社内RPAインストラクターの育成にも着手しております。

業務のデジタル化を推進することを通じて、ペーパーレス化も進み、2024年3月期はCO2削減効果が537tと計画を大きく上回る実績となりました。

業務のデジタル化により、当社の生産性向上のみならず、お客さまの更なる利便性向上にも繋げていくとともに、社会や環境への貢献を意識しながら取組みを進めてまいります。

戦略 DX人材の育成・DXカルチャーの醸成

DXを推進するうえでは、高度化していくデジタル技術を活用しながら新たなビジネスモデルを探求し、お客さまに価値を提供し続けることにチャレンジする熱意とスキルを持った人材を育成していくことが最も重要である、と当社は考えております。当社は中期経営計画期間中に、基礎的なデジタル技術の知識・スキルを有する「DX推進人材」を当社従業員全員に相当する3,000人育成することをKPI指標として設定していましたが、2024年3月期までの2年間で3,200人以上が認定を取得いたしました。今後も従業員のデジタルに関する知識やスキルの向上・定着による業務での活用推進とともに、デジタル技術やデータに関する専門的なスキルを有する人材の育成・確保を進めてまいります。

加えて、グループ従業員全員が自らの問題意識を基に、新たなビジネスアイデアや業務の変革アイデアを発信する「DXプレイス」は徐々に定着してきており、当社グループ全体に従業員自らが能動的に新たな価値提供を考え、発案し、実現つづけるDXカルチャーの浸透を進めてまいります。

推進体制について、当社では取締役社長（飯盛 徹夫）を本部長とした「DX推進本部」を組成し、全部門・全グループを俯瞰し、横断的にDX戦略を推進する体制を構築しています。DX推進本部では、主に全社及び当社グループ横断的なDX推進に向けた取組施策の検討・実施を進めており、定期的に本部長（取締役社長）を議長とし、各部門・グループ長が参画するDX推進会議を開催しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに対する考え方及びマテリアリティ

当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け「オリコがめざすサステナビリティ」を定めております。また、サステナビリティを推進する上で当社が優先的に解決すべき重要課題としてマテリアリティを特定のうち、具体的な取組項目やKPIを設定しPDCAサイクルを回すことにより、様々な課題の解決による社会価値の創出と企業価値の向上をめざしてまいります。

[オリコがめざすサステナビリティ]

わたしたちは、「その夢の、一歩先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするというわたしたちの想いが込められています。

わたしたちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、わたしたちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

(2) サステナビリティへの取組

ガバナンス

当社ではサステナビリティを経営の上位概念に位置づけ、10年後のめざす社会・めざす姿の実現に向けてマテリアリティを特定しKPIを設定するとともに、より実践的なサステナビリティ経営を推進するための体制を構築しております。

a. サステナビリティに関するガバナンス

環境、人権、顧客保護等のサステナビリティに関連する事項に関しては、当社としての姿勢を示す基本的な方針を取締役会で審議し、承認の上、「経営の基本方針」として定めています。これら「経営の基本方針」に基づき、実行計画を立案の上、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進しています。計画の進捗等の具体的な内容は、サステナビリティ委員会や経営会議等を通じ、取締役会に対して適宜・適切に報告されております。また、取締役会は適切な指示を行う等、当社のサステナビリティの体制は取締役会が監督しております。

b. サステナビリティ委員会

取締役社長を委員長とし、各部門・グループ長が委員を務めているサステナビリティ委員会を中心に全社的なサステナビリティの推進体制を構築しております。また、その取組状況を取締役会へ定期的に報告し取締役会の関与・監督の実効性を高めております。

< 主な議論・報告内容 >

- ・サステナビリティ委員会及び環境・地域部会、顧客部会、人財部会の2024年3月期活動計画
- ・サステナビリティ取組項目、KPIの見直しに関する審議
- ・サステナビリティ取組項目、KPIの実績及び進捗状況報告
- ・環境・地域部会、顧客部会、人財部会の活動報告
- ・統合報告書、ESG、TCFD対応、社内浸透における進捗報告

c. 部会

サステナビリティ委員会の直下に3つの部会「環境・地域部会」「顧客部会」「人財部会」を設置しております。それぞれの部会は、部門長・グループ長を部会長とし、各部門・グループを代表する部長以上のメンバーで構成されております。部会においては、多面的な議論を行い、具体的なサステナビリティの取組・施策の推進を担うクロスファンクショナルな場となっております。

< 3つの部会の目的 >

・環境・地域部会

事業活動を通じた脱炭素社会・持続可能な地域社会への貢献

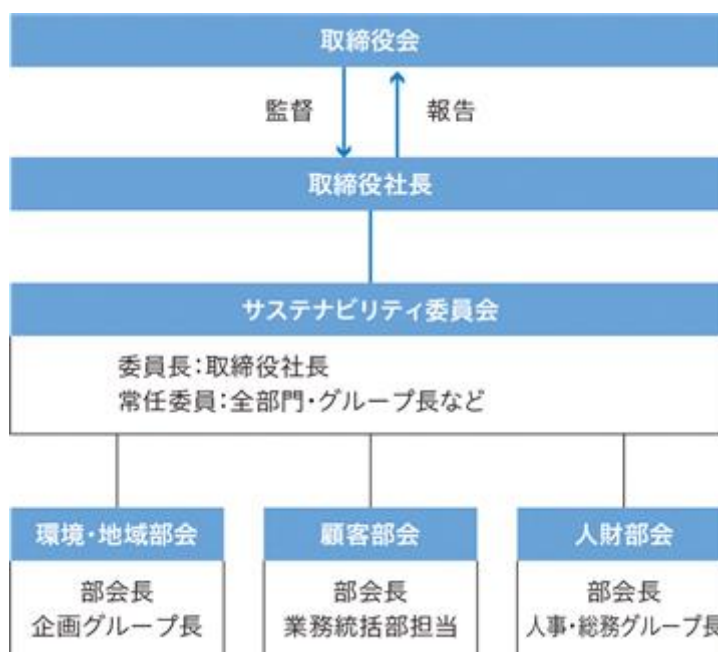
・顧客部会

あらゆる場面のお客さま体験価値向上に努め、商品・サービスの充実を図ることによるお客さま満足度向上

・人財部会

会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築

全社員が自らの価値を最大限発揮し、生き生きと働ける環境づくり



リスクマネジメント

当社はサステナビリティ課題を含む事業へのリスクを、一元的に把握・管理しその規模・態様に応じた総合リスク管理を行っております。リスク管理の詳細は、[3. 事業等のリスク]に記載をしております。

気候変動に関するリスクに対しては、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて審議・報告する体制を整備しております。加えて、気候変動関連のリスクや機会を含む事業戦略などの検討状況は定期的に取り締役に報告しており、当社の気候変動関連を含むリスク管理体制は取締役会が監督しております。

戦略

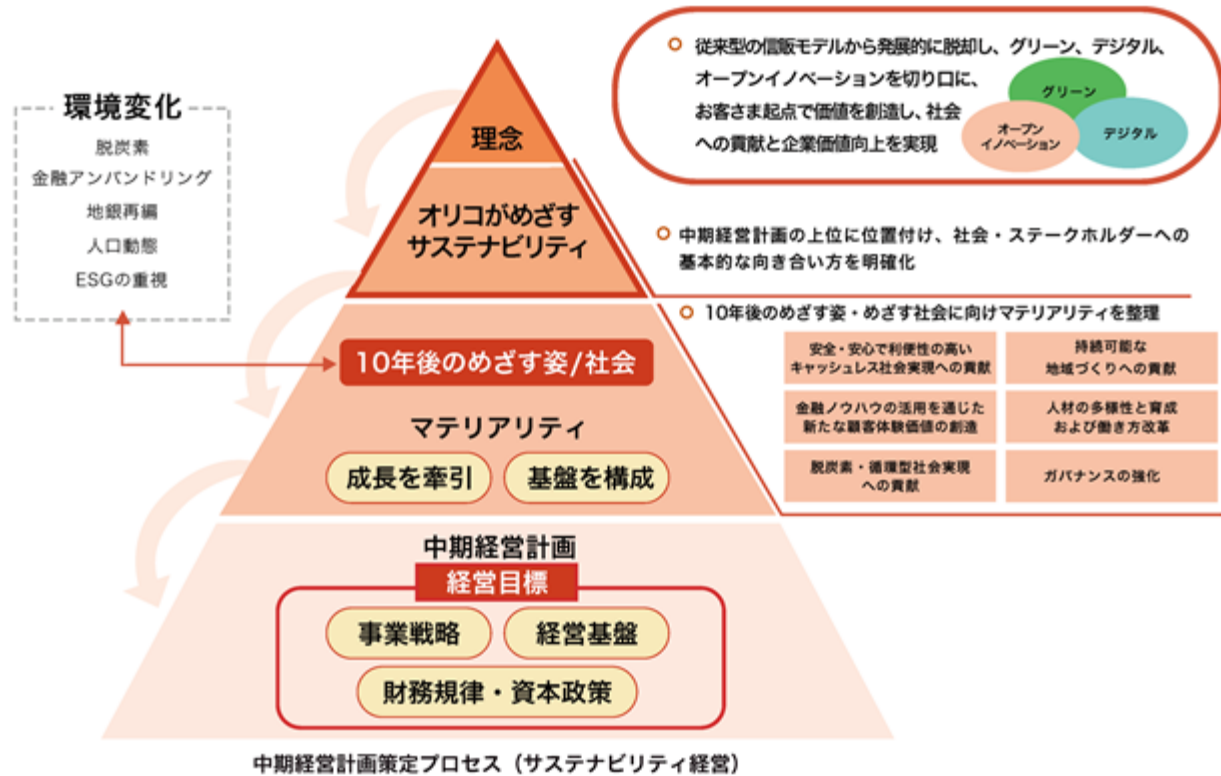
a. サステナビリティの戦略上の位置づけ

サステナビリティ経営においては、当社の強固な財務基盤や経営資本を活用し、「誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会」の実現に向けて当社が貢献するためには、「さまざまな社会課題解決に貢献し続ける、イノベティブな先進企業」「ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業」になることが重要であると考えております。こうした認識のもと、当社は新たな中期経営計画の策定を機に、社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸に据え、中期経営計画の上位に位置づけました。同時に、10年後のめざす社会・姿を実現するために6つのマテリアリティを定めました。

6つのマテリアリティと戦略を結び付け、それぞれのマテリアリティに紐づく取り組み項目と2025年3月期にめざす水準であるKPIを設定し、ステークホルダーに対して公表しております。

こうしたサステナビリティの考え方は、中期経営計画のすべての事業戦略に反映されております。各部門やグループの重点戦略は、それぞれの戦略・施策がどのマテリアリティに繋がるものなのかを検証し作り上げたものであり、経営戦略策定のプロセスは「社会への貢献と企業価値向上の両立」を体現しているものであります。

< サステナビリティの戦略上の位置づけの概念図 >



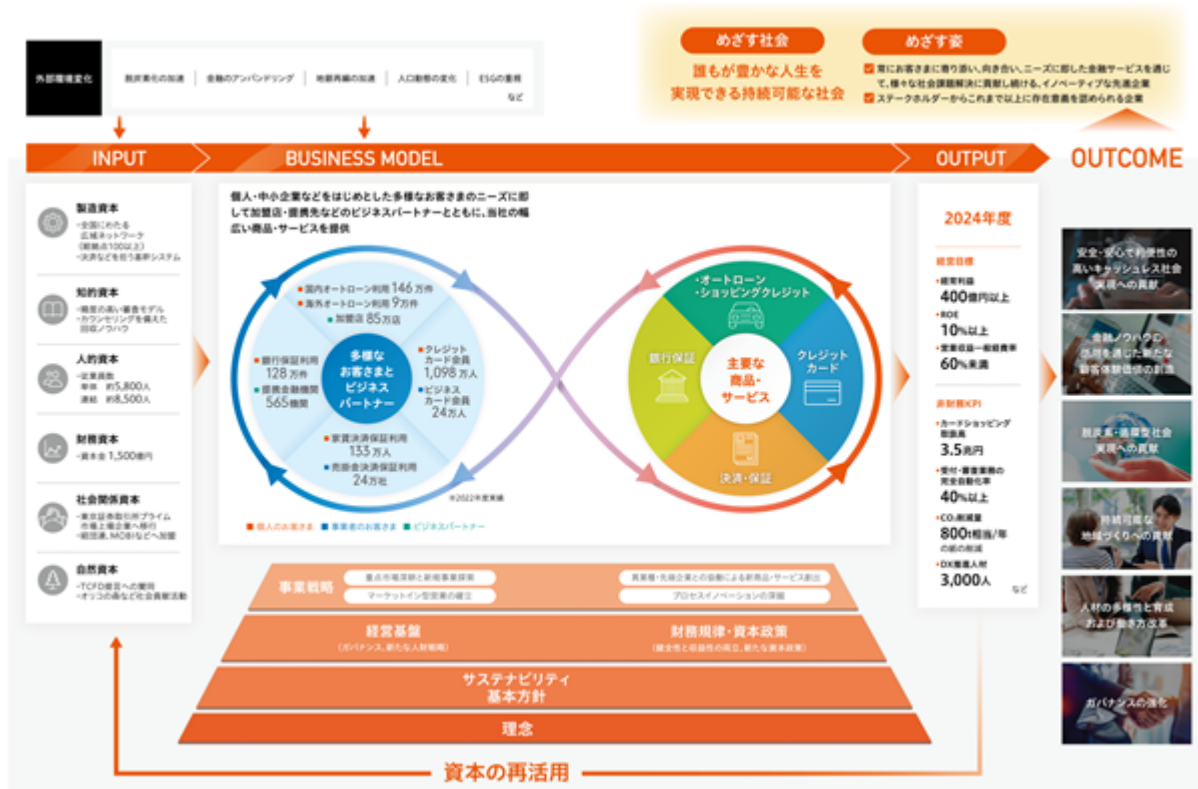
b. 当社の価値創造プロセス

当社は、国内外にまたがる幅広いビジネスパートナーとのネットワークや、審査・回収ノウハウをはじめとした知的資本、多様な人的資本、強固な財務資本等を元に、幅広い金融サービスを通じ社会に価値を提供しています。当社の価値創造プロセスを通じて社会課題解決を重点的に行う領域が、6つのマテリアリティとなっております。

< 当社の掲げる6つのマテリアリティ >

- ・安全・安心で利便性の高いキャッシュレス社会実現への貢献
- ・金融ノウハウの活用を通じた新たな顧客体験価値の創造
- ・脱炭素・循環型社会実現への貢献
- ・持続可能な地域づくりへの貢献
- ・人材の多様性と育成および働き方改革
- ・ガバナンスの強化

< 当社の価値創造プロセス >



c. マテリアリティの実現に紐づく具体的な取組

以下、当社の当年のサステナビリティ経営の進捗の内、主なものを報告いたします。

イ. 脱炭素社会の実現に向けたビジネス (マテリアリティ: 脱炭素・循環型社会実現への貢献)

太陽光発電システムの普及に寄与するV2H、省エネ設備に係るローン商品の開発、Orico Sustainability Fundを活用したEVファブレスメーカーとの資本業務提携によるEV市場拡大への貢献や、同ファンドを活用したモビリティサービスプラットフォーマーとの資本業務提携による持続可能な交通網・まちづくりの推進と地域経済の活性化等に取り組んでおります。

ロ. コミュニティー投資 (マテリアリティ: 持続可能な地域づくりへの貢献)

() 地域社会への貢献活動

2024年3月に千葉県船橋市との包括連携協定を締結いたしました。船橋市が直面する様々な課題に対して、オリコグループが持つ金融サービスやネットワークを活用し、地域貢献の幅を広げ様々な課題解決に貢献してまいります。

() 次世代への支援

小学生を対象としたクレジットカードに関する金融リテラシー教育、高校生向けに商業教育コンソーシアム東京への参画や金融リテラシー教育の教材提供、大学生に対する社会連携プログラム(正課外)などを行っております。

() 社会貢献活動

2014年より、全社員を対象にボランティア活動を紹介する社会貢献プログラム「Orico One Step Program」を実施しております。また、社員の社会貢献活動を推進する募金制度として「オリコグループ社会貢献ファンド」を設立しています。これを通じ、福祉団体や大規模災害の被災地等へ寄付を行っております。これらの取組により、社員が自発的に社会のニーズに気づききっかけや、自己啓発の機会を提供し、社員エンゲージメントの向上にもつなげております。

() サステナビリティ・リンク・ファイナンス (ローン/ボンド)

東南アジア(タイ、フィリピン、インドネシア)のオートローン年間取扱高をKPIとするサステナビリティ・リンク・ローン、サステナビリティ・リンク・ボンドを発行し、社会課題の解決を推進する手段としての資金調達を行っております。

リスクと機会

気候変動が当社に与える影響について、TCFDが提言する情報開示フレームワークに則り分析しリスクと機会に分け、具体的なシナリオと影響額、その対応策等を以下のとおり認識しております。

分類	シナリオ名	外部環境の変化	時間軸	発生可能性	オリコのリスク・機会	影響額 (期間内合計)	影響度	対応策
移行 リスク	ガソリン中古車 リスク	当局の規制および消費者の嗜好の変化により、EVシフトが進展し、ガソリン新車および中古車市場が縮小	中長期	大	ガソリン中古車オートローンの取扱高が減少	取扱高 △約1,300億円	低	新車EV・海外EV・EVリース取扱高の拡大 MOBIなどを通じた適正な中古EV流通市場の形成
移行 リスク	サステナビリティ 対応遅延による 調達コスト増 リスク	機関投資家などのソーシャル面における要求の高まりにより、サステナブルファイナンスの重要性が増加	中期	中	ガソリン車のオートローンを取り扱う当社のイメージや評価が悪化し、資金調達コストが高まる	金融費用 +約45億円	高	ESG調達の実施継続 各種開示物などで、当社のESGへの意識の高さや取組をPR
移行 リスク	炭素税の導入	2050年カーボンニュートラル(ネットゼロ)をめざす政府方針により炭素税が更に課税される	中長期	中	炭素税導入による事業コスト増	経常利益 △約15億円	低	エネルギー排出量削減 再生可能エネルギー導入 高効率の省エネ機器導入 証書・クレジット購入
物理 リスク	台風・豪雨などの 異常気象の 増加による 事業継続リスク	風水害など災害多発による事業継続リスクの増大 ※4℃シナリオに準拠	中長期	小	当社データセンターが停電などに発展した場合に、事業継続リスクが増大	営業収益 △約5億円 (1日ダウンを想定)	低	災害時の業務継続対応
機会 (市場)	中古EV市場の 形成	中古EVの価値が適正に評価され(市場形成)、EVを保有することが進む(消費者の行動変容)	中長期	大	EVバッテリーの査定方法が確立され、中古EVの価値が正しく評価されることで、当社が高いシェアを持つ中古車市場にEVが流入し、国内外において取扱高が増加	—	—	MOBIなどを通じた適正な中古EV流通市場の形成
機会 (市場)	エシカルシフト	規制当局の動向や消費者意識・行動が、環境・社会意識の高まりにより、エシカル消費の機運が高まる	中長期	中	環境やエシカルに配慮した高材への消費者意識のシフトにより、太陽光発電・V2H、社会貢献カードなどの商品・サービスの需要が増加し、当社の取扱高が増加	取扱高 +約8,700億円	高	環境高材ニーズ(与信・販売両面)の充足 当社商品の差別化(環境高材セット販売など) 社会貢献カードの提携先拡充
機会 (市場)	サステナビリティ 対応充実による 調達コスト減	消費者・金融機関・機関投資家のグリーンソーシャル面における要求の高まりにより、サステナブルファイナンスの重要性が増加	中期	大	ESG投資の拡大を受け、サステナビリティ・リンク・ローン/ボンドなどの新たな資金調達手段を活用することで、金融費用減少の可能性が高まる	金融費用 △約1億円	低	投資家に評価されるKPIの設定 ESG格付の向上
機会 (市場)	防災・減災需要	風水害増加による防災・減災へのファイナンス需要増	中長期	中	防災・減災関連の需要が増え、当社の支援の機会が増す。ステークホルダーの災害耐性が増し、当社の事業継続性も高まる	取扱高 +約1,500億円	低	防災・減災資金需要への速やかな対応 自治体とのコラボレーション

指標及び目標

< 2025年3月期に向けたサステナビリティ取組項目 >

10年後のめざす社会・めざす姿からバックキャストし、6つのマテリアリティに紐づくサステナビリティ取組項目及び2025年3月期にめざす水準であるKPIを、「ステークホルダーからの期待や要請」と「オリコの戦略上の重要度」の二軸でマッピングし、優先順位の高いものを選定しました。これらの取組は、統合報告書やWebサイトを通じてステークホルダーの皆さまに公表しております。

< GHG排出量削減目標 >

当社は、TCFD提言を踏まえGHGプロトコルに則りScope 1・2・3の排出量把握に取り組んでおり、以下のとおり削減目標を掲げております。パリ協定の1.5 目標に貢献することを目標に、2050年にネットゼロを達成すべく、引き続き排出量削減に向けた努力を継続していきます。

削減目標 2020年比 2030年削減目標 Scope1およびScope2 を**42%**、Scope3を**25%**削減

カテゴリ	2020年度排出量 (t-CO ₂)	2021年度排出量 (t-CO ₂)	2022年度排出量 (t-CO ₂)
Scope1 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出	2,971	2,951	2,905
Scope2 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出	10,395	10,394	9,541
Scope3 カテゴリー6 出張、カテゴリー7 雇用者の通勤	2,690	2,632	2,469
計	16,056	15,977	14,915

(3)人的資本経営への取組

人的資本経営の考え方

当社は人的資本経営という言葉が人事に関わる領域だけでなく、それ以外の活動も含めたものとして捉えております。既存ビジネスの変革や、新たな価値を創り出す能力を身につけられるよう、教育や学習支援など社員のスキル・能力開発に向けた投資に加え、社員が能力を最大限発揮しイノベーションを起こしやすい環境整備・仕組みづくりの両面にわたる取組みを成長戦略の重要な要素と位置付けております。この考えを踏まえつつ、求める人材像や人財マネジメントポリシー等の人事基本方針を定め、中期経営計画では、成長を支える経営基盤の強化として「人財戦略」を掲げ、経営戦略と整合させながら「社員エンゲージメントの最大化」を実現するために、多様性に富んだ人材集団づくりと新時代のための人事の基盤づくりに取り組んでおります。

ガバナンス

当社の人事基本方針は、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議での審議を経て、取締役会で審議・決定しております。人財戦略は、経営会議での審議を経て、取締役社長が決定し、取締役会で報告・共有を行っております。また、取締役社長の諮問機関であるサステナビリティ委員会の傘下組織である人財部会にて、人事基本方針と人財戦略の実現に向けた活動状況の共有と議論を行い、四半期ごとに開催される本委員会に報告するとともに、委員会を通じて取組状況を半期に1回、取締役会に報告しております。

全社における人財戦略上の重要な取組みの推進にあたっては、取締役社長のもと、人事・総務グループ長を責任者として、社内各組織や連結子会社とも連携を取りながら進めております。当社の人事機能は、専門性の高さや複雑性への対処の観点から、企画・運用・厚生・人権啓発推進の機能を担う「人財マネジメント統括部」と、採用・教育・インクルージョン&ダイバーシティ推進の機能を担う「キャリアデザイン推進部」の2つの組織で構成しております。各事業・各機能における組織開発・人材開発は、人事・総務グループ長及び人財マネジメント統括部長が、部門やグループの責任者と意見交換や協議の場を設け、組織の活性化や人材の適所適材に向けた配置方針や、課題について共有・議論を行っております。

戦略

a. 人財戦略の策定の狙い

当社で働く全ての社員を当社の持続的成長における重要な「財産」として捉え、さらなる経営基盤の強化を図るべく、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画の重点戦略の一つとして「新たな人財戦略」を策定しております。これは、社員と会社の関係性が、これまでの「雇う側 - 雇われる側」という関係から、自分が大切にしていることを実現するための場所へと、「互いに選び・選ばれるもの(Win-Winの関係)」に変えていく必要があります。2030年の当社のめざす社会・めざす姿を構想した経営戦略の実現に向けて、中長期的な視点で、社員と会社の在り方を根本的に捉えなおしたものであります。

人財戦略の策定にあたっては、取締役及び執行役員の意見を反映させるほか、組織内の幅広い関係者と議論を重ね、以下の3つの要素が必要であると考えました。

- ・社員を惹きつける魅力ある組織の実現に資する戦略
- ・事業・組織・プロセスの変革を後押しする戦略
- ・変革の実行を実現するために、制度や仕組みを変えるだけでなく、役員・社員に対して思考・行動様式の改革を促す戦略

b. 人財戦略のめざす姿と人事基本方針

人財戦略を通じてめざす姿には、「会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築を通じた社員エンゲージメントの最大化」を掲げています。このめざす姿には、会社と社員がともに必要な存在として絆を深めながら、社員が成長・活躍し、会社が持続的に成長する関係を築き上げていきたいという想いを込めております。

人財戦略の遂行にあたっては、「人事ビジョン」を定めるとともに、その実現の両輪として、社会的規範を重視した行動様式を踏まえつつ、社員に変革・改善を通じた価値創造を求めていく中で、残すべき・取り戻すべきオリコらしさを発展的・未来志向的に進化させた「求める人材像」、及び会社のコミットメントとして思考・行動の改革を後押しし支援する「人財マネジメントポリシー」を定めております。



ｃ．重点実施事項

「社員エンゲージメントの最大化」を実現するために、中期経営計画において重点的に実施すべき事項として、以下の２つを設定しております。

詳細については2024年9月発行予定の統合報告書及び当社Webサイトをご覧ください。

イ．多様性に富んだ人材集団づくり

- 個性ある多様な人材が活躍する組織へ -

()社員一人ひとりの成長意欲を高め、強みを伸ばすキャリア支援の拡充

- ・価値観やライフステージに合わせた働き方を尊重するために、2024年4月より社員が望まない転居を伴う転勤を廃止するとともに、社員の自律的なキャリア形成支援を目的として、2025年4月より社員が希望するポストや職種を選択するジョブポスティングを導入予定
- ・社内公募制度、国内・海外トレーニーのほか、デジタル企業やスタートアップ企業へのレンタル移籍、社外副業など社外での就業機会を提供
- ・このような当社取組が評価され、個人と組織の持続的な成長を実現するキャリアオーナーシップ経営に取組んでいる企業を表彰する「キャリアオーナーシップ経営AWARD2024」にて優秀賞(大企業の一部)を受賞

()女性や外国人など、様々なバックグラウンドや個性をもつ人材の幹部登用の加速

- ・2023年4月に従来のダイバーシティ推進の考え方(ビジョン・基本方針・宣言)を見直し、インクルージョンの実現にフォーカスした「インクルージョン&ダイバーシティ基本方針」を新たに制定
- ・インクルージョン&ダイバーシティ基本方針に基づき、実行計画を立案の上、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進し、計画の進捗等の具体的な内容は経営会議を通じ、取締役会に対して適宜・適切に報告
- ・リーダーに求められるスキル強化を目的とした女性管理職向けの研修や、管理職の候補者となる人材基盤の形成を目的とした階層別研修、女性管理職同士が同じ立場や悩みを共有するネットワークづくり「Orico Women's Network」を開催

()新規ビジネス創出などの核となる専門人材の確保・育成・活躍

- ・中期経営計画における事業戦略においてDXを推進する人材の育成は最も重要であると考え、DXの推進・実行に必要なマインド・スキルを有する人材の確保に向けた社内異動や外部採用の強化、育成プログラムの開発などを実施
- ・2025年3月期までにDX素養を有する人材(DX推進人材)を3,000人に拡大する目標を掲げるなか、DX人材育成プログラムをリリース、2024年3月期までの2年間で3,200人以上が初級プログラムの認定を取得し目標を前倒しで達成。また、約1,300名が中級プログラムを修了し、より上位をめざす社員は上級プログラムに挑戦

ロ．新時代のための人事の基盤づくり

- これからのオリエントに相応しい評価・処遇・育成の制度・運用へ -

()年功・職能に基づく人事から仕事・ミッションを軸とした新たな人事への転換

- ・年功・職能を中心とした従来の考え方から、個人の担う仕事の内容や果たすべきミッションを軸とした新たな人事制度へ転換
- ・各ポジションが社会に提供する価値、職務要件や人材要件を明確化したミッション定義書を策定

()「求める人材像」に即した評価軸の見直しと客観性・透明性を高める多面評価の導入

- ・年功的な処遇運営からの脱却に向けて仕事・ミッションを軸とした評価・報酬制度へ見直しするとともに、会社が社員に期待する行動軸を定め評価基準を示すだけでなく、評価者のスキル向上に注力することで公正かつメリハリのある評価と処遇を実現
- ・会社の掲げる戦略や目標達成に向けて社員も一体となって取組み、ともに達成する喜びを分かち合える賞与制度の仕組みもあわせて構築
- ・部長、室長及び営業店の支店長などの経営職階のみならず、課長代理や営業店課長といったマネジメント層にも2024年3月期から対象に加え、360度サーベイとフィードバック研修を実施

- ()能力開発とタフ・アサインメント付与を通じた次世代を担う中核人材の育成
 - ・先進テック企業の核となる次世代リーダーの育成をめざし、意識改革・行動改革を促す実践的トレーニングとして「中核管理職ミッション開発プログラム」を開催。2023年4月期は本社の部室長及び営業店の支店長を対象に開始し197名が参加。役員がメンターとして参加のもと、WEB・集合セッション終了後に、参加者自身が興味のあることや極めたいテーマを決め、ベンチマークとなる企業へのフィールドワークや新たな人脈作りを通じて調査・分析を行い、新たなビジネスアイデアや社会価値創出に資する構想を経営層へプレゼンテーションを実施
 - ・適所適材の観点から、若手社員の営業店課長への抜擢登用を行うなど、将来キャリアを展望できる積極的なアサインメント

<<職場環境に関する取組>>

社員の生産性やモチベーション向上に向けて、働き方改革や健康経営の推進等、すべての社員が生き生きと活躍できる職場づくりに力を入れて取組んでおります。

- ()働き方改革
 - ・テレワークや週休3日制、社員が任意に就業時間を選択できるスライドワーク等、多様な働き方の拡充に加え、生活スタイルに合わせて取得できるプライム休暇（特別休暇）を導入
- ()健康経営の推進
 - ・社員が公私ともに生き生きとした生活を送ることができるよう、社員とその家族の健康が重要と考え、2023年9月「健康経営基本方針」を新たに制定
 - ・健康経営基本方針に基づき、実行計画を立案の上、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進し、計画の進捗等の具体的な内容は経営会議を通じ、取締役会に対して適宜・適切に報告
 - ・社員一人ひとりを尊重しながら、生活習慣病予防及び重症化予防対策・女性の健康増進・がん対策・感染症対策・喫煙対策・メンタルヘルス対策等、健康リテラシー向上と心身の健康保持・増進を積極的に働きかけることで、「より意欲的に学び成長する社員」を増やし「高い価値を生み出す組織づくり」と「生産性の向上」によって、社員と会社のWin-Winな関係構築を後押し
- ()人権尊重に関する取組
 - ・2023年4月、人権尊重が今後ますます重要性を増していくとの考えのもと、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い新たに人権基本方針を制定
 - ・人権基本方針に基づき、実行計画を立案の上、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進し、計画の進捗等の具体的な内容は経営会議を通じ、取締役会に対して適宜・適切に報告
 - ・差別やハラスメントのない人権尊重に根ざした職場環境の実現に向けて、人権に関する実践的な研修を実施
 - ・内部通報制度として「オリコ・ヘルプライン」など社内外に相談窓口を設置し、グループ会社の社員や退職者も含めた救済措置体制を整備
 - ・人権への取組をサステナビリティの基盤と捉え、差別やハラスメントの排除及び周知徹底を図るとともに、経営レベルでの社内体制の整備等を通じて人権デュー・ディリジェンスを実施
- ()妊娠・育児・介護に関する各種制度
 - ・妊娠・育児に関する各種制度を整え、すべての社員が仕事と育児を両立できるよう、育児関連制度を整備・啓発
 - ・女性の育児休業・短時間勤務制度の利用はもちろん、男性の育児休業についても取得を積極的に推進しながら、育児休業取得率100%をめざす
 - ・仕事と介護を両立する社員のための様々な支援制度を拡充
 - ・このような当社の取組が評価され、2022年11月、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てサポート企業」として「プラチナくるみんプラス」の認定を取得
- ()社員エンゲージメントサーベイの実施
 - ・人材戦略の中核指標として活用するため、年1回のこれまでの社員意識調査を見直し、2022年4月より社員エンゲージメントサーベイを年2回実施
 - ・エンゲージメント向上プログラムを導入し、職場ごとに抱える課題に対して部室長・支店長が社員とコミュニケーションを取りながら、より良い職場づくりと改善に向けたPDCAを実践

リスクマネジメント

戦略で記載のとおり、当社の人財戦略は、社員と会社との関係性を互いに選び・選ばれる(Win-Winの関係)ものに変えていくこと、そして個人の特性をより活かしていくための様々な能力開発の機会提供に力を注いでおります。事業の強化・拡大に向けて必要な専門的スキルや能力を備えた外部人材の採用にも積極的に取り組んでおります。また、2024年3月期から社員が退職後もオリコとの交流・つながりを促進するためのコミュニティとしてオリコアルムナイネットワークを新設しております。こうした取組の結果、従来と比べて人材の流動性が高まる可能性があります。

当社の人的資本に関わる取組のリスクは、社員に対する自律的なキャリア形成支援を推進した結果、社員が当社よりも他社に挑戦や活躍の機会を見出し離職してしまうリテンションリスクの顕在化や、採用市場の競争環境が想定以上に厳しさを増した場合に当社の人材獲得力が相対的に低下し、外部の人材採用が計画的に実現できなくなる等が挙げられます。

当社はこうしたリスクを十分に認識し、リスクの顕在化に備えるために、社員に対しては、社内での成長・活躍の機会を最大限享受できるよう、2025年4月より人事異動の原則ポスティング化を予定しております。また、採用手法の多様化をより一層進めながら採用力強化に取り組んでまいります。

指標及び目標（注）1

<重点実施事項に関する取組>

取組内容		目標（注）2 （2025年3月期）	実績 （2024年3月期）
社員一人ひとりの成長意欲を高め、強みを伸ばすキャリア支援の拡充	社内公募任用者	150人	131人
	社外・海外トレーニー、レンタル移籍、副業・兼業経験者	50人	95人
女性や外国人等、様々なバックグラウンドや個性を持つ人材の幹部登用加速	女性管理職比率 （課長クラス以上）	28%以上 （旧：27%以上）	27.6%
	女性管理職比率 （部長相当職）	12%以上 （旧：9%以上）	11.6%
新規ビジネス創出等の核となる専門人材の確保・育成・活躍	DX推進人材	3,000人	3,237人

<人財戦略を支えるその他取組>

取組内容		目標（注）2 （2025年3月期）	実績 （2024年3月期）
有給休暇取得率向上等を通じた総労働時間の適正化と、ワーク・ライフ・バランスの定着化	有給休暇取得率	70%以上	70.9%
性別に関わらず仕事と家庭の両立ができる社会をめざした、男性の育児休業取得の促進	男性の育児休業取得率	100%	108%
サーベイを活用した社員エンゲージメントの向上	社員エンゲージメントスコア	BBBへ向上 （AAA-DDの11ランク中3ランクアップ）	スコアB （1ランクアップ）

（注）1．国内グループ各社において課題に応じた指標と目標を設定していることから、代表として提出会社における指標と目標を記載しております。

2．目標のうち、社内公募任用者及び社外・海外トレーニー、レンタル移籍、副業・兼業経験者の目標値は2023年3月期から2025年3月期までの累計であります。

女性管理職比率の目標値は、2025年3月期にめざす水準であります。なお、1年前倒しで目標を達成したため、課長クラス以上は+1%、部長相当職は+3%の目標値に見直しています。

(4)お客さま本位への対応

当社は、最も重要なステークホルダーであるお客さまに対して、お客さま保護に加え、お客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま視点を大切にいくため「お客さま本位の基本方針」を定めております。「お客さま本位の基本方針」を含めた当社のお客さまエンゲージメント等については、当社Webサイトを通じて社内外に開示しております。

お客さま本位の基本方針に基づき、実行計画を立案の上、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進し、計画の進捗等の具体的な内容は経営会議を通じ取締役会に対して適宜・適切に報告しております。

また、サステナビリティ委員会配下の顧客部会では、「あらゆる場面のお客さま体験価値向上に努め、商品・サービスの充実を図ることによるお客さま満足度向上」を活動目的に掲げ、お客さま起点による商品・サービスの探索や、期待を超えるお客さま対応の追求などについて議論を行っており、その内容は半期に1回、サステナビリティ委員会を通じて取締役会に報告しております。

3【事業等のリスク】

(1) リスクマネジメント

当社は、経営の健全性、安定性を維持・向上しつつ企業価値を高めていくためにリスクを適切に管理することを経営上の重要課題の一つと位置づけています。

当社グループの多様化するリスクを総合的に把握・管理するため「リスク管理基本方針」を定め、個別のリスクをリスク所管部が管理し、リスク管理の状況を全体としてリスク統括部が把握・評価することにより、適切にリスクをコントロールしております。

また、内外環境を踏まえ、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク事象を「トップリスク」として選定し、継続的にリスクの状況をモニタリングするとともに、必要に応じて早期に対策を講じることにより適切な運営・管理に努めております。

こうした取組については、四半期に一回開催する総合リスク管理委員会において審議・報告がなされ、その内容が取締役会及び経営会議に適宜・適切に報告されるなど、当社グループ全体としてリスク管理の態勢を構築しております。

(2) リスクアベタイト・フレームワーク

当社は、当社グループの成長の実現に向けて、戦略・財務・リスクを一体的に捉え、適切なバランスで経営判断を行うために、経営管理の枠組みとして「リスクアベタイト・フレームワーク」を導入しております。

計量化されたリスクリターン・コストリターンに基づき、戦略の遂行・事業計画達成のための適正なリスク水準を設定し、これと整合した事業計画策定並びにリソース配分を行っております。

また、期中のモニタリングを通じて、資本の十分性の確認を行うとともに、環境変化に応じた迅速な資源配分のリバランスを行うなど、経営の安全性の確保に資する適切な管理・運営を行っております。

(3) トップリスク運営

内外の環境などを踏まえ、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク事象を「トップリスク」として選定しております。

トップリスクの状況については継続的にモニタリングし、必要に応じて早期に対策を講じることにより適切なリスク管理に努めております。

有価証券報告書提出日時点の「トップリスク」は次のとおりであります。

<トップリスク>

リスク事象	リスクシナリオ
経済環境の変化による業績への影響	物価上昇の高止まりや経済環境の大きな変動により、顧客の返済が困難となり貸倒損失が増加。事業環境の悪化により、加盟店の経営悪化・倒産が増加
急激な金利上昇による業績への影響	エネルギー・食糧価格高騰によるグローバルインフレが継続し、本邦やASEANにおける金融引締めによる市場急変からALM関連コストが増加、業績を下押し
不正利用増加による事業への影響	カードを中心とした不正利用・不正被害額が増大することによる業績影響やAML態勢の不足感によりステークホルダーからの信頼を毀損しビジネス機会を喪失
サイバー攻撃・大規模システム障害による事業への影響	サイバー攻撃や基幹システム障害を起因とする個人情報漏えいや業務停止等により、ステークホルダーからの信頼を毀損しビジネス機会を喪失
気候変動等に関する新たな規制の導入・変更による事業への影響	脱炭素の実現等に向けた新たな政策や規制変更への対応の遅れによりリスク事象が顕在化
技術革新等による事業への影響	技術革新による先端技術の取込みの遅れによりビジネス機会を喪失
社会的規範に悖る行為等による企業価値の毀損	役職員が社会的目線に照らして正しい行為を行わないことにより、ステークホルダーからの信頼を毀損しビジネス機会を喪失
人財マネジメントの不十分さによる戦略実現への影響	事業環境変化に合わせた経営戦略を遂行するための人財マネジメントが不十分であり、競争力が低下

(4) 事業等に関する主なリスク

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、本項については、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日時点において判断したものであり、将来発生しうるすべての事業等のリスクを網羅するものではありません。

信用リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 信用供与しているお客さまの支払遅延の発生や債権回収の悪化等により、損失を被る可能性があります。 将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、貸倒引当金等を積み増しせざるを得なくなる可能性があります。 海外事業に関しては、東南アジア経済における物価や雇用環境の動向等により、お客さまの支払能力が変動し業績に影響を及ぼす可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> 過去の実績を踏まえた統計的な手法に基づき、AIを駆使した審査システム・ロジックの最新化や性能規定と信の導入により、適切な延滞率の制御に取り組んでいます。 貸倒損失に備えるため、過去の実績等を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金等を計上しております。 海外事業では与信基準の改定や延滞顧客に対する債権回収体制の強化に取り組んでいます。

金利変動リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 将来において想定以上の金利の上昇、格付の大幅な見直しにより、調達金利が上昇した場合、金融費用が増加する可能性があります。また、調達金利の上昇分を運用金利に転嫁できない可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ALM（資産、負債の総合管理）を実施し、市場環境や当社グループのポートフォリオに応じて長短の調達バランスを調整するとともに、デリバティブ取引を活用し、金利変動リスクへの適切な対応に取り組んでいます。

流動性リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 金融情勢の著しい変化や格付の大幅な見直しが行われた場合、円滑な資金の確保が困難となる、或いは通常よりも著しく不利な金利水準での資金調達を余儀なくされる可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ALM（資産、負債の総合管理）を実施し、当社グループの事業活動に必要な資金確保に向け、調達手段の多様化に努めるとともに、複数の金融機関とのコミットメントラインの設定や手元流動性の調整等によって、流動性リスクの軽減に向けた対応に取り組んでいます。

外部不正リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードの不正被害額は業界全体として増加傾向にあり、また不正取引の手口は複雑化・巧妙化しており、不正被害額の増加は業績を下押しする等の可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> 不正申込の傾向調査やモニタリングを実施し、審査ロジックの精度向上による不正発生の未然防止に取り組んでいます。 AIスコア搭載の不正検知システムによる検知及び会員向けの本人認証サービス登録促進、利用通知・停止機能提供等、不正取引防止対策の強化に取り組んでいます。

サイバーセキュリティリスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃により、コンピュータシステムの停止、データ改ざん、重要な情報の漏えい等が発生した場合、お客さまサービスに支障を来す可能性、お客さまの情報が悪用される可能性、ステークホルダーからの信頼が損なわれる可能性、損害賠償責任が発生する可能性、法令に基づく処分の対象となる可能性、及びこれらの事象に対応するための追加費用等が発生する可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> 高度化・巧妙化するサイバー攻撃等の脅威を経営の重要課題と認識し、専門部署であるサイバーセキュリティ室を設置しております。外部機関等との連携による情報の集約や技術的な対策をはじめ、サイバーインシデント発生に備えた手順の整備、役職員への研修・訓練等による組織的、人的対策を講じることにより、システムの安全性を維持する態勢を整備しております。 また、セキュリティ品質の向上及びインシデント対応力強化を目的とした「オリコCSIRT」体制を構築し、平常時の予防安全からインシデント発生時の即応態勢までを一貫してコントロールする仕組みを整備しております。

情報リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 事業の特性から、大量のお客さまの情報を取得、保有、利用しており、当社グループ及び業務委託先において、外部からの不正アクセス、媒体運送中の事故、内部関係者の関与等によって重要な情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償責任が発生する可能性、ステークホルダーからの信頼が損なわれる可能性、法令に基づく処分の対象となる可能性、及びこれらの事象に対応するための追加費用等が発生する可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> お客さまの個人情報をはじめとする情報の漏えいを防ぐため、情報の取扱いに関する規程等の整備、システム上のセキュリティ対策、役職員への教育・研修、施設への入退出管理等、組織的、技術的、人的及び物理的対策を講じることにより、情報の適正な取扱いに関する態勢を整備しております。 情報セキュリティ認証基準改定への対応を含むセキュリティ対策の継続的な改善等を通じてセキュリティ対策の向上に取り組んでおります。

システムリスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> 大規模なコンピュータシステムを保有しており、国内の拠点や、お客さま、各種決済機構等のシステムとの間を通信ネットワークで結び情報を処理しております。システムの大規模な誤作動等の事態が発生した場合や、外部委託先の過失・不正、自然災害等が発生した場合に、お客さまサービスに支障を来す可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> 業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保等の障害発生の防止策を講じ、また不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、万一システムダウンや誤作動等の障害が発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。また、クラウドサービス提供者等の外部委託先に対し導入前後に亘る定期的な調査を行い、セキュリティ対策内容やサービスレベルを評価し、品質強化に取り組んでおります。

気候変動リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異常気象による自然災害多発や脱炭素社会への移行に伴う事業への影響を「気候変動リスク」と認識しております。 ・ 物理的リスクとして、台風や洪水等の極端な気候現象の深刻化により、業務運営に支障を来す可能性、加盟店の資産や事業基盤が毀損する可能性があります。 ・ 移行リスクとして、脱炭素を促す技術革新やイノベーションへの対応、政策・法規制、特定の金融サービスの需給変化への対応、それらの情報開示への取組が不十分と見なされ、ステークホルダーからの信頼を損なう可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティを経営の軸とし、新たに制定した「環境基本方針」を通じ、これまで以上に環境関連の取組を充実させるとともに、脱炭素・循環型社会の実現に取り組んでおります。 ・ サステナビリティ委員会を通じ、気候変動関連のリスクや機会を踏まえたサステナビリティ経営の戦略やサステナビリティの取組状況の確認、社内外のコミュニケーション強化、モニタリング強化に取り組んでおります。 ・ 物理的リスク、移行リスクについてはその発生可能性、影響度、影響額を算出し対応策に取り組んでおります。

大規模災害・感染症による影響	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な地震・台風等の災害による被害や感染症の流行により、業務運営に支障を来す可能性があります。 ・ 災害による被害からの復旧までに時間がかかる場合、また感染症の急拡大や重症者の著しい増加等の事態が生じた場合、信用リスクや流動性リスク等が高まる可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な地震・災害や事故等の突発的な事態に備えて「事業継続管理規程」を制定し、「事業継続管理年間計画」の策定等、危機管理体制を構築することに加え、役職員の安全確認や被災地の状況把握を速やかに行うための専用システムを導入しております。 ・ 首都圏で大規模自然災害等が発生した場合、西日本エリアに暫定緊急対策本部を設置することとし、業務継続を可能とするため定期的に訓練を実施しております。 ・ 決済インフラの安定稼働、適切なお客さま対応等に努められるよう、ビジネスコンティンジェンシープランを策定しており毎年最新化を図っております。

規制変更リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社グループでは、国内における「割賦販売法」や「貸金業法」を含むそれぞれの国や地域において求められる現時点での法令諸規則、政策及び実務慣行等の規制の適用を受けながら業務を遂行しております。将来における法令諸規則、政策及び実務慣行等の規制変更により、当社グループの業績や事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。 ・ 万一、これらの規制変更に対応できず、法令等に抵触する行為があった場合、当局から処分を受ける可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制変更リスクの所在・規模等を適時かつ正確に把握し、その内容・対応状況を総合リスク管理委員会に報告のうえリスク回避・低減等に向けた適正な管理・運営を行っております。 ・ 関係法令等に係る業務検証を実施し、その内容・結果をコンプライアンス委員会に報告のうえ法令遵守に向けた適正な管理・運営を行っております。

コンダクトリスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令、社内規則、社会規範に反する行為のみならず、顧客保護、市場の健全性、公共の利益及びステークホルダーに悪影響を及ぼす行為があった場合、企業価値を毀損する可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスを単なる法令遵守にとどめず、企業倫理や社会規範も遵守することと捉え、役職員が問題に直面した際に「正しい行動」を取れるよう「The Orico Group Code」を行動規範として定め、役職員への浸透・定着に取り組んでおります。 ・ 役職員が安心して利用できる内部通報窓口「オリコ・ヘルプライン」を社内外に設置することにより、自浄作用を高めるとともに、不正発生の未然防止に取り組んでおります。

人的（人材、人権等）リスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化により労働人口が減少するなか、仕事に対する価値観や生活環境が多様化しており、社員の働きがいややりがいに対する期待に応えられない場合、経営戦略を遂行するために必要な人材を確保することが難しくなり、競争力等が低下する可能性があります。 ・ 経営戦略を達成するためこれまで以上にDXをはじめとした専門人材を必要としており、事業環境変化に合った十分な人材確保・育成ができない場合、競争力等が低下し業務運営に支障を来たす可能性があります。 ・ 人権尊重に向けた取組が不十分とみなされ、ステークホルダーからの信頼を損なう可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事制度を改定し、外部環境の変化や働く社員一人ひとりの価値観・ライフスタイルの変化を踏まえた人財戦略に基づく重点事項の実施により社員エンゲージメントの最大化に取り組んでおります。 ・ 経営基盤構築の一環として「多様性に富んだ人材集団づくり」に取り組み、新たな経験付与プログラムや学習コンテンツの充実による社員の育成や、専門人材等の経験者採用による多様な人材の確保に取り組んでおります。 ・ 人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて定めた「人権基本方針」に従い、人権尊重に関する取組を推進しております。

繰延税金資産の回収可能性に関するリスク	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得に基づき判断しており、その見積りは将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由により影響を受ける可能性があります。
対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金資産は、将来減算一時差異等に対して計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に一定の不確実性を織り込み見積もった将来課税所得に基づき判断しております。

上記以外に、次のような事項が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他のリスク
<ul style="list-style-type: none"> ・ 反社会的勢力排除、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策が不十分であった場合 ・ 割賦売掛金の流動化に伴い売却した優先受益権や保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落した場合 ・ 加盟店、提携先や業務委託先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合 ・ 当社グループ及び当業界に関するネガティブな報道等によりステークホルダーからの信頼が損なわれた場合

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より「信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更」を行っており、これらを遡及適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表（1）連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載しております。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へ移行し、行動制限の緩和やインバウンド需要の回復などにより、経済活動及び社会活動の正常化が進みました。しかしながら、景気の先行きは、世界的な物価高や不安定な国際情勢、実質賃金の低迷により個人消費が下振れるリスク等、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、中期経営計画2年目となる2024年3月期につきましても、「Transformation Now! “お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ”」をスローガンに掲げ、4つの事業戦略（重点市場の深耕と新規事業の探索 顧客ニーズを起点としたマーケットイン型営業の確立 異業種・先端企業との協働による新たなサービスの創出 プロセスイノベーションの深掘）に基づくアプローチを徹底してまいりました。

また、厳しい経営環境を踏まえ、リスクリターン、コストリターンに基づく事業ポートフォリオ運営を一段と徹底し、個品割賦事業における事業構造の抜本的な見直しを開始いたしました。

一方、当社が事業展開するタイ・フィリピン・インドネシアでは、中国経済の減速を背景に内需が低迷するなど、経済活動に大きな影響を受け、当社のオートローン事業における延滞債権が増加しました。これに伴う貸倒関係費の増加を主因として、2024年3月期の業績は下方修正を余儀なくされる結果となりました。

なお、事業基盤の拡充のため、2023年9月に、株式会社オリコオートリース、株式会社オリコビジネスリースを連結子会社化したことに加え、2024年3月にイオンフィナンシャルサービス株式会社との包括業務提携の一環として、イオンプロダクトファイナンス株式会社（現、株式会社オリコプロダクトファイナンス）を完全子会社化しました。個品割賦事業における競争優位性を高め、採算性の高い事業をめざしてまいります。

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、前連結会計年度の不動産売却収入が剥落しましたが、重点領域である決済・保証事業、海外事業等の増収により、2,290億円（前年差13億円増加）となりました。

営業費用につきましては、2,129億円（前年差83億円増加）となりました。

販売費及び一般管理費は、基幹システムの一部償却完了に伴い電算費が減少したものの、海外事業における延滞債権増加に伴う貸倒関係費の増加を主因に前年差58億円増加し、1,963億円となりました。

以上の結果、経常利益は161億円（前年差69億円減少）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては125億円（前年差64億円減少）となりました。

当期の業績

営業収益	2,290	億円	(0.6%増加)	前年同期比	営業利益	161	億円	(30.1%減少)	前年同期比
経常利益	161	億円	(30.1%減少)	前年同期比	親会社株主に帰属 する四半期純利益	125	億円	(34.0%減少)	前年同期比

事業収益構成比



セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(参考) 事業収益の事業別内訳

(単位 億円：未満切捨て)

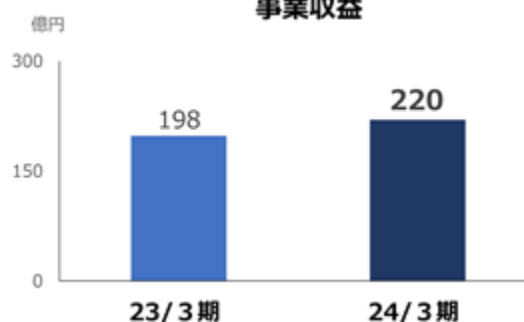
事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年比(%)
決済・保証	198	220	11.1
海外	109	143	31.6
カード・融資 (うち、カードショッピング)	704 (523)	713 (535)	1.2 (2.3)
個品割賦	696	685	1.5
銀行保証	321	335	4.3
その他	83	78	6.7
計	2,113	2,175	3.0

決済・保証事業

事業収益構成比



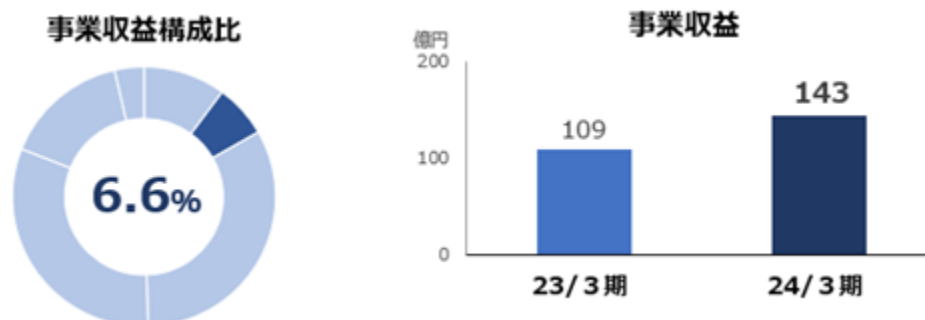
事業収益



決済・保証事業につきまして、家賃決済保証は、単身世帯数の増加等により市場は拡大傾向にあるなか、電子申込による利便性向上等により、取扱高が前年差で増加しました。また、売掛金決済保証につきましても、既存主力加盟店の取扱高伸長に加え、新規提携社数も順調に拡大したことにより、取扱高は前年差で増加しました。なお、所有から利用の潮流が進むなか、高まるリース需要への対応を更に強化するため、当連結会計年度より株式会社オリコビジネスリースを連結子会社化しております。

この結果、決済・保証事業の事業収益は、220億円(前年比11.1%増加)となりました。

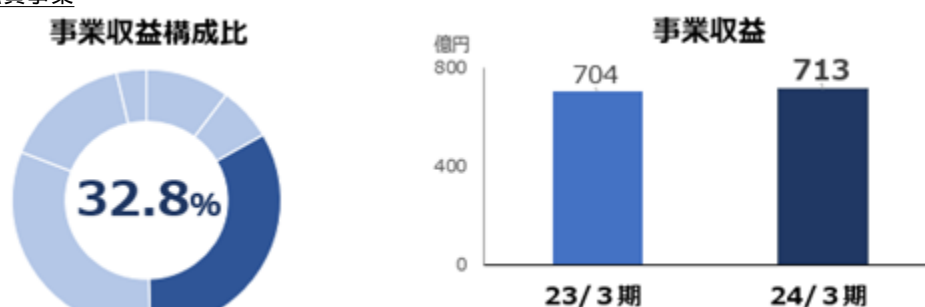
海外事業



海外事業につきまして、海外子会社3社合計の取扱高は、タイ子会社の取扱高減少を主因に、前年差で減少しましたが、営業資産残高の増加等により、事業収益は増加しました。一方、急速な業容拡大に管理体制の強化が追い付かず、想定以上に延滞債権が増加し貸倒関係費が増加しました。回収体制の強化、与信基準の厳格化による債権良質化に取り組んでおり、ガバナンス体制、リスク管理をより一層強化し、早期立て直しを進めてまいります。

この結果、海外事業の事業収益は、143億円（前年比31.6%増加）となりました。

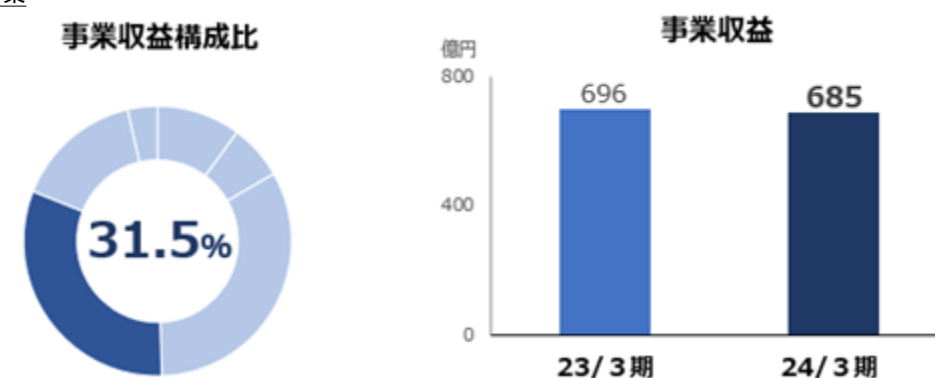
カード・融資事業



カード・融資事業につきまして、カードショッピングの取扱高は、飲食や旅行等のサービス消費の需要回復や生活関連消費の取り込み等により、前年差で増加しました。融資残高は、新規取扱いが減少したこと等により、前年差で減少となりました。

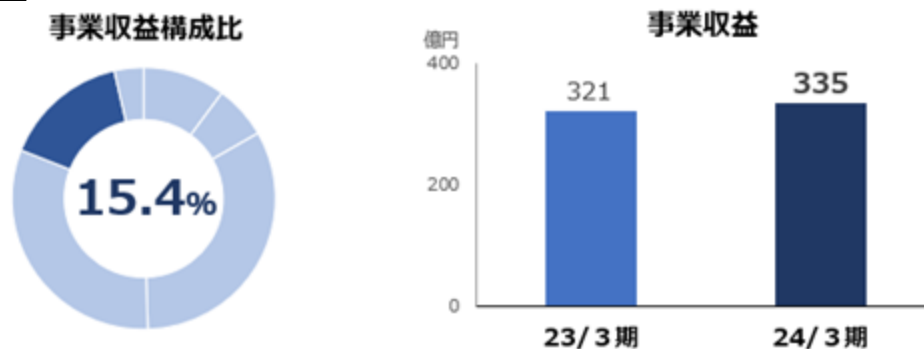
この結果、カードショッピングの事業収益は535億円（前年比2.3%増加）、融資の事業収益は178億円（前年比1.8%減少）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、713億円（前年比1.2%増加）となりました。

個品割賦事業



個品割賦事業につきましては、オートローン及びショッピングクレジットの取扱高はいずれも減少しました。一方、事業基盤の拡充のため、株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコプロダクトファイナンスを連結子会社化いたしました。個品割賦事業における競争優位性を高め、採算性の高い事業をめざしてまいります。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、685億円（前年比1.5%減少）となりました。

銀行保証事業

銀行保証事業につきましては、地域の課題に応じた金融商品・サービスの提供に取り組んでおり、取扱高の拡大を背景に保証残高は一昨年度末に反転増加しました。当連結会計年度においても取扱高の拡大は継続しており、保証残高は前期末から増加しました。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、335億円（前年比4.3%増加）となりました。

(2) 財政状態

資産の部

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度末の2兆4,139億円から7,336億円増加し、3兆1,476億円となりました。これは主に、連結子会社化による、リース投資資産及び現金及び預金の増加によるものであります。

負債の部

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度末の2兆1,841億円から7,177億円増加し、2兆9,019億円となりました。これは主に、連結子会社化による、短期借入金等の有利子負債の増加によるものであります。

純資産の部

純資産につきまして、前連結会計年度末の2,297億円から159億円増加し、2,456億円となりました。これは主に、退職給付に係る調整累計額及び利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループの主な事業内容は、決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であります。当連結会計年度においては、海外事業、個品割賦事業の取扱高が減少した一方で決済・保証事業、カード・融資事業、銀行保証事業は取扱高が増加しました。また、新たに連結化した子会社の影響もあり事業全体ではオフバランスの流動化、信用保証を含む営業資産残高が増加し資金需要も拡大しました。

主な運転資金需要としましては、加盟店への立替金や顧客への融資金、また一般管理費等の営業費用並びにソフトウェア等の固定資産への投資等及び一部子会社向けの事業運転資金等があります。

資金調達においてはマーケット環境の変化にも注視しつつ、手許自己資金のほか、借入金に加えて社債や商業・ペーパー等様々な調達手段を駆使しながら安定的かつ効率的に資金を確保しております。また、保有する営業資産を活用した債権流動化による資金調達も継続的に実施しております。なお、突発的な資金需要に備え、手許自己資金に加えてコミットメントライン契約や親密金融機関からの当座借越枠等で流動性リスクに備えております。当期末の有利子負債残高は、2兆3,582億円となりました。

当社の外部格付の状況としましては、本報告書提出時点において、株式会社格付投資情報センター(R&I)から長期債はA+、商業・ペーパーはa-1、株式会社日本格付研究所(JCR)から長期債はA+、商業・ペーパーはJ-1の格付を取得しております。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の減少は434億円(前年差756億円の支出増)となりました。これは、主に割賦売掛金・リース投資資産等の売上債権残高が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は444億円(前年差241億円の支出増)となりました。

これは、主に株式会社オリコプロダクトファイナンスの完全子会社化により生じた子会社株式の取得支出、及び当社の成長に資する戦略的なシステム投資を行い、無形固定資産(ソフトウェア)を取得したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の増加は2,216億円(前年差3,023億円の収入増)となりました。

これは、主に商業・ペーパーの発行及び短期借入金による資金の調達が増加したこと等によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,395億円増加し、4,793億円となりました。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

連結営業実績は次のとおりであります。

区分		前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	対前年増減
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
事業 収益	決済・保証	19,813	22,003	2,189
	海外	10,907	14,355	3,448
	カード・融資	70,486	71,344	857
	個品割賦	69,625	68,556	1,068
	銀行保証	32,141	33,514	1,373
	その他	8,370	7,812	557
小計		211,344	217,587	6,243
金融収益		2,758	1,679	1,079
その他の営業収益		13,591	9,787	3,803
合計		227,693	229,054	1,360

(注) 1. 各事業の収益には、割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
カード・融資	27,582百万円	27,342百万円
個品割賦	44,056	44,086
その他	98	224
計	71,737	71,653

2. 主要事業における取扱高

事業	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	対前年増減
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
決済・保証	1,593,295	1,713,227	119,932
海外	90,080	81,008	9,071
カード・融資	3,048,857	3,224,955	176,097
個品割賦	1,192,238	1,068,646	123,591
銀行保証	489,642	572,307	82,664
計	6,414,113	6,660,145	246,031

(連結営業資産残高)

事業	第63期 (2023年3月31日)		第64期 (2024年3月31日)		対前年増減	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	増減率 (%)
決済・保証	131,755	3.6	128,043	3.4	3,712	2.8
海外	141,405	3.9	165,350	4.4	23,944	16.9
カード・融資	290,631	8.0	278,255	7.4	12,376	4.3
(債権を流動化した残高)	(331,161)		(348,701)		(17,540)	(5.3)
(流動化を含む残高)	(621,793)		(626,957)		(5,163)	(0.8)
クレジットカード	178,421	4.9	174,046	4.6	4,375	2.5
(債権を流動化した残高)	(302,004)		(317,458)		(15,453)	(5.1)
(流動化を含む残高)	(480,426)		(491,504)		(11,078)	(2.3)
ショッピング	150,491	4.1	145,914	3.9	4,577	3.0
(債権を流動化した残高)	(263,108)		(280,856)		(17,748)	(6.7)
(流動化を含む残高)	(413,599)		(426,770)		(13,170)	(3.2)
キャッシング	27,929	0.8	28,131	0.7	202	0.7
(債権を流動化した残高)	(38,896)		(36,602)		(2,294)	(5.9)
(流動化を含む残高)	(66,826)		(64,734)		(2,092)	(3.1)
一般個人ローン	112,210	3.1	104,209	2.8	8,001	7.1
(債権を流動化した残高)	(29,157)		(31,243)		(2,086)	(7.2)
(流動化を含む残高)	(141,367)		(135,452)		(5,914)	(4.2)
個品割賦	1,870,629	51.4	1,909,420	50.6	38,790	2.1
(債権を流動化した残高)	(1,500,876)		(2,069,873)		(568,996)	(37.9)
(流動化を含む残高)	(3,371,506)		(3,979,294)		(607,787)	(18.0)
オートローン	1,178,395	32.4	1,164,089	30.9	14,305	1.2
(債権を流動化した残高)	(932,723)		(1,215,235)		(282,512)	(30.3)
(流動化を含む残高)	(2,111,118)		(2,379,325)		(268,207)	(12.7)
ショッピング	692,234	19.0	745,331	19.8	53,096	7.7
(債権を流動化した残高)	(568,153)		(854,637)		(286,484)	(50.4)
(流動化を含む残高)	(1,260,388)		(1,599,968)		(339,580)	(26.9)
銀行保証	1,153,637	31.7	1,252,374	33.2	98,736	8.6
その他(住宅ローン等)	49,324	1.4	36,744	1.0	12,579	25.5
(債権を流動化した残高)	(-)		(2,344)		(2,344)	
(流動化を含む残高)	(49,324)		(39,089)		(10,235)	(20.8)
合計	3,637,385	100.0	3,770,189	100.0	132,803	3.7
(債権を流動化した残高)	(1,832,038)		(2,420,920)		(588,881)	(32.1)
(流動化を含む残高)	(5,469,423)		(6,191,109)		(721,685)	(13.2)

5【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

6【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。

(1) 主要な設備投資

中期経営計画に沿って、業務の効率化や顧客サービス向上を目的としたシステム等に投資を行いました。この結果、当連結会計年度のシステム投資額は122億円に達しました。

また、連結子会社である株式会社オリコフォレントインシュアでは、次期基幹システムに対して11億円の投資を実施しました。

(2) 主要な設備の除却及び売却

記載すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

2024年3月31日現在

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (有形固定 資産) (百万円)	其他有形 固定資産 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	其他 (百万円)		合計 (百万円)
本社部門 (東京都千代田区他)	全社 (共通)	営業用 設備	12,183	0	35,959 (22)	580	1,152	83,918	2,117	135,912	956 [191]
支店	全社 (共通)	営業用 設備	2,973	-	9,916 (3)	147	127	-	-	13,165	3,089 [1,349]
厚生施設 他	全社 (共通)	其他 の設備	2,073	-	11,463 (18)	-	13	-	-	13,549	- [-]

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、「全社(共通)」として記載しております。

2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社グループにおける計画中の主なものは次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

中期経営計画の実現に向けて、安心、安全なインフラ整備等に投資を行うこととしております。

(2) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	182,500,000
計	182,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2024年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	171,882,370	171,882,620	東京証券取引所 プライム市場	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。
計	171,882,370	171,882,620	-	-

(注) 2024年4月1日から提出日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が250株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2019年11月14日 (注) 1	優先株式 15,000	普通株式 1,718,383 優先株式 35,000	-	150,044	-	879
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注) 2	普通株式 111	普通株式 1,718,494 優先株式 35,000	7	150,051	7	886
2020年11月16日 (注) 1	優先株式 15,000	普通株式 1,718,494 優先株式 20,000	-	150,051	-	886
2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注) 2	普通株式 233	普通株式 1,718,727 優先株式 20,000	15	150,067	15	901
2021年11月15日 (注) 1	優先株式 20,000	普通株式 1,718,727 優先株式 -	-	150,067	-	901
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注) 2	普通株式 19	普通株式 1,718,747	2	150,069	2	904
2022年10月1日 (注) 3	普通株式 1,546,941	普通株式 171,805	-	150,069	-	904
2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注) 2	普通株式 76	普通株式 171,882	6	150,075	6	910

(注) 1. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

2. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

3. 株式併合(10:1)によるものであります。

4. 2024年4月1日から2024年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の行使により、普通株式の発行済株式総数が0千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	41	233	182	26	17,191	17,699	-
所有株式数(単元)	-	1,033,809	21,928	356,623	90,182	827	210,505	1,713,874	494,970
所有株式数の割合(%)	-	60.32	1.28	20.81	5.26	0.05	12.28	100.00	-

(注) 当期末現在の自己株式は19,414株であり、「個人その他」の欄に194単元及び「単元未満株式の状況」の欄に14株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	83,640	48.66
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	28,404	16.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	8,816	5.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	7,972	4.63
中央日本土地建物株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号	1,917	1.11
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	1,536	0.89
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	904	0.52
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタン レーMUFG証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANA RY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大 手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	808	0.47
森本 博義	大阪府河内長野市	737	0.42
STATE STREET BAN K AND TRUST COMP ANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟)	587	0.34
計	-	135,325	78.74

(注) 2024年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が2024年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	銀行等保有株式取得機構
住所	東京都中央区新川2丁目28番1号
保有株券等の数	普通株式 7,513千株
株券等保有割合	4.37%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,400	-	(注)1
完全議決権株式(その他)	普通株式 171,363,000	1,713,630	(注)1, 2
単元未満株式	普通株式 494,970	-	(注)1, 3, 4
発行済株式総数	171,882,370	-	-
総株主の議決権	-	1,713,630	-

(注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

2. 株式数は、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式341,660株が含まれております。また、議決権の数は同行が所有する議決権の数3,416個が含まれております。

3. 1単元(100株)未満の株式であります。

4. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式50株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番地1	19,400	-	19,400	0.01
株式会社JCM (注)2	東京都千代田区神田錦町3丁目13番	5,000	-	5,000	0.00
計	-	24,400	-	24,400	0.01

(注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2. 当社の持分法適用関連会社であります。

3. 当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式341,660株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.19%)は、上記の自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役等に対する株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「旧株式報酬制度」という。）の導入について承認可決され、その後、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴う旧株式報酬制度に係る報酬枠改定について承認可決され（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至りますが、当社が2024年5月10日開催の取締役会において、旧株式報酬制度を譲渡制限付きの株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」という。）に改定するとともに、本制度の対象者を拡大し、当社の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度改定及び監査等委員である取締役に対する報酬制度導入に関する議案を決議し、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決されました。

導入の背景、目的及びこれを相当とする理由

今般、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、監査又は監督を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は上記の目的によるものであり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」に記載しております。）とも合致していることから、本制度の内容は相当であると考えております。なお、本制度の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するものであり、本制度の詳細につきましては、下記 の枠内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は取締役会に、監査等委員である取締役分は監査等委員の協議にご一任いただいております。また、現時点において、本制度の対象となる取締役は13名となります。

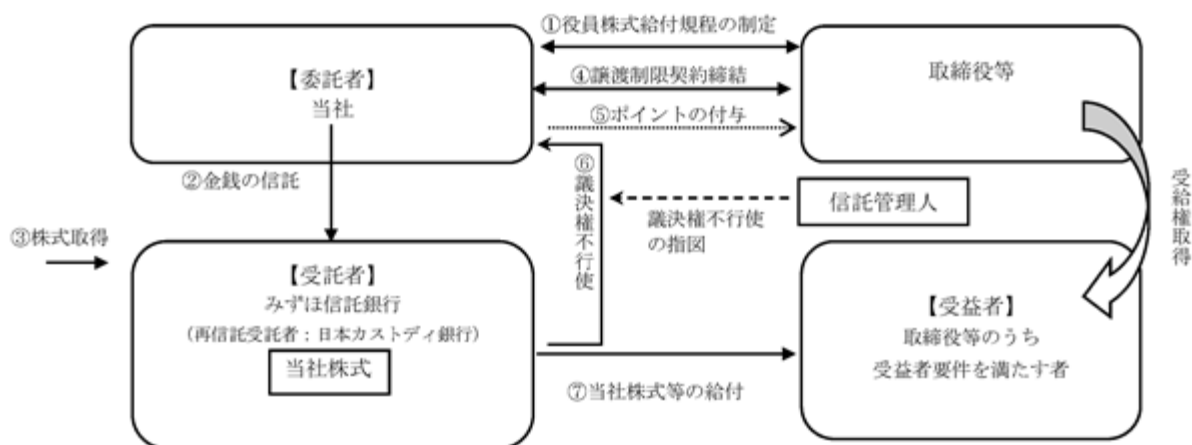
本制度の内容

a. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後当社が定める所定の時期となります。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度改定に伴い、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して旧株式報酬制度において付与済みのポイントについては、本制度におけるポイントに移行することとし、取締役等は、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該給付を受ける取締役等が在任中の場合、当該取締役等に給付される株式についても上記譲渡制限契約に基づく譲渡制限に服することとなります。

< 本制度の仕組み >



当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認可決された枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

株主総会決議で承認可決された範囲内で金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

b. 本制度の対象者

取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含みます。）及び執行役員

c. 信託期間

2017年9月15日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

d. 信託金額（報酬等の額）

当社は、原決議の範囲内で、270百万円の金銭を拠出して旧株式報酬制度に基づく信託を設定し、2020年に172百万円、2022年に210百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行っております。また、2024年5月にも674百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行っております。

当社は、2024年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入します。なお、取締役等への当社株式等の給付を行うため、旧株式報酬制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会での承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当しております。

当社は、BBT-RS当初対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数が不足することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。当社が、BBT-RS当初対象期間に関し、本信託に追加拠出することができる金銭の合計額は、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除く。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限といたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除く。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額）と追加拠出される金銭の合計額は、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除きます。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限といたします。かかる信託拠出額上限につきましては、下記に基づき、今後、取締役等に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

e. 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記d.により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

f．取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきあらかじめ定めた役位毎の株式報酬基準額に、業績達成度を勘案して決定する支給率（0%～150%の範囲）を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。

また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まるポイントが付与されます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、252千ポイント（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除きます。）分として85千ポイント、監査等委員分として10千ポイント、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として7千ポイント、執行役員分として150千ポイント）を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本制度改定に伴い、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して旧株式報酬制度において付与済みのポイントについては、本制度におけるポイントに移行いたします。

取締役等に付与されるポイントは、下記g．の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記g．の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記g．の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数といたします（以下「確定ポイント数」といいます。）。

g．当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記f．に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものといたします。

h．議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

i．配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

j．信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記i．により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、また、取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。

但し、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

a．譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任後当社が定める所定の日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

b．当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記c．の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

c．譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該退任後当社が定める所定の日において譲渡制限を解除すること

d．組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理をいたします。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

本信託の概要

- a．名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- b．委託者 : 当社
- c．受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- d．受益者 : 取締役等うち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- e．信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- f．信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- g．本信託契約の締結日 : 2017年9月15日
- h．金銭を信託する日 : 2017年9月15日
- i．信託の期間 : 2017年9月15日から信託終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	8,032	8,899,630
当期間における取得自己株式	695	728,870

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡し)	190	225,915	-	-
保有自己株式数	19,414	-	20,109	-

(注) 1. 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、2024年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 「処分価額の総額」欄には、処理を行った自己株式の帳簿価額を記載しております。

3【配当政策】

当社は、「財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向 30%を目処に配当を実施」としてあります。

毎事業年度における配当の回数につきましては、期末配当 1 回とし、この決定機関は株主総会であります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり、1 株当たり40円といたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)
2024年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	6,874	40

次期の期末配当金につきましては、1 株当たり40円とさせていただき予定としております。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当に関する決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び成長投資のための原資として活用してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

理念、オリコがめざすサステナビリティ

当社は、存在意義や使命としての「パーパス」並びに日々の判断基準となる指針・価値観である「バリュー」をグループ共通の「理念」として定めております。また、理念に基づき、社会・ステークホルダーへの基本的な向き合い方を明確化した「オリコがめざすサステナビリティ」を掲げております。

[パーパス]

その夢の、一步先へ

Open the Future with You

[バリュー]

正しさを求める 信頼を育む

未来を想う 挑戦を楽しむ

[オリコがめざすサステナビリティ]

わたしたちは、「その夢の、一步先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするというわたしたちの想いが込められています。

わたしたちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、わたしたちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

以上を踏まえ、事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を経営の中核に据えた事業運営を行ない、10年後にめざす社会・めざす姿の実現のための優先すべき重要課題（マテリアリティ）を特定し、その1つとして「ガバナンスの強化」に取り組んでおります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、今後めざす姿として「常にお客さまに寄り添い、向き合い、ニーズに即した金融サービスを通じて、様々な社会課題解決に貢献し続ける、イノベティブな先進企業」及び「強固な財務基盤と持続的・安定的な収益力を有し、ステークホルダーからこれまで以上に存在意義を認められる企業」であることを掲げております。このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果敢な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

- 1．当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
- 2．当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に取り組みます。
- 3．当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
- 4．当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
- 5．当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

a. 監査等委員会設置会社を採用している理由

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

b. 企業統治の体制

イ. 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名と監査等委員である取締役4名の計13名で構成しております。また、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを開示する一方、取締役会における独立社外取締役の比率を向上させ3分の1以上とし、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しております。

なお、定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。）の決定の一部を取締役社長に委任しており、これにより、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させております。

当社の取締役会は、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2024年3月期は16回開催され、2024年3月期の主な検討事項として、理念等の検証・見直し、中期経営計画の進捗状況、個品割賦事業の構造改革、海外事業のクレジットリスク対応状況、人的資本強化、新人事制度の運用状況、コーポレート・ガバナンス強化、サステナビリティの取組状況、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況、サイバーセキュリティへの取組状況等について議論を行いました。なお、取締役の平均出席率は99%となっております。

なお、取締役の当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における取締役会への出席状況は次のとおりであります。

氏名	当事業年度の出席状況（出席率）
河野 雅明	16/16回（100%）
飯盛 徹夫	16/16回（100%）
横山 嘉徳	14/14回（100%）
渡辺 一郎	16/16回（100%）
水野 哲朗	16/16回（100%）
樋口 千春	16/16回（100%）
西野 和美	15/16回（94%）
本庄 滋明	16/16回（100%）
深澤 雄二	16/16回（100%）
長尾 浩	14/14回（100%）
大庫 直樹	16/16回（100%）
櫻井 祐記	15/16回（94%）
松井 巖	16/16回（100%）

取締役 西野 和美、本庄 滋明、大庫 直樹、櫻井 祐記、松井 巖の各氏は、社外取締役であります。

長尾 浩氏は2024年3月24日付で取締役を辞任いたしましたので、開催回数及び出席回数は在任中のものとなります。

横山 嘉徳氏は2024年3月25日付で取締役を辞任いたしましたので、開催回数及び出席回数は在任中のものとなります。

()取締役会の実効性評価

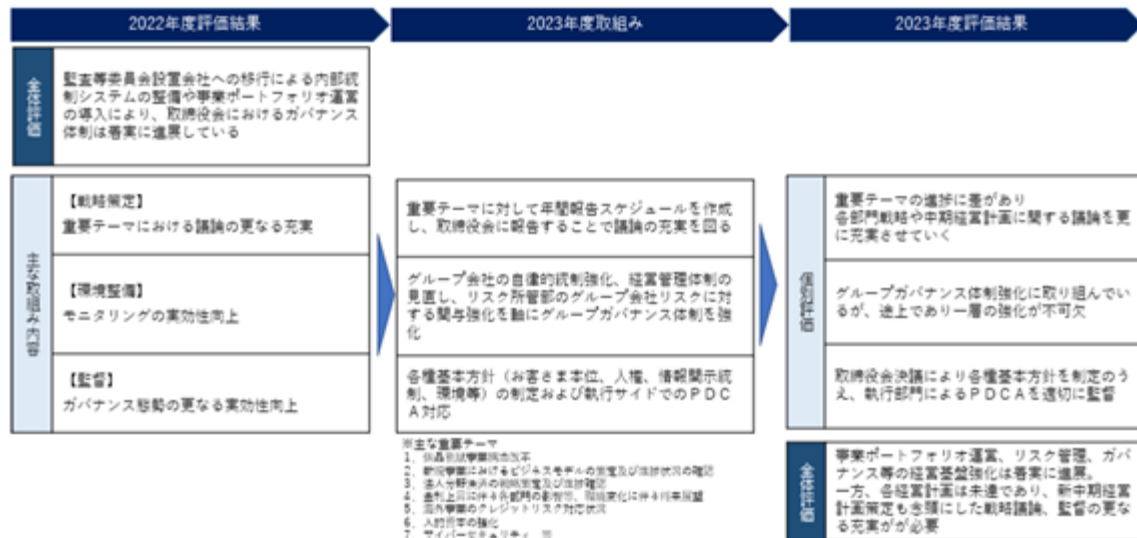
・基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの中核である取締役会が適切に役割・責務を發揮していくため毎年、第三者である外部専門家のサポートを得て取締役会の実効性に関する評価・分析を行い、その結果を踏まえた改善を図っていくことにより、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでおります。

・2024年3月期取締役会実効性評価の実施プロセス

対象者	全取締役（13名） 2024年2月1日時点
実施方法	1. 全取締役に対して、取締役会が適切に役割・責務を果たしていくアンケートを実施 2. 第三者である外部専門家にてアンケート内容をもとに対象者への個別インタビューを実施 3. 第三者である外部専門家の取りまとめの上分析を実施 4. 第三者である外部専門家の分析結果を踏まえ、取締役会事務局が分析結果・評価案を策定し取締役会に報告の上、取締役会での議論を実施
アンケート内容（概要）	・取締役会の構成 ・取締役会の役割・責務 ・取締役会の運営状況 ・昨年評価した際の課題への対応状況 ・今後改善すべき事項等

・評価結果及び取組



・取締役会の2025年3月期運営の主な考え方

当社の取締役会は、前年度の取締役会運営状況、取締役会実効性評価等を踏まえ、2025年3月期運営の主な考え方は以下のとおりとしております。

引き続き会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくべく、取締役会による戦略策定、監督機能發揮等、取締役会の役割・責務を適切に發揮していきます。

< 戦略観点 >

- ・新中期経営計画の策定
- ・サステナビリティ経営の推進
- ・人財戦略の高度化

< 監督観点 >

- ・新理念の浸透
- ・コーポレート・ガバナンスの高度化（グループ会社含）
- ・リスクマネジメント、コンプライアンスの適切運営
- ・事業構造改革の推進

()取締役会の諮問機関

(指名・報酬委員会)

当社の指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名(飯盛 徹夫)と独立社外取締役2名(西野 和美、松井 巖)の計3名で構成しており、取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項について、審議いたします。

当事業年度(2023年4月1日~2024年3月31日)において指名・報酬委員会を6回開催しており、個々の委員の出席状況は次のとおりであります。

氏名	当事業年度の出席状況(出席率)
飯盛 徹夫	6/6回(100%)
西野 和美	6/6回(100%)
大庫 直樹	6/6回(100%)

なお、活動内容については、「(4) 役員の報酬等 (4)その他 役員の報酬等に関する取締役会、委員会等の活動内容」に記載のとおりであります。

(利益相反管理委員会)

当社の利益相反管理委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名(飯盛 徹夫)と独立社外取締役2名(本庄 滋明、松井 巖)の計3名で構成しており、持ち株比率40%を超える主要株主であるみずほフィナンシャルグループ各社との重要な取引について審議いたします。

なお、2023年3月期は2回開催し、2024年3月期は該当案件がなく開催はございません。

ロ. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち、1名は常勤監査等委員)で構成しており、うち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の監査活動を支援する専任組織(監査等委員会室)を設置する一方、監査等委員会は内部監査グループと連携し、適切な監査を行う体制を整えております。

ハ. 業務執行体制

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視するとともに、業務の執行権限を最大限、取締役社長に委任しています。加えて取締役社長が適切な意思決定を行うため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」「業務監査委員会」「サステナビリティ委員会」「総合リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」等を設置し、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築しております。

(経営会議)

取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議を行うことを目的に設置しております。現在の議長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、すべての部門長、グループ長等で構成しております。

(業務監査委員会)

内部監査に関する重要事項を審議し、内部監査の充実を図ることを目的として設置しております。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計4名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会に報告しております。

(サステナビリティ委員会)

サステナビリティに関する重要事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は取締役社長(飯盛 徹夫)が務めており、計20名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会に報告しております。

(総合リスク管理委員会)

各種リスクを総合的に把握・管理することを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、計17名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(コンプライアンス委員会)

当社グループにコンプライアンスの定着を進め、社会に貢献する企業としての企業価値の向上を図ることを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、計18名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

(ALM委員会)

市場リスク及び流動性リスクを適正にコントロールすることを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、計5名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(クレジット対策委員会)

適正な与信管理及び加盟店管理強化に関する重要な事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は取締役専務執行役員（中西 真）が務めており、計9名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(新規業務・新商品委員会)

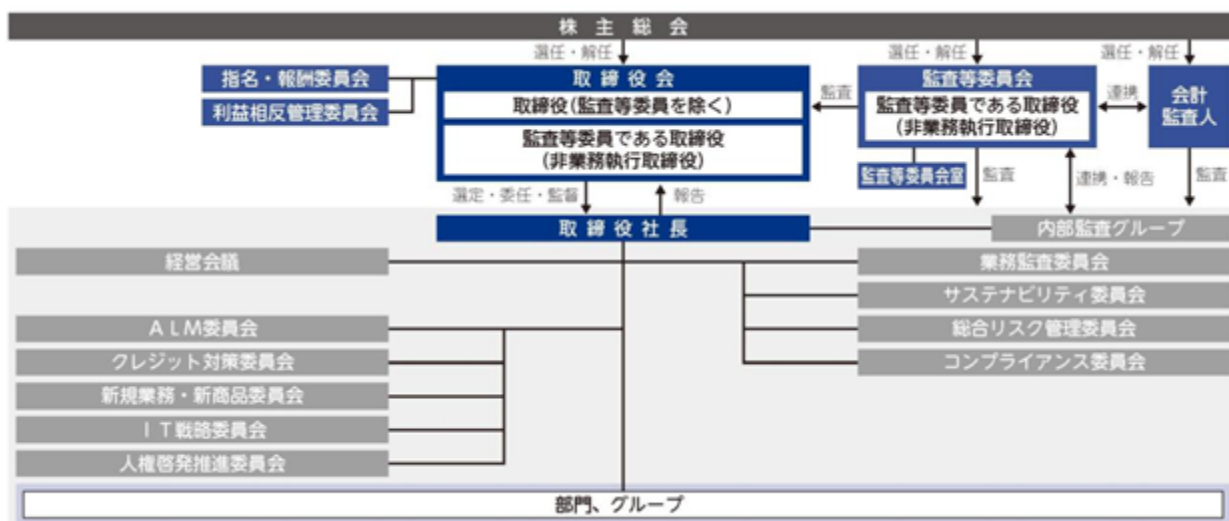
重要な新規業務・新商品に関する戦略性・収益性及びリスク等の評価と検証を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（宇田 真也）が務めており、計9名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(IT戦略委員会)

重要なIT戦略、IT投資計画、IT投資案件の審議を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（矢ヶ部 章二）が務めており、計12名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(人権啓発推進委員会)

人権に関する重要事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（松岡 英行）が務めており、計11名の委員で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。



内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を定めます。また、当社及び子会社等の全役員及び全従業員（以下「役職員」といいます。）を対象として、コンプライアンスに関する行動規範である「The Orico Group Code」を定めその徹底を図ります。
- (2) 当社は、当社及び子会社等におけるコンプライアンスの定着を進めるため、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議等を行います。
- (3) 当社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社等における違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
- (4) 当社は、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、適正な個人情報管理体制を構築します。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、専門部署を設置する等、適切な管理体制を構築します。
- (6) 当社は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与を防止するため、「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止のための基本方針」を定め、専門部署を設置する等適切な管理体制を構築します。
- (7) 当社は、財務報告の適正性確保のため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「情報開示統制の基本方針」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築します。
- (8) 当社は、当社及び子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施するため、「内部監査基本方針」及び「内部監査規程」を定め、内部監査グループを設置します。また、「業務監査委員会」を設置し、当社及び子会社等に対する内部監査に関する重要事項を審議することにより、内部監査の充実を図ります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、業務監査委員会その他委員会の議事録、稟議書、契約書等について、規程等に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、所定の期間保存します。また、取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及び子会社等の多様化するリスクを総合的に把握・管理するため、「リスク管理基本方針」を定め、リスクごとの所管部門とその総合管理を行うリスク管理部門を設置する等、リスク管理体制を構築します。また、各種リスクを総合的に把握・管理するため、総合リスク管理委員会を設置し、審議・調整を行います。
- (2) 当社は、緊急事態発生時の対応及び事業継続のため、「事業継続管理基本方針」を定め、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、連結ベースの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、各事業年度ごとの経営計画を策定します。
- (2) 当社は、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等を除き、業務執行の決定を取締役会から取締役社長に最大限委任するとともに、取締役会が独立した客観的立場から業務執行状況につき実効性の高い監督を行う体制を構築します。
- (3) 当社は、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、業務執行等の重要な事項の審議を行い、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築します。
- (4) 当社は、「取締役会規則」、「分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社は、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。さらに、「グループ経営管理規程」等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、当社がこれを承認すること又はこれに関して報告を受けることとし、子会社等に対する必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
 - b. 子会社等においても、当社の「グループ経営管理規程」等を踏まえ、経営上の重要事項については、当社へ協議又は報告する体制を構築させるものとします。
- (2) 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模、業態及び各種リスクの重要度に応じた適切なリスク管理体制を構築させるものとします。
- (3) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務権限の整備を行わせるものとします。
- (4) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 子会社等においても、当社の体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築させるものとします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直属の組織として、専属の使用人で構成される監査等委員会室を設置するものとします。
- (2) 当社は、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとします。また、当該使用人は、監査等委員会の職務に関して監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社の子会社等の取締役及び使用人等は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- (2) 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとします。
- (3) 当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができる体制を構築します。
- (4) 当社は、監査等委員が「経営会議」等の重要な会議に出席することにより、当社の現況を確認するとともに必要があると認めるときは意見を述べるができる体制を構築します。また、子会社等においても、企業集団における監査の充実を図るため、当社の監査等委員が子会社等の監査役等と定期的に情報交換を行うことができる体制を構築させるものとします。
- (5) 当社は、監査等委員が取締役会長及び取締役社長と定期的に当社の現況や課題等について情報交換を行うことができる体制を構築します。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができる体制を構築します。
- (6) 当社は、監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社が負担するものとします。また、当社は、監査等委員会が必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証するものとします。
- (注) 本基本方針において、「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社を指します。

個人情報保護への取り組み状況

当社は、お客さまの個人情報保護のため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護に取り組んでおります。

情報セキュリティ基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、情報セキュリティ（サイバーセキュリティを含む。以下同じ）の取り組みを経営上の重要課題と位置づけ、当社が保有する情報資産（以下「情報資産」という）の機密性、完全性、可用性を確保・維持するため、以下のとおり「情報セキュリティ基本方針」を定めます。

1. 当社は、情報資産を取扱うにあたり、法令、ガイドライン等および契約上の要求事項を遵守します。
2. 当社は、情報資産を定められた使用目的の範囲で適切に取扱うものとします。
3. 当社は、情報資産を様々な脅威から保護し安全性を強化するために、定期的に情報資産に係るリスクを評価し、評価結果に基づく情報セキュリティ対策を講じます。
4. 当社は、情報資産の安全性を維持向上させるため、本方針に基づいて社内規程等および必要な管理体制を整備するとともに、情報資産に係る物理的・技術的セキュリティ対策を継続的、体系的に講じます。
5. 当社は、役職員をはじめ情報資産を取扱う者に対し、情報セキュリティにおける役割、責任を明確にするとともに、その重要性を認識し、行動するように、教育および啓発を行います。
6. 当社は、情報セキュリティの対応状況を確認するために、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査および自己点検を行います。また、その結果に基づき情報セキュリティ対策の改善を図ります。
7. 当社は、情報セキュリティに関する緊急事態の発生に備え、体制や手順等を整備し、状況に応じて迅速かつ適切に対応します。
8. 本方針は、情報資産を取り巻く環境の変化を考慮し、年1回定期的に見直しを行うほか、情報セキュリティ監査および自己点検の結果または法令および情報技術の変化等により情報セキュリティに関して新たな対策が必要となった場合、適宜、見直しを行います。

個人情報保護方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、個人情報取扱事業者として以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、個人情報を取扱います。

1. 法令遵守
当社は、個人情報の保護に関する法律、各種関係法令、関係省庁の個人情報の保護に関するガイドライン、「個人情報保護指針」その他規範を遵守します。
2. 個人情報の利用・取得
当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定して公表するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）を行わないための措置を講じます。また、個人情報をクレジット申込書等で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示したうえで同意をいただきます。

3. 個人情報の提供等

当社は、個人情報を第三者へ提供する場合および第三者から個人関連情報を個人情報として取得する場合、原則として、あらかじめ同意をいただきます。また、個人情報を当社の提携企業や関係会社等に提供する場合、当社における取扱いと同様に適切な取扱いを求めます。

4. 不適正な利用の禁止

当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

5. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報を適切に管理し、不当なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防および是正に関する適切な措置を講じるとともに、個人情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育を継続して実施します。

6. 業務委託

当社は、個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護について適切な水準にある委託先を選定し、個人情報の安全管理が図られるよう適切に管理、監督します。

7. 個人情報の開示等

当社の保有する個人情報および第三者提供記録について開示を希望される場合は、当社所定の手続きに基づき開示します。また、個人情報の開示の結果、万一内容に誤りがある場合には、速やかに訂正します。

8. 個人情報保護マネジメントシステム

当社は、「個人情報保護マネジメントシステム」を継続的に見直し、個人情報の適切な取扱いに努めます。

9. 個人情報に関する問い合わせ

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご質問については、相談窓口を設けて迅速かつ適切な対応を行います。

反社会的勢力排除に向けた取り組み状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係遮断に取り組んでおります。

反社会的勢力に対する基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
3. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

4. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

5. 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

大規模災害等に際する事業継続に向けた取り組み状況

当社は、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「事業継続管理基本方針」を定め、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等の緊急事態発生時の事業継続に取り組んでおります。

事業継続管理基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等、緊急事態発生時の対応を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、以下のとおり「事業継続管理基本方針」を定めます。

1. 当社は、緊急事態発生時において、生命・身体に危害が及ぶような場合には、人命を最優先で取り組みます。
2. 当社は、緊急事態発生時の事業継続について、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「決済機能の維持・継続」および「業務の早期復旧」に優先的に取り組みます。
3. 当社は、緊急事態に応じた組織、権限および指示命令系統、緊急時行動計画等、緊急事態発生時において、すみやかに対応する体制を整備します。
4. 当社は、全役職員に対して緊急事態発生時の体制、緊急時行動計画等について教育に努めるとともに、緊急事態を想定した訓練を定期的実施し、緊急事態発生時の対応の実効性向上に取り組めます。
5. 当社は、当社およびグループ会社を取り巻く環境の変化並びに緊急事態に関する社会の動向等を踏まえ、必要となった場合、適宜本方針に基づいて体制等の見直しを行います。

主要株主との関係

当社は、株式会社みずほ銀行より約48.7%の出資を受ける等、株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社合計で約49%の出資を受けており、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用会社となります。また、伊藤忠商事株式会社より約16%の出資を受けており、伊藤忠商事株式会社の持分法適用会社となります。

当社は、主要株主と積極的に協働・連携を行う一方、メインバンクである株式会社みずほ銀行を軸にした資金調達も支えに、営業活動を行っております。

a. 少数株主保護の観点から必要な主要株主からの独立性確保に関する考え方・施策等

- ・経営計画等当社の意思決定を行うプロセスにおいて、主要株主に事前承認を要する等の関与はなく、独立性は十分に確保されております。
- ・主要株主との取引条件は、当社および少数株主の利益を阻害することなきよう適正なものに努めております。また、本運営が適正に行われていることを確認するため、当社は、取締役会決議で定められた「コーポレート・ガバナンスに関する方針等」に基づき、年1回主要株主等との取引に関する調査を行い重要な事実を取締役に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示しています。
- ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、持ち株比率40%を超える主要株主であるみずほフィナンシャルグループ各社との重要な取引を審議しております。なお、2023年3月期は2回開催し、2024年3月期は該当案件がなく開催はございません。

企業統治に関するその他事項

a. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

c. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

d. 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 取締役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、以下を定款に定めております。

- ・会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができること
- ・会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができること

上記を踏まえ、当社と非業務執行取締役である社外取締役は、会社法及び定款に基づき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

f. 補償契約の内容の概要

当社は、取締役河野雅明、飯盛徹夫、梅宮真、渡辺一郎、中西真、樋口千春、水野哲朗、西野和美、本庄滋明、深澤雄二、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

g. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。

h. 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 15.4%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長(兼)会長執行役員	河野 雅明	1957年2月24日生	1979年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ常務執行役員 2011年4月 同社リスク管理グループ長(兼) 人事グループ長(兼)コンプラ イアンス統括グループ長 2011年6月 同社常務取締役(兼)常務執行役 員 2012年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 2012年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行 役員 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ取締役 2013年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役)(兼)副頭取執 行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員 2013年7月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ副社長執行役員 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執 行役員 2020年4月 当社代表取締役会長(兼)会長執 行役員 2020年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)(現任) 2020年6月 当社取締役会長(兼)会長執行役 員(現任)	注3	普通株式 7,420

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長(兼)社長 執行役員	飯盛 徹夫	1960年9月12日生	1984年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 株式会社みずほ銀行執行役員 2011年6月 同行経営企画部長 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2012年4月 同行経営企画部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2013年4月 同社リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長(兼)証券・信託連携推進部担当役員 2016年4月 同行リテール・事業法人部門共同部門長 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループリテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員 2017年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長(代表取締役) 2020年4月 当社社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長(兼)社長執行役員(現任)	注3	普通株式 5,320

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役副社長(兼)副社長 執行役員 企画グループ管掌(兼) 財務・経理グループ管掌	梅宮 真	1964年12月23日生	1987年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2012年4月 同行大阪支店長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員財務企画部長 2015年4月 株式会社みずほ銀行執行役員財務企画部長 2017年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務財務・主計グループ長 2017年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役専務財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 2020年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役副社長(代表執行役)デジタルイノベーション担当(兼)財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員デジタルイノベーション担当(兼)財務・主計グループ長 2023年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役(兼)執行役副社長(代表執行役)グループCDO 2023年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員CDO 2023年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員CDO 2024年4月 当社副社長執行役員 2024年4月 当社企画グループ管掌(兼)財務・経理グループ管掌(現任) 2024年6月 当社取締役副社長(兼)副社長執行役員(現任)	注3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役(兼)専務執行 役員 内部監査グループ長	渡辺 一郎	1959年11月23日生	1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2003年4月 同社メディア事業部門企画開発室 長 2007年4月 同社モバイル&ワイヤレス部長 2008年4月 同社宇宙・情報・マルチメディア 経営企画部長 2009年4月 同社情報通信・航空電子経営企画 部長 2010年4月 台湾伊藤忠股份有限公司董事長 (兼)総経理(台北) 2013年1月 伊藤忠商事株式会社CIO補佐 IT企画部長 2017年4月 同社審議役CIO補佐IT企画部長 2019年4月 コネクシオ株式会社 執行役員 法人サポート部門長 2020年4月 同社執行役員 法人スマートサー ビス部門長 2021年6月 同社常務執行役員 法人スマートサービス部門長 2022年5月 当社顧問 2022年6月 当社代表取締役(兼)専務執行役 員(現任) 2022年6月 当社デジタル・マーケティンググ ループ管掌(兼)IT・システム グループ管掌 2024年4月 当社内部監査グループ長(現任)	注3	普通株式 500
取締役(兼)専務執行役員 ビジネスプロモーション部 門管掌(兼)法人ソリュー ション部門管掌(兼)業務 統括部担当	中西 真	1964年10月10日生	1988年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員 2017年6月 当社営業推進グループ支店統括 部長 2019年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ東日本地域統括担当 2020年4月 当社常務執行役員 2020年4月 当社管理グループ担当 2022年4月 当社管理グループ長 2024年4月 当社専務執行役員 2024年4月 当社ビジネスプロモーション部門 管掌(兼)法人ソリューション 部門管掌(兼)業務統括部担当 (現任) 2024年6月 当社取締役(兼)専務執行役員 (現任)	注3	普通株式 1,750

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(兼)常務執行役員 オペレーショングループ管 掌(兼)管理グループ管掌	樋口 千春	1962年2月22日生	1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2006年4月 同社金融事業推進部長 2007年7月 当社市場開発グループアライア ス推進第二部長(兼)経営企画 グループ伊藤忠連携部長 2010年4月 伊藤忠商事株式会社金融事業推進 部長(兼)オリコ関連事業統括 部長 2017年6月 当社顧問 2017年6月 当社取締役(兼)執行役員 2017年6月 当社市場開発グループ副担当 (兼)経営企画グループ海外事 業部担当 2018年4月 当社市場開発グループ副担当 2019年4月 当社ビジネスプロモーショング ループ副担当 2020年6月 当社取締役(兼)常務執行役員 (現任) 2020年6月 当社業務統括グループ担当(兼) 業務統括グループ業務統括部長 2020年10月 当社業務統括グループ担当 2022年4月 当社オペレーショングループ長 (兼)業務統括部担当 2023年4月 当社オペレーショングループ長 2024年4月 当社オペレーショングループ管掌 (兼)管理グループ管掌 (現任)	注3	普通株式 1,640
取締役	水野 哲朗	1960年1月24日生	1982年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2008年7月 株式会社みずほコーポレート銀 行 営業第十四部付審議役 2009年4月 当社事業本部顧客営業推進グルー プ副担当 2010年1月 当社執行役員 2010年6月 当社事業本部顧客営業推進グルー プ担当 2011年6月 当社常務執行役員 2011年6月 当社経営企画グループ担当 2016年6月 当社経営企画グループ担当(兼) 経理グループ担当 2017年4月 当社財務グループ担当 2019年6月 当社財務グループ担当(兼)リス ク管理グループ担当 2020年6月 当社専務執行役員 2020年6月 当社リスク管理グループ担当 2022年4月 当社リスク管理グループ長 2022年6月 当社取締役(兼)専務執行役員 2024年3月 当社取締役(現任) 2024年3月 株式会社オリコプロダクトファイ ナンス取締役会長(現任)	注3	普通株式 20,790

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西野 和美	1968年6月9日生	1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2001年4月 一橋大学大学院商学研究科 助手 (特別研究生) 2002年4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 2004年4月 同大学経営学部経営学科 専任講 師(兼)同大学大学院総合科学 技術経営研究科総合科学技術経 営専攻 専任講師 2006年4月 同大学大学院総合科学技術経営研 究科総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専 攻) 准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科 准教 授 2018年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授(兼)同大学保健センター センター長(兼)同大学学生支 援センターキャリア支援室 室 長 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授(兼)同大学役員補佐(学 生担当) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役 (現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役 2020年9月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 2022年4月 同大学大学院経営管理研究科 教授(現任) 2022年6月 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役	注3	普通株式 2,090
取締役	本庄 滋明	1955年2月13日生	1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネット ソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング 事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プ ロジェクト統括部長(産業担 当)(兼)ソフトウェア事業本 部プロジェクトA XMLプロ ジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副 本部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本 部長 2006年6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソ リューションビジネスグループ 副グループ長(兼)ソリュー ション担当(兼)産業・流通ソ リューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム 常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役(兼)執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役(現任)	注3	普通株式 300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(常勤監査等委員)	深澤 雄二	1957年7月23日生	1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2007年4月 同行コーポレートバンキンググ ニット統括役員付審議役 2007年4月 当社顧問 2007年6月 当社常務執行役員 2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グル ープ担当 2010年6月 当社コンプライアンスグループ担 当(兼)総務グループ担当 2013年12月 当社コンプライアンスグループ担 当 2014年5月 当社信用管理グループ担当 2016年6月 当社信用管理グループ担当(兼) 総務グループ担当 2017年4月 当社リスク管理グループ担当 2019年6月 当社常勤監査役 2022年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任)	注4	普通株式 6,790
取締役(監査等委員)	櫻井 祐記	1952年9月11日生	1976年4月 富国生命保険相互会社入社 2003年4月 同社財務企画部長 2007年7月 同社取締役 2009年4月 同社取締役 執行役員 2009年6月 富国生命投資顧問株式会社代表取 締役社長 2014年4月 富国生命保険相互会社常務執行役 員 2014年6月 フコクしんらい生命保険株式会 社外取締役 2014年7月 富国生命保険相互会社取締役 常 務執行役員 2016年4月 同社中期経営計画副担当 2016年6月 当社監査役 2019年4月 富国生命保険相互会社取締役 専 務執行役員 2019年4月 同社中期経営計画担当 2022年4月 同社取締役副社長執行役員 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2024年4月 富国生命保険相互会社取締役 (現任)	注4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	松井 巖	1953年12月13日生	1980年4月 検事任官 2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長 2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長 2006年4月 東京地方検察庁刑事部長 2007年10月 大津地方検察庁検事正 2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事 2010年10月 大阪高等検察庁次席検事 2012年6月 最高検察庁刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁検事正 2015年1月 福岡高等検察庁検事長 2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東京弁護士会所属) 2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 2017年6月 当社監査役 2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役 2022年4月 同社社外取締役(監査等委員) 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2023年3月 株式会社電通グループ社外取締役(現任)	注4	普通株式 5,290
取締役(監査等委員)	小笠原 由佳	1975年11月10日生	1999年4月 現、株式会社国際協力銀行入行 2005年9月 ベイン・アンド・カンパニー 2009年12月 独立行政法人国際協力機構 主任調査役 2019年4月 現、一般財団法人社会変革推進財団 インパクトオフィサー 2022年5月 株式会社Renovater 社外監査役(現任) 2022年6月 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社藤村総合研究所 取締役(現任) 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	注4	-
計					普通株式 51,890

- (注) 1. 取締役 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
2. 取締役 西野和美、本庄滋明、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。
3. 2024年6月25日開催の定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2024年6月25日開催の定時株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役（補欠監査等委員）1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
本庄 滋明	1955年2月13日生	1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長（産業担当）（兼）ソフトウェア事業本部プロジェクトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副本部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事（兼）産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長（兼）ソリューション担当（兼）産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役（兼）執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役（現任）	普通株式 300

（注）補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります

6. 取締役・監査等委員のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

・当社の取締役会が備えるべきスキル

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視しており、そのため取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図っております。

加えて、中期経営計画の「事業を通じた社会価値と企業価値を両立する「サステナビリティ」を上位概念として経営の中核に据えた事業運営を行うべく、当社取締役会全体が備えるべきスキルを「企業経営」「サステナビリティ」「事業知見」「財務・会計」「ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス」「研究・開発・学識」「デジタル・セキュリティ」「国際ビジネス」の8項目としております。

基盤	企業経営	取締役会による戦略策定、適切なリスクテイク、実効性の高い監督を行うため必要と考えます。
	サステナビリティ	サステナビリティを経営の中核とする当社にとって、必要と考えます。
	事業知見	中期経営計画の重点戦略（事業ポートフォリオ運営）等を行うため必要と考えます。
	財務・会計	中期経営計画の重点戦略（財務規律・資本政策）の遂行のため必要と考えます。
	ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス	公正な企業活動、健全な業務運営を監督するために必要なスキルであり、中期経営計画の重点戦略（経営基盤）遂行のためにも必要と考えます。
	研究・開発・学識	さまざまな環境変化に対応し、新たなビジネスチャンスを捉えるために必要なスキルであり、中期経営計画の重点戦略（異業種・先端企業との協働による新商品・サービス創出）のためにも必要と考えます。
戦略	デジタル・セキュリティ	技術開発やビジネス開発、サイバー脅威に対して重要なスキルであり、中期経営計画のDX推進のためにも必要と考えます。
	国際ビジネス	中期経営計画の重点戦略（事業ポートフォリオ運営）で、重点領域としている海外事業の戦略に必要と考えます。

・取締役のスキル・マトリックス

 : 男性
  : 女性

	性別	在任年数	独立社外	基盤						戦略		指名・報酬委員会	利益相反委員会	
				企業経営	サステナビリティ	事業知見	財務・会計	リスク管理・コンプライアンス	ガバナンス	学識・研究開発	デジタル・セキュリティ			国際ビジネス
取締役 社内	河野雅明		8年		○	○	○	○	○					
	飯盛徹夫		4年		○	○	○	○	○				○	○
	梅宮 真		0年		○	○		○			○	○		
	渡辺 一郎		2年			○					○	○		
	中西 真		0年			○	○		○					
	樋口千春		7年			○	○					○		
	水野哲朗		2年			○	○	○	○					
取締役 社外	西野和美		5年	○		○				○			○	
	本庄滋明		2年	○		○				○	○			○
取締役(監査等委員) 社内 社外	深澤雄二		5年※			○	○	○	○					
	櫻井祐記		8年※	○	○	○		○	○			○		
	松井 巖		7年※	○		○			○	○			○	○
	小笠原由佳		0年	○		○		○				○		

※監査役と取締役(監査等委員)の在任年数を合算しております。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
会長執行役員	河野 雅明	
社長執行役員	飯盛 徹夫	
副社長執行役員	梅宮 真	企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌
専務執行役員	渡辺 一郎	内部監査グループ長
専務執行役員	中西 真	ビジネスプロモーション部門管掌 (兼)法人ソリューション部門管掌 (兼)業務統括部担当
常務執行役員	樋口 千春	オペレーショングループ管掌 (兼)管理グループ管掌
常務執行役員	笠間 仁志	金融法人部門長
常務執行役員	小杉 雅弘	財務・経理グループ長
常務執行役員	松岡 英行	人事・総務グループ長
常務執行役員	矢ヶ部 章二	IT・システムグループ長
常務執行役員	仙波 陽平	カード・ペイメント部門長
常務執行役員	宇田 真也	企画グループ長 (兼)デジタル・マーケティンググループ長
常務執行役員	草野 実	管理グループ長
常務執行役員	馬場 一晃	ビジネスプロモーション部門長
常務執行役員	向井 英伸	特命担当
常務執行役員	堀内 大輔	法人ソリューション部門長 (兼)法人ソリューション部門法人ソリューション企画部長
常務執行役員	村田 聡史	コンプライアンスグループ長 (兼)リスク管理グループ長
常務執行役員	頃安 俊郎	海外事業部門長
常務執行役員	片野 健	IT・システムグループ副グループ長
常務執行役員	嶋本 正治	オペレーショングループ長
執行役員	笹島 智哉	ビジネスプロモーション部門渉外担当 (兼)法人ソリューション部門渉外担当 (兼)カード・ペイメント部門渉外担当 (兼)企画グループ特命担当
執行役員	田村 浩利	デジタル・マーケティンググループ副グループ長 (兼)企画グループ副グループ長 (兼)企画グループ戦略企画部長 (兼)企画グループ戦略企画部事業開発室長
執行役員	川南 雅俊	ビジネスプロモーション部門副部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門支店統括部長
執行役員	小齋 博樹	株式会社オリコオートリース代表取締役社長
執行役員	金子 茂之	企画グループ副グループ長 (兼)企画グループ経営企画部長
執行役員	篠田 宏	IT・システムグループ副グループ長
執行役員	岩切 達弘	ビジネスプロモーション部門本社営業統括部長

役名	氏名	職名
執行役員	桶谷 浩二	カード・ペイメント部門カードマーケティング部長
執行役員	中内 正浩	株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズ取締役 (兼)副社長執行役員
執行役員	菊池 崇治	業務統括部長
執行役員	田畑 裕樹	カード・ペイメント部門カード・ペイメント企画部長
執行役員	茂木 一晃	コンプライアンスグループコンプライアンス統括部長 (兼)コンプライアンスグループコンプライアンス統括部AML室長 (兼)コンプライアンスグループ海外コンプライアンス室長 (兼)企画グループ付部長
執行役員	森園 美智子	人事・総務グループ特命担当
執行役員	酒井 正之	デジタル・マーケティンググループデジタル企画部長 (兼)デジタル・マーケティンググループデジタルイノベーション部長
執行役員	制野 淳一	ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション企画部長
執行役員	前田 一郎	リスク管理グループ与信部長
執行役員	二宮 哲次	株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務・会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

社外取締役（監査等委員）については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性に関する判断基準は、次のとおりであります。

社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件としております。

1. 現在および最近10年間のいずれかの時期において、当社または当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という）および親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高（ ）または当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在および最近3年間の業務執行者
（ ）連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産もしくは連結調達残高の2%または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員もしくは理事その他これらに準じる者をいう）
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう）
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の（1）または（2）のいずれかに掲げる者（使用人のうち、重要ではない者を除く）の近親者（配偶者または二親等以内の親族）
（1）上記1. から7. までに掲げる者
（2）当社グループの業務執行者および業務執行者でない取締役

社外取締役の当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係等については次のとおりであります。

社外取締役による当社株式の保有は「 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

氏名	当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	当該役員を選任している理由
西野 和美 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・一橋大学大学院教授 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・古河機械金属株式会社社外取締役 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	一橋大学大学院教授として長年にわたり経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。教授としての実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。
本庄 滋明 (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] -</p>	富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。
櫻井 祐記 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・富国生命保険相互会社取締役 富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にありますが、当社と富国生命保険相互会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立社員として適任であると判断しております。</p>	富国生命保険相互会社において、財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手生命保険会社の業務執行責任者としての多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
松井 巖 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・八重洲総合法律事務所所属弁護士 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・長瀬産業株式会社社外監査役 ・東鉄工業株式会社社外監査役 ・グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員) ・株式会社電通グループ社外取締役 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。
小笠原 由佳 (監査等委員) (注)	<p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況] ・株式会社藤村総合研究所取締役 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況] ・日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p>	政府系金融機関、外資系コンサルティング会社、独立行政法人、一般財団法人等の行政・民間・公益という異なる3セクターにおいて、国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務に携わってこられました。経営及びコンサルティング分野に関する豊富な知見を有していることから、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、新たに社外取締役として選任しております。

(注) 当社は、取締役 西野和美、本庄滋明、取締役(監査等委員) 櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は、監査等委員である4名の取締役（うち、1名は常勤監査等委員）で構成しております。監査等委員会は、月次で開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令・定款及び監査等委員会規則等の定めるところにより、監査の方針・計画・方法及びその他監査に関する重要な事項について報告を受け、決議等の意思決定を行っております。

また、監査等委員会の直属の組織として「監査等委員会室」を設置し、4名の専任者を配し監査等委員会の職務を補助する体制をとっております。

監査等委員の経歴等は、「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、常勤監査等委員の深澤雄二氏、社外監査等委員の櫻井祐記氏は長年にわたる財務・会計の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 活動状況

当事業年度において、監査等委員会を合計24回開催しております。

なお、個々の監査等委員の当事業年度（2023年4月1日～2024年3月31日）における監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席状況（出席率）
取締役（常勤監査等委員）	深澤 雄二	24 / 24回（100%）
取締役（常勤監査等委員）	長尾 浩	22 / 22回（100%）
取締役（監査等委員）	大庫 直樹	23 / 24回（96%）
取締役（監査等委員）	櫻井 祐記	23 / 24回（96%）
取締役（監査等委員）	松井 巖	24 / 24回（100%）

（注）長尾浩氏は、2024年3月24日付で監査等委員を辞任しております。

監査等委員会では、監査等委員会委員長及び特定監査等委員等の選定、2024年3月期監査方針・監査計画・監査方法及び業務分担の策定、会計監査人の報酬等の同意、監査等委員選任案の同意、会計監査人の再任又は不再任の決定、監査報告書の作成及び提出等につき、審議及び決議を行いました。

監査にあたっては、DX推進管理態勢、IT・システム戦略に係る管理態勢、コンプライアンスリスク管理態勢、KAM選定に向けての会計監査プロセスの確認、個品割賦事業構造改革の進展、海外子会社管理体制の構築状況、の6点を重点監査項目とし、それらを主な視座としながら、業務内容の変化やリスクの大きさを勘案のうえ、監査活動を行いました。

監査の方法としては、内部統制システムに基づく組織監査の充実を図り、内部監査グループのデュアルレポーティングラインの構築・運用に加え、リスク管理グループやコンプライアンスグループ等からの報告も積極的に活用しました。更に、必要に応じて往査も取り入れ、現場の実態把握にも努めました。

また、会計監査人からは、監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証したうえで、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行いました。

常勤監査等委員は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するために、取締役会や経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、質問や意見表明を行っております。また、グループ会社監査役連絡会や子会社往査等により、子会社等の監査役等と情報・意見交換等も実施しております。

更に、業務執行部門からの業務報告の聴取、内部監査グループ・リスク管理グループ・コンプライアンスグループとの緊密な連携、内部通報窓口への通報内容等の情報収集等により、業務執行の適法性及び妥当性、内部統制システムの構築・運用状況等を監査し、その内容を適宜、監査等委員会に報告しました。

社外監査等委員は、取締役会及び監査等委員会等にて、各委員が持つ豊富な知識・経験から適宜必要な意見を述べております。そのほか、取締役社長をはじめとする業務執行取締役等との意見交換、監査等委員でない社外取締役との意見交換、会計監査人との意見交換にも積極的に参加し、建設的な議論を行いました。

内部監査の状況

内部監査機能としては、22名のスタッフで構成される「内部監査グループ」が、本社部門及び子会社等に対して、業務、経理、コンプライアンス等の内部監査を定期的実施しております。内部監査の年度計画は、業務監査委員会の審議を経て監査等委員会の同意を受け、取締役会にて決議しております。

監査結果は、内部監査の実効性を確保するため、デュアルレポーティングラインを構築し、その結果が取締役社長、監査等委員会及び取締役会に報告される体制になっております。また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努めております。内部監査グループ、監査等委員会、会計監査人及び内部統制部門が相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2006年以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：久保暢子、長谷川敬

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他 26名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が専門性、独立性、品質管理体制を有していること、会社法上の欠格・解任事由に該当しないこと等を総合的に検討し監査法人を選定しております。

また、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為のほか、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査等委員会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえつつ、監査等委員会の「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の品質管理体制や独立性の保持等の状況を確認し、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	153	5	163	5
連結子会社	16	-	45	-
計	170	5	208	5

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、社債発行に係るコンフォート・レター業務及び合意された手続業務、当連結会計年度においては社債発行に係るコンフォート・レター業務及び非財務情報に係る第三者保証業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に対する報酬(aを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	12	-	-
連結子会社	21	1	22	13
計	21	14	22	13

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、税務関連業務及びシステムリスク管理態勢に係る第三者評価に関する業務であります。

連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度においては、イミグレーションサービス及び合意された手続業務であります。当連結会計年度においては、税務関連業務及び就労ビザ関連業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、監査等委員会の「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の監査報酬決定に至る経緯や前期の監査計画における職務遂行状況を確認し、当期の監査計画の内容と監査時間の適切性・妥当性及び報酬額の見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、合理的であると判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、現金報酬と株式報酬で構成しております。

なお、非業務執行取締役及び社外取締役においてはその職責を考慮し、固定報酬と非業績連動報酬の株式報酬で構成しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

c. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、非業績連動報酬は、株式報酬のみで構成しております。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）としております。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。また、非業績連動報酬は、役位に応じて定める報酬額としております。なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比及び前年比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とし、株式報酬の株式給付を受ける時期は原則として毎年一定の時期とし、金銭給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。在任中に株式給付を受ける場合は、給付に先立ち、譲渡制限契約の締結を行い、退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分制限を設ける。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1～2：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

個人別の報酬等の内容についての決定の委任を受けた者の氏名、地位及び理由等

当社においては、前記(1)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長飯盛徹夫が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、個人別の固定報酬及び業績連動報酬並びに非業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行きわたるよう、前記(1)「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

業績連動報酬

業績連動報酬は、前記「取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動するというものであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%~150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等については「第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」をご参照ください。

その他

a. 役員報酬等に関する株主総会の決議

- ・2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入することを決議しております。詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数(社外取締役を除く)は10名)
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額を年額450百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)にすることを決議しております。(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名(うち社外取締役2名))
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬総額を年額120百万円以内にするのを決議しております。(当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名)

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職責を考慮し、固定報酬のみとしており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により個人別の固定報酬の内容を決定しております。

- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社への移行に伴い、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を、現在の取締役(社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は6名)

- ・2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度を改定することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名)

- ・2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、監査等委員である取締役に対する株式報酬制度を導入することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名)

b. 役員の報酬等に関する取締役会、委員会等の活動内容

・取締役会の活動内容

当事業年度の役員報酬につきましては、以下のとおり審議・決定いたしました。

2023年6月：取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定

2024年5月：株式給付信託（BBT）における追加拠出を決定

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度改定を審議

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入を審議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定

・指名・報酬委員会の活動内容

当事業年度においては指名・報酬委員会を6回開催し、役員報酬につきましては、以下のとおり審議いたしました。

2024年4月：株式給付信託（BBT）における追加拠出を審議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度改定を審議

監査等委員である取締役に対する株式報酬制度導入を審議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を審議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)						対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	株式報酬	ストック オプション	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員 及び社外取 締役を除 く)	269	177	44	47	-	-	47	6
取締役(監査 等委員) (社外取締 役を除く)	46	46	-	-	-	-	-	2
社外役員	58	58	-	-	-	-	-	5

(注) 1. 上表には、2024年3月24日付及び2024年3月25日付をもって辞任した取締役2名(うち取締役(監査等委員)1名)を含んでおります。なお、当社は、2022年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、株式報酬47百万円であり、

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の政策保有に関する方針について以下のとおり定めております。

保有目的が適切か、保有に伴う収益が資本コストに見合っているか等を総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できない場合には売却を検討する。

なお、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式としておりますが、当社においては保有をしておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的に保有先企業の財政状態及び経営成績の状況についてモニタリングを実施するとともに、個別銘柄ごとに下記の項目等について、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ、総合的に保有の適否を判断しており、その検証結果については毎年度1回、取締役会に報告しております。なお、当事業年度においては11月開催の取締役会に報告いたしました。

<定量項目>

- イ. 直近の取引額・収益
- ロ. 受取配当額・株式評価損益
- ハ. 資本コストを踏まえた期待収益と保有に伴う便益等との比較

<定性項目>

- イ. 取得経緯
- ロ. 将来的な取引構想や可能性
- ハ. 保有しない場合の取引の存続・安定性等に係るリスク

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	40	6,246
非上場株式以外の株式	12	2,641

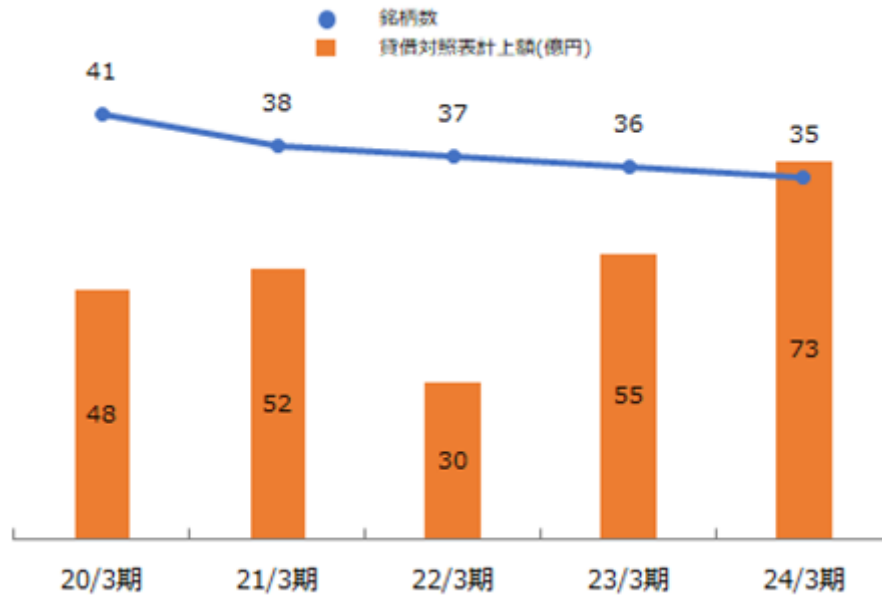
(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	6	3,798	インドネシアでクレジットカード事業を展開するフィンテック企業への出資、およびOricoDigitalFund等を活用したビジネス拡大へのシナジーを期待した出資
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	119
非上場株式以外の株式	1	1,788

Orico Digital Fund及びOrico Sustainability Fund枠からの出資及びその他ファンド出資を除いた政策保有株式銘柄数の推移



c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
京成電鉄株式会社	319	319	同社株式は、カード・融資事業における提携カード(京成カード)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難ですが、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	有
	1,964	1,299		
株式会社Olympicグループ	255	255	同社株式は、カード・融資事業における提携カード(OSCカード)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難ですが、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	134	133		
株式会社ヨンドシーホールディングス	65	65	同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引等の円滑化のため保有しております。しかしながら当事業年度末に売却の合意に至っており、以降、市場環境を勘案のうえ全保有株式の売却を予定しております。	無
	121	116		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社筑邦銀行	68	68	同社株式は、銀行保証事業及び財務取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	有
	108	93		
エステールホールディングス株式会社	135	135	同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	88	82		
株式会社プロクレアホールディングス	46	46	同社株式は、銀行保証事業及び財務取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	85	96		
株式会社シーボン	36	36	同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引等の円滑化のため保有しております。しかしながら当事業年度末に売却の合意に至っており、以降、市場環境を勘案のうえ全保有株式の売却を予定しております。	無
	52	57		
株式会社イエローハット	23	23	同社株式は、カード・融資事業における提携カード(イエローハットクレジット&ポイントカード等)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	47	43		
共同印刷株式会社	5	5	同社株式は、カード発券及び印刷関連取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	有
	19	15		
株式会社タカキュー	120	120	同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引及びカード・融資事業における提携カード(タカキューメンバーズカード等)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	11	9		

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)	株式数(千株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社宮崎太陽銀行	4	4	4	4	同社株式は、銀行保証事業における取引円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	6	4	4	4		
株式会社東葛ホールディングス	2	2	2	2	同社株式は、個品割賦事業におけるオートローン取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。	無
	1	0	0	0		
株式会社オークネット	-	1,296	1,296	1,296	当事業年度において保有株式を売却致しました。なお、売却後についても個品割賦事業におけるオートローンにおいて良好な取引関係を継続しております。	有
	-	2,072	2,072	2,072		

(注)「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	219,845	479,360
受取手形及び売掛金	302	333
割賦売掛金	3 1,227,245	3 1,375,005
資産流動化受益債権	2, 4 588,763	2, 4 709,470
リース債権及びリース投資資産	1,087	284,975
短期貸付金	120,351	188
その他	91,967	126,227
貸倒引当金	121,090	133,860
流動資産合計	2,128,473	2,841,702
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	55,204	53,573
減価償却累計額	34,507	34,437
建物及び構築物(純額)	20,697	19,135
機械装置及び運搬具	189	285
減価償却累計額	130	125
機械装置及び運搬具(純額)	58	159
土地	62,215	59,982
リース資産	3,018	1,783
減価償却累計額	2,030	994
リース資産(純額)	987	788
建設仮勘定	823	1,064
その他	5,080	10,568
減価償却累計額	3,406	5,669
その他(純額)	1,673	4,898
有形固定資産合計	86,457	86,029
無形固定資産		
のれん	1,112	3,338
その他	96,679	90,445
無形固定資産合計	97,791	93,784
投資その他の資産		
投資有価証券	1 28,057	1 24,938
長期貸付金	11,570	11,489
従業員に対する長期貸付金	11	10
退職給付に係る資産	12,433	21,223
繰延税金資産	35,374	36,987
その他	13,101	30,806
投資その他の資産合計	100,549	125,455
固定資産合計	284,798	305,268
繰延資産		
社債発行費	676	672
繰延資産合計	676	672
資産合計	2,413,949	3,147,643

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	122,725	187,598
短期借入金	126,165	509,609
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	371,625	389,926
コマーシャル・ペーパー	206,500	367,500
リース債務	372	366
未払法人税等	2,575	2,420
預り金	183,584	201,911
賞与引当金	4,053	4,317
役員賞与引当金	122	129
ポイント引当金	2,861	2,485
債務保証損失引当金	3,067	2,798
割賦利益繰延	67,255	70,875
その他	22,340	32,468
流動負債合計	1,153,249	1,812,406
固定負債		
社債	185,000	195,000
長期借入金	808,218	856,164
債権流動化借入金	2,511,570	2,511,489
リース債務	748	602
役員退職慰労引当金	32	24
役員株式給付引当金	264	416
ポイント引当金	3,444	3,390
利息返還損失引当金	14,614	12,759
退職給付に係る負債	636	754
その他	6,394	8,951
固定負債合計	1,030,924	1,089,553
負債合計	2,184,174	2,901,959
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,075	150,075
資本剰余金	932	932
利益剰余金	67,146	72,843
自己株式	502	498
株主資本合計	217,652	223,353
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,850	1,175
繰延ヘッジ損益	260	179
為替換算調整勘定	700	1,110
退職給付に係る調整累計額	6,700	12,745
その他の包括利益累計額合計	9,512	14,851
新株予約権	8	8
非支配株主持分	2,601	7,469
純資産合計	229,775	245,683
負債純資産合計	2,413,949	3,147,643

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
事業収益	1 211,344	1 217,587
金融収益		
受取利息及び受取配当金	462	214
その他の金融収益	2,295	1,465
金融収益合計	2,758	1,679
その他の営業収益	13,591	9,787
営業収益合計	2 227,693	2 229,054
営業費用		
販売費及び一般管理費	3 190,524	3 196,372
金融費用		
支払利息	9,583	13,294
その他の金融費用	947	942
金融費用合計	10,530	14,236
その他の営業費用	3,567	2,326
営業費用合計	204,623	212,935
営業利益	23,070	16,118
経常利益	23,070	16,118
特別利益		
投資有価証券売却益	932	1,479
段階取得に係る差益	-	4 3,045
退職給付信託返還益	-	141
投資有価証券清算益	-	107
受取損害賠償金	-	98
特別利益合計	932	4,871
特別損失		
有形固定資産売却損	5 16	5 4
有形固定資産除却損	10	46
ソフトウェア除却損	-	868
減損損失	-	6 1,179
出資金評価損	-	511
投資有価証券評価損	89	292
その他の投資評価損	-	49
特別損失合計	117	2,954
税金等調整前当期純利益	23,885	18,036
法人税、住民税及び事業税	3,968	3,719
法人税等調整額	704	1,764
法人税等合計	4,673	5,484
当期純利益	19,212	12,551
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	177	19
親会社株主に帰属する当期純利益	19,035	12,571

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益	19,212	12,551
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	677
繰延ヘッジ損益	477	427
為替換算調整勘定	378	622
退職給付に係る調整額	1,823	6,055
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	970	5,575
包括利益	18,242	18,127
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,937	17,910
非支配株主に係る包括利益	304	216

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,069	926	53,267	353	203,909
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	6	6			12
剰余金の配当			5,156		5,156
親会社株主に帰属する当期純利益			19,035		19,035
自己株式の取得				210	210
自己株式の処分		0		62	62
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	0		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6	6	13,879	148	13,743
当期末残高	150,075	932	67,146	502	217,652

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,854	193	430	8,519	10,610	20	2,296	216,837
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								12
剰余金の配当								5,156
親会社株主に帰属する当期純利益								19,035
自己株式の取得								210
自己株式の処分								62
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	453	270	1,818	1,097	12	304	805
当期変動額合計	3	453	270	1,818	1,097	12	304	12,937
当期末残高	1,850	260	700	6,700	9,512	8	2,601	229,775

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	150,075	932	67,146	502	217,652
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-			-
剰余金の配当			6,874		6,874
親会社株主に帰属する当期純利益			12,571		12,571
自己株式の取得				8	8
自己株式の処分		0		12	12
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	0		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,696	4	5,701
当期末残高	150,075	932	72,843	498	223,353

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,850	260	700	6,700	9,512	8	2,601	229,775
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）								-
剰余金の配当								6,874
親会社株主に帰属する当期純利益								12,571
自己株式の取得								8
自己株式の処分								12
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	675	440	410	6,044	5,338	-	4,868	10,207
当期変動額合計	675	440	410	6,044	5,338	-	4,868	15,908
当期末残高	1,175	179	1,110	12,745	14,851	8	7,469	245,683

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	23,885	18,036
減価償却費	26,550	21,895
減損損失	-	1,179
有形及び無形固定資産除売却損	37	918
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,764	3,340
債務保証損失引当金の増減額(は減少)	168	325
賞与引当金の増減額(は減少)	164	168
役員賞与引当金の増減額(は減少)	43	3
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	97	164
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	716	141
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	1,532	1,854
受取利息及び受取配当金	462	214
支払利息	9,583	13,294
退職給付信託返還益	-	141
受取損害賠償金	-	98
段階取得に係る差損益(は益)	-	3,045
投資有価証券清算益	-	107
売上債権の増減額(は増加)	14,410	98,403
棚卸資産の増減額(は増加)	2,764	1,689
仕入債務の増減額(は減少)	11,089	57,419
割賦利益繰延の増減額(は減少)	3,840	14,256
その他の資産の増減額(は増加)	7,234	16,338
その他の負債の増減額(は減少)	4,760	6,088
その他	402	540
小計	44,417	27,163
利息及び配当金の受取額	1,299	1,023
利息の支払額	9,084	13,258
損害賠償金の受取額	-	98
退職給付信託返還額	-	165
法人税等の支払額	4,430	4,331
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,201	43,465
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	13,135	13,664
有形及び無形固定資産の売却による収入	17	166
投資有価証券の取得による支出	9,997	6,707
投資有価証券の売却による収入	1,461	1,910
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	23,875
長期貸付けによる支出	-	4,600
長期貸付金の回収による収入	3,901	4,845
長期前払費用の取得による支出	1,126	1,145
その他	1,453	1,411
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,332	44,483
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	28,438	141,094
コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少)	70,800	76,000
長期借入れによる収入	445,004	406,142
長期借入金の返済による支出	453,359	403,971
社債の発行による収入	19,897	49,757
社債の償還による支出	40,000	40,000
債権流動化借入れによる収入	-	4,600
債権流動化借入金の返済による支出	4,031	4,681
ファイナンス・リース債務の返済による支出	443	437
自己株式の取得による支出	210	8
配当金の支払額	5,171	6,868
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	80,676	221,627
現金及び現金同等物に係る換算差額	464	473
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	68,342	134,152
現金及び現金同等物の期首残高	408,187	339,844
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	5,364
現金及び現金同等物の期末残高	339,844	479,360

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 17社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況

(新規) 3社

上記のうち、持分法適用関連会社であった株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースは自己株式取得により議決権比率が高まったことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度よりイオンプロダクトファイナンス株式会社(2024年3月25日付で株式会社オリコプロダクトファイナンスに商号変更)の株式を取得したため、同社を連結の範囲に含めております。

なお、当該連結の範囲の変更は、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える見込みであります。影響の概要は、連結損益計算書の営業収益等の増加等であります。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 3社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

異動状況

(除外) 2社

株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースは自己株式取得により議決権比率が高まったことから持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用関連会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

PT Orico Balimor Financeの決算日は12月末日、株式会社オリコプロダクトファイナンスの決算日は2月末日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

すべてヘッジ会計を適用しております。

(「(8) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び執行役員(以下「取締役等」という)の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社は、取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(当社は13年、連結子会社(1社)は5年)による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、オートローン、カードショッピング等の利用者から受け取る会員手数料については、7・8分法及び残債方式によって収益を認識し、リース取引に係る収益については、リース会計基準に基づき収益を認識しております。

また、加盟店手数料、カード年会費については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、主要な収益の計上は、次の方法によっております。

・会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

事業	計上方法
決済・保証	7・8分法及び残債方式
海外	残債方式
カード・融資	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

・加盟店手数料

加盟店に対して、立替払した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

・カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

・ファイナンス・リース取引に係る収益

受取利息相当額を各期に配分する方法によって収益を計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引)

ヘッジ対象

借入金の金利及び為替変動(市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの)

ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的として各ヘッジ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・連結損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目は「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、「4. 会計方針に関する事項(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、原則として期日到来基準によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	121,090	133,860

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

当連結会計年度は物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまったこと等により、国内では延滞発生額の大幅な増加は見られませんでした。東南アジアでは依存度の高い中国経済の減速や高金利、インフレの継続により内需が低迷するなど家計経済に大きな影響を受け、延滞発生額の大幅な増加が見られました。翌連結会計年度において国内の個人消費は緩やかに回復するものと想定し、海外はリスク管理の強化を図り延滞発生抑制により国内外合算で予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	35,374	36,987

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価しております。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでおります。

将来減算一時差異等のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異等については個々のスケジュールリング結果等に基づき解消額を見積っております。

・主要な仮定

物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまっており、翌連結会計年度においても個人消費は緩やかに回復、また金利は、政府のマイナス金利政策解除により上昇する想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っております。

・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由などにより影響を受ける可能性があります。

(会計方針の変更)

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当連結会計年度から適用しております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

2. 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

当社の信用保証取引は、「債務保証のみを行う保証」と債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されており、そのうち「債権の回収を行う保証」については業界の実務慣行として保証残高を「信用保証割賦売掛金」及び「信用保証買掛金」として連結貸借対照表に計上していましたが、当第4四半期連結会計期間における株式会社オリコプロダクトファイナンス(旧イオンプロダクトファイナンス株式会社)の連結子会社化を契機としてグループ会計方針の統一の検討を改めて行った結果、当連結会計年度から連結貸借対照表には計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。

この変更の理由は、当社グループが従来型の信販モデルからの発展的な脱却を掲げ海外事業や新規事業への取組みが進み、当社のステークホルダーも多様化してきている状況において、連結貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記する方法に変更することで他社との財務諸表比較を容易にし、国内外の様々な財務諸表利用者に対して、当社の財政状態についてより有用な情報を提供できると判断したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。この結果、遡及適用前と比較して、前連結会計年度の資産合計及び負債合計がそれぞれ1,257,772百万円減少するとともに、対応する貸倒引当金1,693百万円を債務保証損失引当金に、貸倒引当金繰入額 97百万円を債務保証損失引当金繰入額に振り替えております。

この変更による前連結会計年度の1株当たり情報に与える影響及び前連結会計年度の期首の純資産に対する累積的影響額ははありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

1. 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「リース債権及びリース投資資産」は、金額的な重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた93,054百万円は、「リース債権及びリース投資資産」1,087百万円、「その他」91,967百万円として組替えております。

また、金融商品関係注記においては「リース債権及びリース投資債権」は従来、金額的な重要性が乏しく当該注記の対象としておりませんでした。当連結会計年度より「営業債権」に含めて表示しております。これに伴い、前連結会計年度の注記金額についてもこの変更を反映させ表示しております。

2. 連結損益計算書関係

連結損益計算書における事業収益について、「信販業収益」と、主に子会社の収益である「その他の事業収益」として区分掲記しておりましたが、当連結会計年度より「事業収益」のみ表示しております。

この変更は、従来型の信販モデルからの発展的な脱却を掲げているなかで、連結経営の強化に伴う連結損益計算書に占める子会社収益の割合増加や「信販業収益」に含めて表示すべき子会社収益の増加、また、同業他社との比較可能性の観点から、当連結会計年度より「事業収益」として一括表示することが、財務諸表利用者にとって有用な情報開示に資すると判断したためであります。

なお、前連結会計年度における「事業収益」の金額は、連結損益計算書に記載のとおりであります。

3. 事業収益の注記方法の変更

連結損益計算書における事業収益について、「信販業収益」、「その他の事業収益」として区分掲記しておりましたが、「事業収益」として表示する方法に変更したことに伴い、「連結損益計算書関係」に注記していた「信販業収益の内訳」は、当連結会計年度より「事業収益の内訳」に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「連結損益計算書関係」注記において、信販業収益の「その他」1,807百万円、及び事業収益の「その他の事業収益」6,562百万円を、事業収益の「その他」8,370百万円として組替えを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	12,076百万円	3,925百万円

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産流動化受益債権	11,570百万円	11,489百万円

(2) 担保付債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
債権流動化借入金	11,570百万円	11,489百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未実行残高	1,542,857百万円	1,489,924百万円

4. 割賦売掛金等を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

6. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
提携金融機関による顧客に対する 融資等への保証	2,440,184百万円	2,180,575百万円

(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について連結貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しております。この変更は遡及適用され、前連結会計年度は遡及適用後の数値を記載しております。

(連結損益計算書関係)

1. 事業収益の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
決済・保証	19,813百万円	22,003百万円
海外	10,907	14,355
カード・融資	70,486	71,344
個品割賦	69,625	68,556
銀行保証	32,141	33,514
その他	8,370	7,812
合計	211,344	217,587

(注) 各事業の収益には、割賦売掛金等の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
カード・融資	27,582百万円	27,342百万円
個品割賦	44,056	44,086
その他	98	224
計	71,737	71,653

2. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
貸倒引当金繰入額	39,326百万円	48,881百万円
従業員給料及び手当	29,037	29,473
退職給付費用	212	592
賞与引当金繰入額	4,052	3,886
役員賞与引当金繰入額	122	125
役員株式給付引当金繰入額	112	168
ポイント引当金繰入額	4,294	3,199
債務保証損失引当金繰入額	168	220
利息返還損失引当金繰入額	7,248	5,811
計算事務費	43,845	41,323
その他	62,866	62,689
合計	190,524	196,372

(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について連結貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しており、これに対応する貸倒引当金については債務保証損失引当金として計上しております。前連結会計年度の貸倒引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額については遡及適用後の数値を記載しております。

4. 段階取得に係る差益

第2四半期連結会計期間において、当社の持分法適用関連会社であった株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースが自己株式を取得したことにより、当社の議決権比率が増加し、両社を連結子会社としたことによるものであります。

5. 有形固定資産売却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	1百万円
土地	5	3
合計	16	4

6. 減損損失

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度において、当社は遊休資産について個別物件ごとにグルーピングのうえ、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。

(場所)	(用途)	(種類)
大阪府他全3件	遊休資産	建物及び土地

当連結会計年度において、当社は社宅のうち将来の使用が見込まれないことから遊休となった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,179百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物361百万円、土地818百万円であります。

また、当該グループの回収可能価額は正味売却価額であり、時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	231百万円	430百万円
組替調整額	235	1,409
税効果調整前	3	978
税効果額	0	301
その他有価証券評価差額金	3	677
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	1,539	226
組替調整額	1,668	212
税効果調整前	129	438
税効果額	348	11
繰延ヘッジ損益	477	427
為替換算調整勘定		
当期発生額	378	622
組替調整額	-	-
税効果調整前	378	622
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	378	622
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,214	8,710
組替調整額	1,422	1,208
税効果調整前	2,637	7,501
税効果額	813	1,446
退職給付に係る調整額	1,823	6,055
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0	1
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	0	1
その他の包括利益合計	970	5,575

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式 (注) 2, 3	1,718,747	76	1,546,941	171,882
合計	1,718,747	76	1,546,941	171,882
自己株式				
普通株式 (注) 4, 5, 6	2,303	176	2,115	364
合計	2,303	176	2,115	364

(注) 1. 当社は2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。

- 発行済株式総数の増加(76千株)は、新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。
- 発行済株式総数の減少(1,546,941千株)は、株式併合によるものであります。
- 自己株式の増加(176千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の取得(株式併合後164千株)及び単元未満株式の買取り(株式併合前0株、株式併合後10千株)によるものであります。
- 自己株式の減少(2,115千株)は、株式併合(1,698千株)、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の給付(株式併合前417千株)及び単元未満株式の買増(株式併合後0千株)によるものであります。
- 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT)が所有する当社株式(351千株)が含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,156	3.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 2022年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額6百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,874	40.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額14百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	171,882	-	-	171,882
合計	171,882	-	-	171,882
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	364	8	9	362
合計	364	8	9	362

(注) 1. 自己株式の増加（8千株）は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少（9千株）は、当社の株式給付信託（BBT）による当社株式の給付（9千株）及び単元未満株式の買増（0千株）によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託（BBT）が所有する当社株式（341千株）が含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	8

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	6,874	40.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当額14百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,874	40.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当額13百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金	219,845百万円	479,360百万円
短期貸付金のうち現先	119,999	-
現金及び現金同等物	339,844	479,360

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得に伴う支出(純額)との関係は次のとおりであります。

株式会社オリコプロダクトファイナンスの取得

流動資産	293,334百万円
固定資産	5,871
のれん	401
流動負債	294,513
固定負債	94
株式の取得価額	5,000
配当金の支払	20,000
現金及び現金同等物	1,124
差引：取得のための支出	23,875

(注)上記の金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算出された金額であります。

3. 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の持分法適用関連会社であった株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースは当社の連結子会社となったことから、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外して連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。

株式会社オリコオートリース

流動資産(注)	237,466百万円
固定資産	20,915
資産合計	258,381
流動負債	218,645
固定負債	26,632
負債合計	245,277

(注) 現金及び現金同等物が5,321百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

株式会社オリコビジネスリース

流動資産(注)	77,778百万円
固定資産	235
資産合計	78,014
流動負債	77,076
負債合計	77,076

(注) 現金及び現金同等物が42百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

(リース取引関係)

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(貸主側)

重要性が乏しいため、前連結会計年度の記載を省略しております。なお、当連結会計年度においては、株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースを連結の範囲に含めたことにより、リース取引の重要性が増したため、記載しております。

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権及びリース投資資産の内訳

流動資産 (単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
リース料債権部分	296,779
見積残存価額部分	115
受取利息相当額	11,919
リース債権及びリース投資資産	284,975

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

流動資産 (単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権及び リース投資資産	70,912	65,311	56,497	42,779	35,674	25,604

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
1年以内	965
1年超	1,802
合計	2,768

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、その他に債権管理回収業務等、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。デリバティブ取引については調達コストの低減、平準化を目的に金利スワップ取引、また、為替変動リスクを回避すること等を目的とした通貨スワップ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなることによって、十分な資金調達ができなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引である金利スワップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

金利スワップ取引においては、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスク、及び債権流動化により譲渡が予定されている金融資産の譲渡価額変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しております。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。また、なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。その他、外貨建借入に係る為替変動リスクを回避すること等を目的とした通貨スワップ取引においてもヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。「リスク管理グループ」に属する「与信部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件ごとに与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則毎月開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役社長または取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役社長または取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いて当面5年間の損益に与える影響額を定量的に分析し、金利変動リスクを管理しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利更改期日に応じた適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が734百万円減少(前連結会計年度末現在では、同596百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が734百万円増加(前連結会計年度末現在では、同596百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則毎月開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整等による流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*4)	時価 (百万円) (*4)	差額 (百万円) (*4)
(1) 営業債権 (*2)	1,700,227	1,714,608	14,380
(2) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	4,027	4,027	-
(3) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	(225,000)	(222,485)	(2,514)
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(1,179,844)	(1,180,359)	(515)
(5) デリバティブ取引 (*5)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,717)	(1,717)	-
(6) 債務保証	-	30,096	30,096

当連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*4)	時価 (百万円) (*4)	差額 (百万円) (*4)
(1) 営業債権 (*2)	2,240,379	2,246,591	6,212
(2) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	2,645	2,645	-
(3) 社債 (1年内償還予定の社債含む)	(235,000)	(233,583)	(1,416)
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	(1,246,091)	(1,246,211)	(120)
(5) デリバティブ取引 (*5)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,590)	(1,590)	-
(6) 債務保証 (*6)	-	35,215	35,215

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 営業債権には、「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「資産流動化受益債権」が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。

また、「割賦売掛金」の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

(* 3) 市場価格がない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	24,029	22,292

(* 4) 負債に計上されている項目については（ ）で表示しております。

(* 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(* 6) 連結貸借対照表に計上していない債務保証の時価を表示しております。

(注) 1 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2023年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	219,828	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	659,202	217,375	170,073	132,697	113,576	343,814
合計	879,030	217,375	170,073	132,697	113,576	343,814

当連結会計年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
(1) 預金	479,343	-	-	-	-	-
(2) 営業債権	753,306	308,957	250,631	204,192	164,670	501,335
合計	1,232,650	308,957	250,631	204,192	164,670	501,335

2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	126,165	-	-	-	-	-
社債	40,000	40,000	40,000	15,000	30,000	60,000
長期借入金	371,625	304,517	254,363	128,925	104,260	16,152
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	206,500	-	-	-	-	-
合計	744,291	344,517	294,363	143,925	134,260	76,152

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	509,609	-	-	-	-	-
社債	40,000	40,000	35,000	30,000	40,000	50,000
長期借入金	389,926	338,974	232,537	143,204	104,865	36,584
その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー	367,500	-	-	-	-	-
合計	1,307,036	378,974	267,537	173,204	144,865	86,584

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,027	-	-	4,027
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(1,717)	-	(1,717)

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,645	-	-	2,645
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されているもの	-	(1,590)	-	(1,590)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業債権	-	-	1,714,608	1,714,608
社債	-	(222,485)	-	(222,485)
(1年内償還予定の社債含む)				
長期借入金	-	(1,180,359)	-	(1,180,359)
(1年内返済予定の長期借入金含む)				
債務保証	-	-	30,096	30,096

当連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業債権	-	-	2,246,591	2,246,591
社債	-	(233,583)	-	(233,583)
(1年内償還予定の社債含む)				
長期借入金	-	(1,246,211)	-	(1,246,211)
(1年内返済予定の長期借入金含む)				
債務保証	-	-	35,215	35,215

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業債権

営業債権は「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「資産流動化受益債権」が含まれております。時価は回収予定額に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しております。時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

社債

社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ等の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて現在価値技法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

債務保証

債務保証は契約上の保証料に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積み、市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2023年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,694	950	2,744
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	70	70	0
	小計	3,765	1,020	2,744
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	333	420	87
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	333	420	87
	合計	4,098	1,441	2,656

(注) 上記の表「その他有価証券」に含まれていない市場価格がない株式等における連結貸借対照表計上額は11,882百万円であります。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,425	750	1,674
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	91	89	2
	小計	2,517	839	1,677
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	219	242	22
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	219	242	22
	合計	2,737	1,081	1,655

(注) 上記の表「その他有価証券」に含まれていない市場価格がない株式等における連結貸借対照表計上額は、それぞれ18,275百万円であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,460	932	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,460	932	0

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,788	1,479	0
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,788	1,479	0

3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について89百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について292百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2023年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	55,540	17,569	1,717
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	-	-	-
合計			55,540	17,569	1,717

当連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	40,129	13,398	1,590
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	借入金	-	-	-
合計			40,129	13,398	1,590

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(すべて積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	41,917百万円	41,587百万円
勤務費用	1,322	1,280
利息費用	5	6
数理計算上の差異の発生額	601	411
退職給付の支払額	2,339	2,336
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	79	196
退職給付債務の期末残高	41,587	41,146

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	54,208百万円	53,384百万円
期待運用収益	750	552
数理計算上の差異の発生額	603	9,123
事業主からの拠出額	910	651
退職給付の支払額	1,888	1,943
退職給付信託の返還	-	165
その他	5	12
年金資産の期末残高	53,384	61,615

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	40,874百万円	40,331百万円
年金資産	53,384	61,615
	12,509	21,284
非積立型制度の退職給付債務	712	815
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,796	20,468
退職給付に係る負債	636	754
退職給付に係る資産	12,433	21,223
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,796	20,468

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	1,322百万円	1,280百万円
利息費用	6	6
期待運用収益	750	552
数理計算上の差異の費用処理額	1,276	925
過去勤務費用の費用処理額	142	142
その他	254	526
確定給付制度に係る退職給付費用	585	194
退職給付信託返還益	-	141

(注) 1. 簡便法を適用した制度を含んでおります。

2. 「退職給付信託返還益」は特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
過去勤務費用	142百万円	142百万円
数理計算上の差異	2,481	7,644
合計	2,623	7,501

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未認識過去勤務費用	711百万円	569百万円
未認識数理計算上の差異	6,472	14,088
合計	7,184	14,657

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
債券	29.9%	24.9%
株式	39.4	48.0
その他 (注) 2	30.7	27.1
合計	100.0	100.0

(注) 1. 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度30.9%、当連結会計年度34.8%含まれておりま
す。

2. その他には、主として生保一般勘定、オルタナティブ投資が含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構
成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
割引率	0.0%	0.0%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%

(注) 数理計算上の計算基礎には、上記以外に予想昇給率等が含まれます。当社はポイント制を採用しておりま
す。

当連結会計年度における予想ポイントの上昇率は、0.8%～16.2%(前連結会計年度は0.8%～16.2%)で
あります。また、一部の連結子会社の当連結会計年度における予想昇給率は、0.0%～3.4%(前連結会計
年度は0.0%～3.4%)であります。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度373百万円、当連結会計年度398
百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬について、2010年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

また、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠の廃止を決議し、今後は、新規のストック・オプションとしての新株予約権の付与を行わないこととしております。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
決議年月日	2010年7月29日	2011年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 47,650株	普通株式 33,500株
付与日	2010年8月26日	2011年8月25日
権利確定条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</p> <p>本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</p> <p>その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
対象勤務期間	自 2010年6月25日 至 2011年6月29日	自 2011年6月29日 至 2012年6月27日
権利行使期間	自 2010年8月27日 至 2030年8月26日	自 2011年8月26日 至 2031年8月25日
新株予約権の数 (個)	18	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (注) 2	
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	900	1,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50株につき 29,000円 資本組入額 50株につき 14,500円	発行価格 50株につき 38,000円 資本組入額 50株につき 19,000円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当連結会計年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2．普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3．以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4．本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
決議年月日	2012年7月30日	2013年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 22,350株	普通株式 9,150株
付与日	2012年8月23日	2013年8月22日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2012年6月27日 至 2013年6月27日	自 2013年6月27日 至 2014年6月26日
権利行使期間	自 2012年8月24日 至 2032年8月23日	自 2013年8月23日 至 2033年8月22日
新株予約権の数（個）	14	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	700	300
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50株につき 53,000円 資本組入額 50株につき 26,500円	発行価格 50株につき 126,000円 資本組入額 50株につき 63,000円

	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当連結会計年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
決議年月日	2014年7月30日	2015年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 19名	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 8,900株	普通株式 11,600株
付与日	2014年8月21日	2015年8月20日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。	
対象勤務期間	自 2014年6月26日 至 2015年6月25日	自 2015年6月25日 至 2016年6月28日
権利行使期間	自 2014年8月22日 至 2034年8月21日	自 2015年8月21日 至 2035年8月20日
新株予約権の数（個）	6	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2	
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300	350
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50株につき 123,500円 資本組入額 50株につき 61,750円	発行価格 50株につき 103,500円 資本組入額 50株につき 51,750円
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。	

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>	

* 当連結会計年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2024年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

	2016年 ストック・オプション
決議年月日	2016年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 11,600株
付与日	2016年8月23日
権利確定条件	本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
対象勤務期間	自 2016年6月28日 至 2017年6月27日
権利行使期間	自 2016年8月24日 至 2036年8月23日
新株予約権の数（個）	42 [37]
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,100 [1,850]
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 50株につき 100,500円 資本組入額 50株につき 50,250円

	2016年 ストック・オプション
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・ 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p>

	2016年 ストック・オプション
	<p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

* 当連結会計年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在（2024年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当連結会計年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項を「ストック・オプション等関係」に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	900	1,000	700	300
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	0	0	0	0
未確定残	900	1,000	700	300
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	300	350	2,100
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	0	0	250
未確定残	300	350	1,850
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	250
権利行使	-	-	0
失効	-	-	-
未行使残	-	-	250

（注）2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

単価情報

	2010年 ストック・オプション	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価	1株につき570円00銭	1株につき750円00銭	1株につき1,050円00 銭	1株につき2,510円00 銭

	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション
権利行使価格	1株につき1円	1株につき1円	1株につき1円
行使時平均株価	-	-	-
付与日における公正な 評価単価	1株につき2,460円00 銭	1株につき2,060円00 銭	1株につき2,000円00 銭

(注)「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」は、2022年10月1日に実施いたしました株式併合(普通株式10株につき1株)を反映した内容を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	22,721百万円	24,934百万円
利息返還損失引当金繰入額	4,457	3,897
減損損失	6,855	7,057
退職給付に係る負債	205	1,235
税務上の収益認識差額	4,992	2,913
企業結合に伴う評価差額	-	2,769
繰越欠損金(注)2	11,124	10,647
その他	10,783	12,966
繰延税金資産小計	61,140	66,421
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	8,679	9,525
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	13,300	12,644
評価性引当額小計	21,979	22,169
繰延税金資産合計	39,161	44,252
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	2,092	3,918
企業結合に伴う評価差額	354	3,010
その他	1,340	1,330
繰延税金負債合計	3,787	8,259
繰延税金資産の純額	35,373	35,993

(注)1. 会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しており、これに対応する貸倒引当金については債務保証損失引当金として計上しております。前連結会計年度の「貸倒引当金損金算入限度超過額」及び「その他」については遡及適用後の数値を記載しております。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	54	-	65	75	-	10,929	11,124
評価性引当額	54	-	65	75	-	8,484	8,679
繰延税金資産	-	-	-	-	-	2,444	(*2) 2,444

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損 金(*1)	-	50	66	13	28	10,487	10,647
評価性引当額	-	50	66	13	28	9,365	9,525
繰延税金資産	-	-	-	-	-	1,122	(*2) 1,122

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額	10.6	
住民税均等割額	0.6	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	
持分法投資損益	2.7	
その他	1.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.6	

(企業結合等関係)

(持分法適用関連会社による自己株式の取得)

当社は、2023年7月28日開催の取締役会において、東京センチュリー株式会社(以下、「TC社」と)とTC社の連結子会社である株式会社オリコオートリース(以下、「OAL社」と)及び株式会社オリコビジネスリース(以下、「OBL社」と)を当社の連結子会社とすることに関する基本合意書の締結について決議し、2023年8月25日付で自己株式取得契約を締結し、2023年9月29日付で同社は当社の持分法適用関連会社から連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社オリコオートリース
事業の内容	オートリース事業
被取得企業の名称	株式会社オリコビジネスリース
事業の内容	小口リース事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社とTC社は、リテール分野におけるリース需要に対応することを目的に、共同事業として、OAL社を2008年、OBL社を2015年に設立いたしました。OAL社及びOBL社に対し、当社は営業・審査・保証を担当し、TC社はリース事業に関するノウハウを提供するなど、互いの専門性を生かして設立当時から順調に事業の成長を実現してまいりました。

当社は、長期目線で社会価値と企業価値の両立をめざす「サステナビリティ」を経営の軸に、2023年3月期を初年度とする中期経営計画において、従来型の信販モデルから発展的に脱却し、お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループをめざしております。

所有から利用の潮流が高まることが予想される中、中期経営計画で掲げるマーケットイン型営業の確立を実現するうえでリース分野は強化すべき重要な領域であり、とりわけ脱炭素の観点から、EVや充電設備等の市場が拡大することも想定され、それに伴うリース需要の増大などリース事業の重要性はますます高まるものと見込まれております。

このような状況を踏まえ、新たな顧客ニーズにも対応できるリース事業の更なる強化を重視する当社とTC社のニーズが一致し、本件の合意に至ったものであります。

今後は、当社がイニシアティブを取得することで当社及び当社グループとの連携を更に強化し、既存の領域に捉われない付加価値の高い商品・サービスやソリューションを提供してまいります。

(3) 企業結合日

2023年9月29日(みなし取得日 2023年9月30日)

(4) 企業結合の法的形式

持分法適用関連会社による自己株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

OAL社	企業結合日直前に所有している議決権比率	50%
	取得後の議決権比率	66%
OBL社	企業結合日直前に所有している議決権比率	50%
	取得後の議決権比率	80%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が被取得企業の議決権の過半数を所有するため、取得企業となります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年10月1日から2024年3月31日まで

なお、OAL社及びOBL社は当社の持分法適用関連会社であったため、2023年4月1日から2023年9月30日までの期間における同社の業績のうち、当社に帰属する部分は持分法による投資損益として計上しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

OAL社	
企業結合日直前に保有していた株式の企業結合日における時価	10,062百万円
取得原価	10,062百万円
OBL社	
企業結合日直前に保有していた株式の企業結合日における時価	1,559百万円
取得原価	1,559百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デューデリジェンス費用 8百万円

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

OAL社	2,766百万円
OBL社	278百万円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

OAL社	1,422百万円
OBL社	809百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったためであります。

(3) 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

OAL社	
流動資産	237,466百万円
固定資産	20,915百万円
資産合計	258,381百万円
流動負債	218,645百万円
固定負債	26,632百万円
負債合計	245,277百万円
OBL社	
流動資産	77,778百万円
固定資産	235百万円
資産合計	78,014百万円
流動負債	77,076百万円
負債合計	77,076百万円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(取得による企業結合)

当社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社(以下、「イオンフィナンシャルサービス」)と業務提携(以下、「本件業務提携」)に向けた検討の具体化を進めてまいりましたが、本件業務提携の一環として2024年1月11日開催の取締役会において、イオンフィナンシャルサービスの完全子会社であるイオンプロダクトファイナンス株式会社(以下、「対象会社」)の全株式を取得し、完全子会社化すること(以下、「本件株式取得」)について決議いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	イオンプロダクトファイナンス株式会社
事業の内容	信用保証、信用購入あっせん、保証業務、債権買取、集金及び支払いの代行

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、サステナブルな成長に向けた様々な戦略への取組みに注力しております。

このような状況下、当社はイオンフィナンシャルサービスとの間で、双方の関係会社を含めた協働を通じ両社のお客さまをはじめとしたステークホルダーに新たな価値を提供することを目的に、個品割賦事業、会員向・カード事業、企業間決済保証事業、ローン・ファイナンス事業、海外事業、不動産関連事業、サステナビリティに資する取り組み等幅広い領域に関して本件業務提携の検討を進めてまいりました。

この度、その一環としてイオンフィナンシャルサービスより対象会社の全株式を取得すること及び株式譲渡契約の締結について合意いたしました。

対象会社は、1959年に設立され、長年に亘ってオートローンを中心とする個品割賦事業をおこなっており、加盟店との強固なネットワークと幅広い商品ラインナップを保有しております。当社は、対象会社の完全子会社化により既に業界トップクラスにある個品割賦事業の事業基盤を一段と強化し同事業における競争優位性を高めるとともに、他事業とのシナジー追求等を通じ当社グループ全体の収益基盤の更なる強化を図ってまいります。

今後当社は、イオンフィナンシャルサービスと引き続き個品割賦事業以外の領域でも本件業務提携の検討を進め、お客さま起点で新たな価値を創造し、社会に貢献し続けることを通じて、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

(3) 企業結合日

2024年3月25日(みなし取得日 2024年2月29日)

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社オリコプロダクトファイナンス

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	5,000百万円
取得原価		5,000百万円

株式譲渡契約に定める価格調整条項に基づきイオンフィナンシャルサービスに対する剰余金の配当額等を調整した結果、取得の対価は当初の25,000百万円から5,000百万円となりました。

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 375百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

401百万円

なお、のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったためであります。

(3) 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間において均等償却する予定であります。なお、償却期間については現在算定中であり、

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	293,334百万円
固定資産	5,871百万円
資産合計	299,206百万円
流動負債	294,513百万円
固定負債	94百万円
負債合計	294,607百万円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

被取得企業の業績に基づき取得対価の調整が行われる契約となっております。取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれんは金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

9. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

営業収益	15,929百万円
営業利益	1,014百万円
経常利益	1,014百万円
税金等調整前当期純利益	991百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	703百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された営業収益及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における営業収益及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、のれんの償却期間については、算定中であり、取得原価の配分が完了していないため、のれん及び時価評価の差額の償却の影響は反映しておりません。

当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	1,775	1,689
契約負債(期末残高)	1,689	1,606

連結貸借対照表上、契約負債は「その他(流動負債)」に計上しております。契約負債はカード年会費のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおけるカード年会費の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	1,689	1,606

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「決済・保証事業」「海外事業」「カード・融資事業」「個品割賦事業」「銀行保証事業」の5事業を報告セグメントとしております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- (1) 決済・保証事業・・・家賃決済保証、売掛金決済保証、小口リース保証及び集金代行
- (2) 海外事業・・・オートローン
- (3) カード・融資事業・・・カードショッピング、カードキャッシング及び融資業務
- (4) 個品割賦事業・・・オートローン、オートリース及びショッピングクレジット
- (5) 銀行保証事業・・・提携金融機関の個人融資保証業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計
	決済・ 保証	海外	カード・ 融資	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益								
顧客との契約 から生じる収益	4,490	-	40,134	5,240	21	49,886	3,152	53,039
その他の収益	15,323	10,907	30,352	64,384	32,119	153,087	5,217	158,305
外部顧客に対 する営業収益	19,813	10,907	70,486	69,625	32,141	202,974	8,370	211,344
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	0	-	-	0	3,642	3,642
計	19,813	10,907	70,486	69,625	32,141	202,974	12,012	214,986
セグメント利益	10,371	1,052	59,729	54,014	19,059	144,227	2,569	146,797
セグメント資産 (注)2	137,033	145,238	589,286	3,332,712	1,117,193	5,321,465	83,296	5,404,762

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注) 1	合計
	決済・ 保証	海外	カード・ 融資	個品割賦	銀行保証	計		
営業収益								
顧客との契約 から生じる収 益	4,842	-	40,616	4,734	58	50,251	2,582	52,833
その他の収益	17,160	14,355	30,727	63,822	33,456	159,523	5,230	164,753
外部顧客に対 する営業収益	22,003	14,355	71,344	68,556	33,514	209,774	7,812	217,587
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	-	0	1	-	2	4,423	4,425
計	22,003	14,355	71,344	68,558	33,514	209,776	12,236	222,013
セグメント利益 又は損失	10,234	6,272	59,354	49,349	19,858	132,525	2,465	134,991
セグメント資産 (注) 2	138,447	167,744	595,544	4,233,483	1,216,902	6,352,121	79,154	6,431,275

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. セグメント資産には債権を流動化した残高及び連結貸借対照表に計上していない保証債務を含めております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	202,974	209,776
「その他」の区分の営業収益	12,012	12,236
全社収益	16,349	11,466
セグメント間取引消去	3,642	4,425
連結財務諸表の営業収益	227,693	229,054

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	144,227	132,525
「その他」の区分の利益	2,569	2,465
全社費用等(注)	120,507	115,131
その他	3,218	3,741
連結財務諸表の営業利益	23,070	16,118

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	5,321,465	6,352,121
「その他」の区分の資産	83,296	79,154
全社資産	1,253,789	1,278,232
流動化した割賦売掛金	1,800,877	2,378,443
連結貸借対照表に計上していない保証債務 (注)	2,440,184	2,180,575
その他	3,540	2,845
連結財務諸表の資産合計	2,413,949	3,147,643

(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について連結貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しております。この変更は遡及適用され、前連結会計年度は遡及適用後の数値を記載しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

「その他」の区分において、当社の一部資産について減損損失を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

減損損失 1,179百万円

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	決済・保証	海外	カード・融資	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	247	-	-	-	-	247
当期末残高	1,112	-	-	-	-	1,112

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	決済・保証	海外	カード・融資	個品割賦	銀行保証	合計
当期償却額	304	-	-	101	-	406
当期末残高	1,616	-	-	1,722	-	3,338

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.82	資金の借入	資金の借入 (純額)	424	短期借入金	7,221			
									1年内返済予定 の長期借入金	53,520			
									長期借入金	136,480			
						融資業務提 携	利息の支払	1,061	未払費用	25			
									提携 ローン 保証	債務保証	-	(注)3	81,286
										保証料の受 取	-	-	-
銀行保 証	債務保証	157,252	(注)4	399,368									
	保証料の受 取	13,787	流動資産のそ 他	1,156									

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

3. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について連結貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しております。この変更を反映し、「期末残高」には、保証債務として注記している当社が回収を行う債務保証の金額を記載しております。この変更は遡及適用され、前連結会計年度は遡及適用後の数値を記載しております。

4. 「期末残高」には、保証債務として注記している当社が集金を行わない債務保証の金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)			
その他の 関係 会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	1,404,065	銀行業	(被所有) 直接48.80	資金の借入	資金の借入 (純額)	99,329	短期借入金	106,551			
									1年内返済予定 の長期借入金	54,820			
									長期借入金	135,180			
						融資業務提 携	利息の支払	1,220	前払費用	154			
									提携 ローン 保証	債務保証	-	(注)3	58,714
										保証料の受 取	-	-	-
銀行保 証	債務保証	162,285	(注)4	383,811									
	保証料の受 取	13,929	流動資産のそ 他	1,173									

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

3. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、当連結会計年度より「債権の回収を行う保証」について連結貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しております。この変更を反映し、「期末残高」には、保証債務として注記している当社が回収を行う債務保証の金額を記載しております。

4. 「期末残高」には、保証債務として注記している当社が集金を行わない債務保証の金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	1年内返済予定 の長期借入金	21,240
									長期借入金	38,760
							利息の支払	309	未払費用	0

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社の子会社	みずほ信託 銀行 株式会社	東京都 中央区	247,369	銀行業	(被所有) 直接 0.06	資金の借入	資金の借入 (純額)	-	1年内返済予定 の長期借入金	21,214
									長期借入金	38,786
							利息の支払	303	未払費用	3

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
特別目的会社数	10社	10社
直近の決算日における資産総額(単純合計)	153,394百万円	120,254百万円
直近の決算日における負債総額(単純合計)	136,824百万円	106,345百万円

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注)1	12,700	-	
貸付金 (注)2	11,923	受取利息	142

(注)1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		項目	金額
譲渡資産	(百万円)		(百万円)
優先受益権 (注)1	74,300	-	-
貸付金 (注)2	11,677	受取利息	115

(注)1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,324.44円	1,388.79円
1株当たり当期純利益		
普通株式に係る1株当たり当期純利益	110.92円	73.30円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	110.92円	73.29円

(注) 1. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	19,035	12,571
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,035	12,571
普通株式の期中平均株式数(千株)	171,608	171,520
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	7	5
(うち新株予約権)	(7)	(5)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	

(注) 当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度において351千株、当連結会計年度において341千株であります。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度において265千株、当連結会計年度において344千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社オリエントコーポレーション	第14回～第15回、 第17回～第25回、 第27回～第28回、 第30回～第36回 普通社債	2017年7月21日 ～ 2023年7月13日	225,000	235,000 (40,000)	0.09～ 0.84	無担保	2024年4月12日 ～ 2032年1月20日

(注) 1. 当期末残高の()内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
40,000	40,000	35,000	30,000	40,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	126,165	509,609	1.03	-
1年以内に返済予定の長期借入金	371,625	389,926	0.64	-
1年以内に返済予定のリース債務	372	366	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	808,218	856,164	0.64	2025年 ～2034年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	748	602	-	2025年 ～2030年
その他有利子負債				
コマーシャル・ペーパー(1年以内に返済予定)	206,500	367,500	0.07	-
債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	11,570	11,489	1.06	2026年 ～2031年
合計	1,525,201	2,135,659	-	-

(注) 1. 借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、短期借入金、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	338,974	232,537	143,204	104,865
リース債務	293	192	78	22
その他有利子負債	-	1,417	1,428	4,044

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	57,688	112,190	168,637	229,054
税金等調整前四半期(当期) 純利益 (百万円)	5,157	10,495	14,118	18,036
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	3,679	10,126	11,571	12,571
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	21.45	59.04	67.47	73.30

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	21.45	37.59	8.43	5.83

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っておりますが、第2四半期の関連する四半期情報項目に与える影響はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	209,808	360,039
割賦売掛金	1, 3 1,074,058	1, 3 982,288
資産流動化受益債権	2, 4 588,763	2, 4 593,179
信用保証信託受益権	4,986	2,764
短期貸付金	120,351	188
関係会社短期貸付金	30,304	307,063
前払費用	2,800	3,453
未収収益	2,970	2,933
立替金	5 15,367	5 19,663
その他	43,914	65,390
貸倒引当金	111,530	108,531
流動資産合計	1,981,796	2,228,434
固定資産		
有形固定資産		
建物	52,103	49,799
減価償却累計額	32,974	32,636
建物（純額）	19,129	17,162
構築物	937	912
減価償却累計額	858	844
構築物（純額）	79	67
工具、器具及び備品	3,119	3,215
減価償却累計額	1,853	1,922
工具、器具及び備品（純額）	1,266	1,293
土地	60,448	57,339
リース資産	2,990	1,633
減価償却累計額	2,022	905
リース資産（純額）	967	727
建設仮勘定	820	1,063
その他	6	6
減価償却累計額	6	6
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	82,711	77,654
無形固定資産		
電話加入権	744	744
施設利用権	6	7
ソフトウェア	91,656	83,729
無形固定資産合計	92,406	84,481

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	6,665	8,887
関係会社株式	13,283	17,722
出資金	896	406
長期貸付金	11,570	11,489
従業員に対する長期貸付金	11	10
関係会社長期貸付金	-	45,500
長期前払費用	4,380	4,402
前払年金費用	5,270	6,556
繰延税金資産	32,866	29,139
敷金	3,557	3,462
その他	3,452	3,536
投資その他の資産合計	81,954	131,114
固定資産合計	257,072	293,250
繰延資産		
社債発行費	676	672
繰延資産合計	676	672
資産合計	2,239,545	2,522,357
負債の部		
流動負債		
支払手形	21,911	17,845
買掛金	99,773	160,197
短期借入金	49,021	146,351
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
1年内返済予定の長期借入金	366,732	349,168
コマーシャル・ペーパー	206,500	292,500
リース債務	338	314
未払金	12,277	11,722
未払費用	1,258	1,295
未払法人税等	-	226
預り金	187,588	200,727
前受収益	1,729	1,632
賞与引当金	3,312	3,094
役員賞与引当金	122	125
ポイント引当金	2,861	2,485
債務保証損失引当金	3,067	3,264
割賦利益繰延	643,009	640,294
その他	129	113
流動負債合計	1,039,634	1,271,357
固定負債		
社債	185,000	195,000
長期借入金	789,226	828,134
債権流動化借入金	2,711,570	2,711,489
リース債務	626	483
退職給付引当金	10	6
役員株式給付引当金	264	416
ポイント引当金	3,444	3,390
利息返還損失引当金	14,614	12,759
長期預り保証金	4,953	5,399
その他	299	314
固定負債合計	1,010,009	1,057,393
負債合計	2,049,644	2,328,751

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,075	150,075
資本剰余金		
資本準備金	910	910
資本剰余金合計	910	910
利益剰余金		
利益準備金	3,197	3,885
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	34,355	38,156
利益剰余金合計	37,552	42,042
自己株式	488	483
株主資本合計	188,050	192,544
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,845	1,167
繰延ヘッジ損益	3	114
評価・換算差額等合計	1,842	1,053
新株予約権	8	8
純資産合計	189,901	193,606
負債純資産合計	2,239,545	2,522,357

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
事業収益		
決済・保証	7,476	7,814
カード・融資	70,486	71,344
個品割賦	69,184	65,155
銀行保証	32,141	33,514
その他	2,061	1,987
事業収益合計	1 181,350	1 179,816
金融収益		
受取利息	145	117
その他の金融収益	4,022	3,313
金融収益合計	4,167	3,431
その他の営業収益	5,376	4,642
営業収益合計	190,894	187,891
営業費用		
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	32,318	34,152
利息返還損失引当金繰入額	7,248	5,811
従業員給料及び手当	22,509	22,072
退職給付費用	320	385
賞与引当金繰入額	3,312	3,094
役員賞与引当金繰入額	122	125
役員株式給付引当金繰入額	112	168
債務保証損失引当金繰入額	168	197
ポイント引当金繰入額	4,294	3,199
計算事務費	42,609	39,552
減価償却費	2,169	1,935
支払手数料	15,636	14,620
その他	38,506	36,412
販売費及び一般管理費合計	168,350	161,726
金融費用		
支払利息	6,305	7,193
社債利息	1,203	1,338
社債発行費償却	218	246
その他の金融費用	694	657
金融費用合計	8,422	9,434
その他の営業費用	501	198
営業費用合計	177,274	171,360
営業利益	13,620	16,530
経常利益	13,620	16,530
特別利益		
有形固定資産売却益	-	2 300
投資有価証券売却益	932	1,479
退職給付信託返還益	-	141
投資有価証券清算益	-	107
受取損害賠償金	-	98
特別利益合計	932	2,126
特別損失		
有形固定資産売却損	3 16	3 252
有形固定資産除却損	10	-
ソフトウェア除却損	-	332
減損損失	-	1,179
出資金評価損	-	511
投資有価証券評価損	89	292
その他の投資評価損	-	44
特別損失合計	117	2,613
税引前当期純利益	14,435	16,043
法人税、住民税及び事業税	125	601
法人税等調整額	891	4,078
法人税等合計	1,016	4,679
当期純利益	13,418	11,364

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	150,069	904	-	904	2,682	26,608	29,290	339	179,923	
当期変動額										
新株の発行（新株予約権の 行使）	6	6		6					12	
剰余金の配当					515	5,671	5,156		5,156	
当期純利益						13,418	13,418		13,418	
自己株式の取得								210	210	
自己株式の処分			0	0				62	62	
利益剰余金から資本剰余金 への振替			0	0		0	0		-	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	6	6	-	6	515	7,746	8,262	148	8,127	
当期末残高	150,075	910	-	910	3,197	34,355	37,552	488	188,050	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,849	3	1,846	20	181,790
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）					12
剰余金の配当					5,156
当期純利益					13,418
自己株式の取得					210
自己株式の処分					62
利益剰余金から資本剰余金 への振替					-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	3	0	3	12	15
当期変動額合計	3	0	3	12	8,111
当期末残高	1,845	3	1,842	8	189,901

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	150,075	910	-	910	3,197	34,355	37,552	488	188,050
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の 行使）	-	-		-					-
剰余金の配当					687	7,562	6,874		6,874
当期純利益						11,364	11,364		11,364
自己株式の取得								8	8
自己株式の処分			0	0				12	12
利益剰余金から資本剰余金 への振替			0	0		0	0		-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	687	3,801	4,489	4	4,493
当期末残高	150,075	910	-	910	3,885	38,156	42,042	483	192,544

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,845	3	1,842	8	189,901
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の 行使）					-
剰余金の配当					6,874
当期純利益					11,364
自己株式の取得					8
自己株式の処分					12
利益剰余金から資本剰余金 への振替					-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	677	111	788	-	788
当期変動額合計	677	111	788	-	3,704
当期末残高	1,167	114	1,053	8	193,606

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

すべてヘッジ会計を適用しております。

（「7.ヘッジ会計の方法」参照）

2. 固定資産の減価償却の方法

資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

（建物及び構築物）

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（建物及び構築物以外の有形固定資産）

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（ソフトウェア）

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。（自社利用可能期間 5年～15年）

（施設利用権）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 投資その他の資産

（長期前払費用）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権（3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下「取締役等」という）の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

(7) 役員株式給付引当金

取締役等の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は決済・保証事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、オートローン、カードショッピング等の利用者から受け取る会員手数料については、7・8分法及び残債方式によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料、カード年会費及びその他の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、主要な収益の計上は、次の方法によっております。

(1) 会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

事業	計上方法
決済・保証	7・8分法及び残債方式
カード・融資	7・8分法及び残債方式
個品割賦	7・8分法及び残債方式
銀行保証	残債方式

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(2) 加盟店手数料

加盟店に対して、立替払した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(3) カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引）

ヘッジ対象

借入金の金利（市場金利等の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利変動によるリスクを回避することを目的として各ヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目として「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、原則として期日到来基準によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	111,530	108,531

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

当社の貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

当期は物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまったこと等により、延滞発生額の大幅な増加は見られませんでした。翌期も個人消費は緩やかに回復するものと想定しており、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

・翌期に係る計算書類に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	32,866	29,139

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.繰延税金資産(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当事業年度から適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

2. 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金に関する会計処理の変更

当社の信用保証取引は、「債務保証のみを行う保証」と債務保証に加えて「債権の回収を行う保証」から構成されており、そのうち「債権の回収を行う保証」については業界の実務慣行として保証残高を「信用保証割賦売掛金」及び「信用保証買掛金」として貸借対照表に計上していましたが、当第4四半期会計期間における株式会社オリコプロダクトファイナンス(旧イオンプロダクトファイナンス株式会社)の連結子会社化を契機としてグループ会計方針の統一の検討を改めて行った結果、当期から貸借対照表には計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。

この変更の理由は、当社グループが従来型の信販モデルからの発展的な脱却を掲げ海外事業や新規事業への取り組みが進み、当社のステークホルダーも多様化してきている状況において、貸借対照表に計上せずに偶発債務として注記する方法に変更することで他社との財務諸表比較を容易にし、国内外の様々な財務諸表利用者に対して、当社の財政状態についてより有用な情報を提供できると判断したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。この結果、遡及適用前と比較して、前事業年度の資産合計及び負債合計がそれぞれ1,226,649百万円減少するとともに、対応する貸倒引当金1,693百万円を債務保証損失引当金に、貸倒引当金繰入額 97百万円を債務保証損失引当金繰入額に振り替えております。

この変更による前事業年度の1株当たり情報に与える影響及び前事業年度の期首の純資産に対する累積的影響額はありませぬ。

(貸借対照表関係)

1. 事業別割賦売掛金

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
カード・融資	290,631百万円	278,255百万円
決済・保証	35,314	34,252
個品割賦	730,679	658,312
その他	17,432	11,468
合計	1,074,058	982,288

2. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
資産流動化受益債権	11,570百万円	11,489百万円

(2) 担保付債務

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
債権流動化借入金	11,570百万円	11,489百万円

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
未実行残高	1,542,857百万円	1,489,924百万円

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 信用保証方式によるオートローン等に関するものであり、提携金融機関から融資が実行されるまで、当社が提携業者に一時立替払したものと等であります。

6. 事業別割賦利益繰延

	第63期 (2023年3月31日)				第64期 (2024年3月31日)			
	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期首 残高 (百万円)	当期 受入額 (百万円)	当期 実現額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)
カード・融資	40	2,735	2,769	74	74	3,388	3,385	72
決済・保証	3,100	2,267	1,694	3,674	3,674	2,387	1,980	4,080
個品割賦	44,526	15,418	21,006	38,938	38,938	15,167	18,474	35,631
銀行保証	332	32,095	32,119	307	307	33,682	33,456	533
その他	220	424	479	164	164	379	423	120
合計	48,138	52,941	58,070	43,009	43,009	55,005	57,720	40,294

7. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

8. 関係会社に対する金銭債権、債務

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
金銭債権		
短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む)	235,034百万円	673,835百万円
長期金銭債権(関係会社長期貸付金を含む)	-	45,500
金銭債務		
短期金銭債務	4,978	165,726
長期金銭債務	136,480	135,180

9. 保証債務

(1) 営業上の保証債務

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
提携金融機関による顧客に対する融資等への保証	2,409,060百万円	2,490,017百万円
(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当事業年度より「債権の回収を行う保証」について貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しております。この変更は遡及適用され、前事業年度は遡及適用後の数値を記載しております。		

(2) 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd.	76,193百万円	90,400百万円
PT Orico Balimor Finance	4,672	5,236
Orico Auto Finance Philippines Inc.	3,663	13,680
合計	84,529	109,317

(損益計算書関係)

1. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

	第63期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
カード・融資	27,582百万円	27,342百万円
個品割賦	44,056	42,932
その他	98	224
合計	71,737	70,499

2. 有形固定資産売却益の内訳

	第63期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	97百万円
土地	-	203
合計	-	300

3. 有形固定資産売却損の内訳

	第63期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	145百万円
工具、器具及び備品	-	14
土地	5	92
合計	16	252

4. 減損損失

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当期において、当社は遊休資産について個別物件ごとにグルーピングのうえ、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。

(場所) (用途) (種類)
大阪府他全3件 遊休資産 建物及び土地

当期において、当社は社宅のうち将来の使用が見込まれないことから遊休となった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,179百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物361百万円、土地818百万円であります。

また、当該グループの回収可能価額は正味売却価額であり、時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 関係会社との取引高

	第63期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業取引高		
営業収益	18,783百万円	25,270百万円
営業費用	5,002	6,221
その他の取引高	21	3,349

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	第63期 (2023年3月31日)
子会社株式	12,703
関連会社株式	580

当事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	第64期 (2024年3月31日)
子会社株式	17,622
関連会社株式	100

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	21,227百万円	20,870百万円
利息返還損失引当金繰入額	4,457	3,891
減損損失	6,851	7,058
退職給付引当金繰入額	3	2
税務上の収益認識差額	4,992	2,913
繰越欠損金	10,502	10,048
その他	9,578	9,715
繰延税金資産小計	57,614	54,499
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	8,058	8,929
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,216	13,890
評価性引当額小計	22,274	22,820
繰延税金資産合計	35,339	31,679
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	2,472	2,539
繰延税金資産の純額	32,866	29,139

(注) 会計方針の変更に記載のとおり、当事業年度より「債権の回収を行う保証」について貸借対照表には計上せず偶発債務として注記する方法に変更しており、これに対応する貸倒引当金については債務保証損失引当金として計上しております。前事業年度の「貸倒引当金損金算入限度超過額」及び「その他」については遡及適用後の数値を記載しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第63期 (2023年3月31日)	第64期 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
評価性引当額	17.8	
住民税均等割額	0.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	
受取配当等の益金不算入額	8.1	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.0	

(企業結合等関係)

(持分法適用関連会社による自己株式の取得)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	19,129	717	1,307 (361)	1,376	17,162	32,636
	構築物	79	1	2	11	67	844
	工具、器具及び備品	1,266	175	14	133	1,293	1,922
	土地	60,448	-	3,108 (818)	-	57,339	-
	リース資産	967	171	0	411	727	905
	建設仮勘定	820	295	52	-	1,063	-
	その他	0	-	-	-	0	6
	計	82,711	1,363	4,486	1,932	77,654	36,315
無形固定資産	電話加入権	744	-	-	-	744	-
	施設利用権	6	4	1	2	7	-
	ソフトウェア	91,656	10,953	327	18,553	83,729	-
	計	92,406	10,958	328	18,555	84,481	-

(注) 当期減少額欄の()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金 (注) 1	111,530	34,152	37,151	108,531
賞与引当金	3,312	3,094	3,312	3,094
債務保証損失引当金 (注) 1	3,067	3,264	3,067	3,264
役員賞与引当金 (注) 2	122	125	122	125
役員株式給付引当金 (注) 3	264	168	16	416
ポイント引当金(流動)	2,861	1,881	2,257	2,485
ポイント引当金(固定)	3,444	1,323	1,377	3,390
利息返還損失引当金	14,614	5,811	7,665	12,759

(注) 1. 「貸倒引当金」及び「債務保証損失引当金」は、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、遡及修正後の数値を記載しております。

2. 「役員賞与引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが95百万円含まれております。

3. 「役員株式給付引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが287百万円含まれております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し)	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料	
公告掲載方法	電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.orico.co.jp/company/index.html
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第63期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
2023年6月27日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月27日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第64期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
2023年8月14日 関東財務局長に提出。

（第64期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）
2023年11月14日 関東財務局長に提出。

（第64期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）
2024年2月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2023年6月30日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2024年3月27日 関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第63期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
2023年7月5日 関東財務局長に提出。

(6) 発行登録書（普通社債）及びその添付資料

2024年2月14日 関東財務局長に提出。

(7) 訂正発行登録書

2024年2月14日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書

2024年3月27日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月21日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2024年3月31日現在、連結貸借対照表上、貸倒引当金を133,860百万円計上しており、「注記事項(重要な会計上の見積り)1.貸倒引当金」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金を計上している。また、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>予想損失率の算定においては、当連結会計年度の消費支出は緩やかな増加にとどまったこと等により、国内では延滞発生額の大幅な増加は見られなかったため、翌連結会計年度においても国内の個人消費は緩やかに回復するものと想定し、採用する予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定している。</p> <p>会社は信販事業を中核事業として営んでおり、計上している割賦売掛金の営業債権の回収可能性は、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。したがって、当監査法人は、貸倒引当金の見積りを、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、貸倒引当金の見積りを評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸倒引当金の見積りに関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> 債権分類の正確性を担保するための内部統制及び貸倒引当金の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。 債権分類の正確性の評価 <ul style="list-style-type: none"> サンプリングにより抽出した債務者について、債権の回収状況、折衝記録等を閲覧し、また必要に応じて管理センターへの質問を実施し、債権分類の正確性を評価した。 貸倒引当金の見積手法及び見積額の妥当性の評価 <ul style="list-style-type: none"> 割賦売掛金等の貸倒実績額と過去の予想損失額の比較分析を行うことにより、過去に計上した貸倒引当金の見積方法を評価した。 ポートフォリオ全体の信用状況の変化を検討するために、債権分類毎の趨勢分析等を実施するとともに、直近の管理債権の貸倒の状況を閲覧した。 基幹システム内のデータと貸倒引当金の計算の基礎とした資料が整合しているかどうか、基幹システム内のデータと貸倒実績率の計算の基礎とした資料とが整合しているかどうかを検討するとともに、貸倒実績率の再計算手続を実施した。 翌連結会計年度の個人消費の緩やかな回復が、債権分類及び予想損失率に及ぼす影響に関して、経営者等に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要の見通しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2024年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を36,987百万円計上しており、「注記事項（重要な会計上の見積り）2．繰延税金資産」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来3年間の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価している。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでいる。</p> <p>将来減算一時差異等のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異等については個々のスケジュールリング結果等に基づき解消額を見積っている。</p> <p>将来の事業計画の策定においては、物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまっており、翌連結会計年度においても個人消費は緩やかな回復、また金利は、政府のマイナス金利政策解除により上昇する想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。</p> <p>したがって当監査法人は繰延税金資産の回収可能性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の計上に関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> 繰延税金資産の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。 将来課税所得の見積りの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> 将来の事業計画等に含まれる主要な仮定である各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しについては、経営者や財務企画部に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 個人消費の緩やかな回復や金利の上昇が事業計画等に及ぼす影響に関して、経営者や財務企画部に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要、金利の見直しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 将来の課税所得の見積りにおいて経営者が織り込んだ一定の不確実性を評価するために、過年度の事業計画と実績を比較した。 将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消予定時期のスケジュールリングの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> 過年度の将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消実績を閲覧し、経営者が行った将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消のスケジュールリングの見積方法を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。